

アフリカにおける
無償資金協力施設案件の実施環境
にかかる基礎研究
「プロジェクト研究」報告書

平成21年9月
(2009年)

独立行政法人国際協力機構
経済基盤開発部

基盤
JR
09-128

目 次

地図
要約

第1章 調査概要

1-1 調査の目的	1
1-2 調査団の構成	2
1-3 調査日程	2
1-4 調査の概要	2
1-4-1 調査概要	2
1-4-2 主な面談先	3
1-5 調査結果要約	4

第2章 コンゴ民主共和国

2-1 コンゴ民主共和国の概況	18
2-2 建設をめぐるコンゴ(民)政府の概況	19
2-2-1 行政能力、効率性	19
2-2-2 税制、免税	19
2-2-3 環境社会配慮	20
2-2-4 施工業者の登録と認可	21
2-2-5 設計・施工にかかる許認可	22
2-2-6 瑕疵担保	23
2-3 建設案件をめぐるドナーの現状	
2-3-1 世界銀行	23
2-3-2 BCECO (Bureau Central de Coordination)	25
2-3-3 UNOPS (United Nations Office for Project Services)	26
2-3-4 EU (European Union)	27
2-4 建設業の現状	
2-4-1 概況	28
2-4-2 現地施工業者	29
2-4-3 現地コンサルタント	31
2-4-4 資機材の調達	32
2-4-5 輸送事情	33

2-4-6 雇用、社会保障	33
2-5 コンゴ(民)におけるビジネス環境	
2-5-1 ビジネス環境	34
2-5-2 銀行送金	34
2-6 治安状況、安全対策	36
第3章 スーダン共和国	
3-1 スーダン共和国の概況	37
3-2 建設をめぐるスーダン政府の概況	38
3-2-1 行政能力、効率性	38
3-2-2 税制、免税	38
3-2-3 環境社会配慮	39
3-3 建設案件をめぐるドナーの現状	40
3-3-1 USAID (United States Agency for International Development)	40
3-3-2 世界銀行	41
3-3-3 UNOPS	42
3-3-4 GTZ	43
3-4 建設業の現状	43
3-4-1 概況	43
3-4-2 施工業者	44
3-4-3 コンサルタント	46
3-4-4 労働事情	47
3-4-5 資機材の調達	48
3-4-6 輸送事情	49
3-5 銀行送金	50
3-6 治安状況、安全対策	51
第4章 リスク要因及び事業実施に向けた提言	
4-1 政治の不安定化及び治安にかかるリスク	52
4-2 財政、行政、制度等が脆弱なことに伴うリスク	54
4-3 基本設計との齟齬が生じる可能性	55
4-4 建設事情にかかるリスク	55
4-5 ビジネス環境にかかるリスク	56
4-6 その他	56
4-7 提言	57

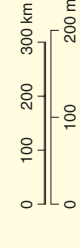
添付資料

1 現地面談記録	1-1
2 国内主要会議議事録	2-1
3 社団法人海外建設協会からのプロジェクト研究 及び現地調査項目に関する意見	3-1
4 資料	4-1
資料 1-1 建設単価比較表	
資料 2-1 財務省令	
資料 2-2 環境省令	
資料 2-3 世銀資料	
資料 2-4 公共事業省カテゴリーリスト	
資料 2-5 MALTA FOREST 社概要	
資料 2-6 SAFICAS 社概要	
資料 2-7 MW. AFRITEC 社概要	
資料 2-8 SAFRIMEX 社概要	
資料 2-9 SAM 社概要	
資料 2-10 COST-SOCCO 社概要	
資料 3-1 UNOPS 標準契約書フォーム	
資料 3-2 MOTOR WAY 社概要	
資料 3-3 SPENCON 社概要	
資料 3-4 ROKO Construction 社概要	
資料 3-5 INTER FREIGHT 社輸送料金表	
資料 3-6 Kenya Commercial Bank 業務案内	



DEMOCRATIC REPUBLIC OF THE CONGO

- National capital
- District capital
- City, town
- ✈ Major airport
- International boundary
- - - District boundary
- Main road
- Secondary road
- Railway



The boundaries and names shown and the designations used on this map do not imply official endorsement or acceptance by the United Nations.

要約

1. 背景

近年事業実績がないアフリカの中でも事業環境が厳しい国や地域（紛争終結国等）を対象に現地調査を行い、協力準備調査等を含む無償資金協力実施に際し、事前に確認すべき相手国の制度、計画・設計・積算に配慮すべき事項、相手国側に確認し、事業成立に必要となる事項、実施を求める事項、新たに配慮すべき事項・課題等を整理することを目的として、本プロジェクト研究を行った。

具体的な確認事項は以下のとおりである。

- 協力準備調査段階で確認すべき相手国の制度
- 計画・設計・積算に配慮すべき事項
- 相手国側に確認し実施を求める事項
- 無償資金協力実施に当たって新たに配慮すべき事項・課題等

また、研究成果は、業務指示書、積算ブリーフィングの内容、積算ガイドラインの運用のあり方、中期的には積算ガイドラインやその他無償資金協力制度全般の改善に反映されることを想定した。

現地調査団員、調査行程は5頁以降の「第一章 調査概要」に示す。

2. 研究方針

本プロジェクトの研究方針は以下のとおりである。

- 現地調査はコンゴ民主共和国、スーダン共和国を対象とする。
- 主管及び事務局については、資金協力支援部の協力を得つつ経済基盤開発部が担当することとし、研究の進捗管理及び品質管理を目的として、研究会を開催する。内部関係者（企画部、アフリカ部等）及び外部関係者（コンサルタント企業、施工会社等）に対しては、研究会への協力・参加を求める。
- 【無償資金協力実施環境調査】、【調達事情調査】の役務提供コンサルタントを備上する。
- 外部関係者に対しては、海外建設協会（OCAJI）を通じ、アンケートへの協力、研究会等への参加を依頼するとともに、外務省にも研究会等への参加を依頼し、本研究の品質確保を図る。
- 本基礎調査での検討は、今回対象とするような国・地域の事業環境を大枠で把握し、事業方針や調査計画に役立てることが主眼であり、個別の案件においてはさらに詳細な調査を実施した上で個々の状況・内容に応じた具体的な対応策を検討することになる。

3. 現地調査の内容

以下を含む事項について、現地調査により確認し、調査結果の分析を踏まえて提言を行った。【無償資金協力実施環境調査】、【調達事情調査】のコンサルタントは、それぞれ1)～7)、8)～13)を担当した。

- 1) 無償資金協力を実施する上で関連する法制度（税制、免税、通関手続き、発注/調達方法、設計審査、環境社会配慮等）、運用実態との乖離
- 2) 相手国のキャパシティ、先方負担事項の履行能力
- 3) 安全対策の方法、費用、工事関係の許認可
- 4) 計画・設計・積算で配慮すべき事項
- 5) 最近の類似工事の実績（規模、契約金額、契約履行の実態）
- 6) 現地での商（ビジネス）慣行、その他邦人企業が事業を行なう上で留意すべき事項
- 7) 金融インフラ、工事保険制度の有無
- 8) ローカルの資材調達環境（流通品目・状況、品質、価格、価格変動など）
- 9) ローカルコントラクターの有無、能力（過去の施工実績、工程管理及び品質管理の実績、トラブルの有無、財務状況組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）、価格、現地労務者の調達事情
- 10) 第三国コントラクター/本邦コントラクターが参入するにあたっての法的な障害の有無、問題等（労働者のビザ発給等）
- 11) 主要資材/機材の調達事情
- 12) ローカルコンサルタント、その他委託先（測量、地質調査、水質調査など）の有無、能力、価格
- 13) 骨材・土採掘地、廃土処分地の有無等の一般工事環境に関連する事項

4. 提言

現地調査結果を踏まえての本プロジェクト研究の提言は以下の通りである。

(1) 基本方針

実態（他ドナーの実績等）にあった積算を行う（例：他ドナーが建機の損料は全損で見ている場合は、それが妥当と判断される場合は同様の対応とする等）。

(2) 積算上の具体的な対応方針

次頁に示すとおり、想定されるリスクを①物価変動、②労働生産性の低さ、③政府の許認可、承認手続きの遅延、④先方負担事項の不履行、⑤免税の不履行、⑥治安の悪化、⑦工事の中断、撤退、⑧工事関係者への嫌がらせに大別し、それらリスク毎に、1) 短期的な課題：現行の制度の運用にて対応、2) 中長期的な課題：現行制度での対応は困難で別途対応を検討すべき事項（制度、契約、積算、精算等）に区分して対応方針の検討を行った。

リスクへの対応方針案

リスク	リスクの詳細	対応（案）		
		短期	中/長期	
物価変動（他国と比べてリスクが大きい）	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗骨材以外を殆ど輸入に依存している。 輸送ルートがウガンダのみに頼っている 天候に左右され易い スーダン/ウガンダ国境、ウガンダ/ケニア国境の越境・通関での嫌がらせ。 <p>コンゴ民：</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗骨材以外を殆ど輸入に依存している。 現地調達も可能であるが市場が独占的で在庫量に応じて購入価格が大幅に変動。 マタディ港からのみ輸入 免税措置で嫌がらせ 	<ul style="list-style-type: none"> 価格リスクを勘案し、妥当な場合は輸入価格で積算 輸送保険は安全サイドの保険料率で見積り 輸送手続きにかかる時間は Risk High Case を想定する 事務所/実施監理体制強化 予備費の計上 コスト+フィーや BQ 精算方式等 	○ ○ ○ △ ○ △	○ ○ ?
労働生産性の低さ	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 著しく労働生産性低い <p>コンゴ民：</p> <ul style="list-style-type: none"> 入札上限額の大幅な超過、入札やり直し、価格の見直しのケースが続出（他ドナー） 	<ul style="list-style-type: none"> 日本人作業員の増（現地労働者の歩係り補正はしない） 	○	
政府の許可、承認手続きの遅延	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 能力不足、時間かかる <p>コンゴ民：</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続きへの嫌がらせ、遅延、 手数料の要求 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所/実施監理体制強化 手数料の裏付けを確認し、公的に規定されているものがあるようであれば積算も可能 	△ ○	○
先方負担事項の不履行	<p>スーダン&コンゴ民：</p> <ul style="list-style-type: none"> 能力不足、時間かかる 	<ul style="list-style-type: none"> 先方負担事項として行うことが不适当（予算措置能力を含む）と判断される場合は、日本側の負担事項に含めて実施することを検討する。 	○	
免税の不履行	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税は免税可能、ただし現場レベルではトラブルあり、国内税は無税（要確認） <p>コンゴ民：</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税は免税可能、ただし現場レベルではトラブルあり 間接税は実態として徴税されていないが、製品によっては販売者が独自に課税しているケースが報告されている（要確認） 	<ul style="list-style-type: none"> 国内税/間接税は実態として機能していないものとして積算（無税） ただし、課税/免税がはっきりしている製品かつ免税手続きが行いやすい電気量料金や燃料等は免税価格として見積る 徴税されていない=100%の金額を無税で見積る 	○ ○ ○	

治安の悪化	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 南北政府間関係の不安定化の可能性 安全を確保できる宿泊先の宿泊費が高い <p>コンゴ民：</p> <ul style="list-style-type: none"> 依然として正常が不安定であり、暴動、略奪が突発的に発生し、大規模化する可能性が高い。また、一旦略奪が始まると誰もが略奪に参加する可能性がある。 安全を確保できる宿泊先の宿泊費が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策要員の配置、宿舎等の警備、通信手段確保等にかかる経費を現場管理費として計上 宿泊費を実費ベースで支給 経費率の増 	○ ○ ○	
工事中断、撤退	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 政情 <p>コンゴ民：</p> <ul style="list-style-type: none"> 治安 	<ul style="list-style-type: none"> 工事保険の適用 戦争保険の適用 	○	
工事関係者への嫌がらせ	スーダン&コンゴ民： 嫌がらせ、業務への妨害	<ul style="list-style-type: none"> 公用旅券発給の可否確認 	△	

○：JICA 内で検討・意思決定で対応可

△：JICA 内で検討・意思決定部分的に対応可、外務省との協議が必要

なお、2009 年 10 月閣議案件である「コンゴ民主共和国キンシャサ市・ポワ・ルー通り補修及び回収計画」で、実際に取りられた通常の無償資金協力案件とは異なる対応は以下の通りである。

- 予備費：カントリーリスクに応じた予備費の計上を行う。
- 相手国負担事項：現実的に先方による実施が困難あるいはスケジュールに多大な遅延をもたらすと危惧されるものについては日本側で実施する。
- ベースキャンプの外構工事、電灯の設置等の見積り計上を認める。
- 安全対策のクラーク雇用を認める。
- 現地ワーカーの効率が低いことに対しては、現地ワーカーの歩掛りを増やすのではなく、日本人のワーカーを増やすことで対応する。
- 建機の損料については、全損処理と損料輸送費込みの費用/要する手続き比較を行ったうえで、コスト的に有利であった日本発着の輸送費込みを採用する。
- 税金については、原則どおり免税、徴税機能が働いていないものについては無税扱いとする。
- 一般管理費において治安対策等で経費の増が見込まれるので、その分を技術費の上限を 10%増やすことで対応する。
- 不可抗力（緊急退避航空費、籠城日数分のホテル代、ホテル～空港までの移動、工事中断期間の建機損料、ベースキャンプ/建機が破壊された際の復旧費）については、工事中断保険にて対応する。

第1章 調査概要

1-1 調査の目的

2008年5月のTICAD IV 横浜宣言、同年7月の洞爺湖サミットにおいて、アフリカ支援強化の方向性が各国首脳により確認される等、アフリカを重視した援助方針は今後も継続されることとされている。我が国無償資金協力においてもアフリカのシェアは年々増加してきているところであるが、今後、他の地域以上に施工・調達環境が厳しいコンゴ(民)、スーダン、ブルンジ、リベリア、シエラレオネ及び中央アフリカ等の紛争終結国についても支援を再開し事業を展開していくことが必要となってきた。

このような状況から、JICAは、アフリカにおける紛争終結国及び近年事業実績がない国における無償資金協力事業（施設案件）にかかる実施環境を調査し事業成立に求められる要件について検討を進めることとなり、コンゴ(民)及びスーダンに調査団を派遣することとなった。

1-2 調査団の構成

総括	西宮宣昭	JICA 経済基盤開発部審議役
調査計画	金縄知樹	JICA 資金協力支援部設計・積算審査室
無償実施環境調査	下村則夫	(株)福永設計
調達事情調査	小林正明	(株)福永設計
通訳	平松直子	(財)日本国際協力センター

1-3 調査日程

調査日程

日順	月日	官団員		役務コンサルタント団員		
		西宮・金縄		下村	小林	平松（通訳）
1	3月7日	土		移動：東京→パリ（JL405）		
2	3月8日	日		移動：パリ→キンシャサ（AF894）		
3	3月9日	月		JICAコンゴ民事務所と打ち合わせ、東京設計（シカゴ浄水場調査団コソルクト）と打合せ、NTC（シカゴ）麻宿谷氏より状況聴取		
4	3月10日	火		日本技術開発米田氏より状況聴取		
5	3月11日	水		M.W. AFRITEC（建設会社）ヒアリング、SAM SPRL（建設会社）ヒアリング		
6	3月12日	木		世銀よりヒアリング		
7	3月13日	金		BCECOよりヒアリング、GEECよりヒアリング、財務省よりヒアリング		
8	3月14日	土	移動：東京→パリ（JL405）	資料整理		
9	3月15日	日	移動：パリ→キンシャサ（AF894）	資料整理		
10	3月16日	月	JICAコンゴ事務所打合せ			
			在コンゴ日本大使館表敬 アシエロセック（産業道路調査団コソルクト）打合せ	SAM SPRL（建設会社）再訪問ヒアリング、JETRA（建設会社）ヒアリング		

11	3月17日	火	UNOPS打ち合わせ、EU打合せ		IBTP (国立建築学校) ヒアリング、Const-Soco (建設会社) ヒアリング、TRANS-IMPORT (建設会社) ヒアリング
12	3月18日	水	ゴリア浄水場視察	官団員、JICA事務所と協議	CHITEC (コンサルタント会社) ヒアリング
13	3月19日	木	道路開発調査道路視察	官団員、JICA事務所と協議	建築家協会ヒアリング
			アンジェロセック (産業道路調査団コンサルタント)、東京設計 (浄水場調査団コンサルタント) と協議、	JICAコンゴ事務所進捗報告	
14	3月20日	金	移動: キンシャサ→ナイロビ (KQ435)	資料コピー 整理	
15	3月21日	土	移動: ナイロビ→ジュバ (J0831)	資料整理	
16	3月22日	日	資料整理	資料整理	
17	3月23日	月	JICA南スーダン事務所打合せ、南「ス」政府 地域協力省ヒアリング、南「ス」政府 財務、経済計画省ヒアリング、南「ス」政府 労働・公共サービス・人的開発省ヒアリング、セントラルエクトリア州政府 インフラ省ヒアリング	インフラ・公共事業・国土整備省 インフラユニットヒアリング	
18	3月24日	火	GTZヒアリング、USAIDヒアリング、UNOPSヒアリング、ジュバ在住本邦コンサルタント、コントラクターとの打合せ	産業道路調査団 (官・コンサルタント) と協議	移動キンシャサ→バリ (AF899)
19	3月25日	水	JICA南スーダン事務所打合せ	移動 キンシャサ→ヨハネスブルク (SA051)	移動バリ→東京 (JL406)
20	3月26日	木	移動: ジュバ→ハルツーム 在スーダン日本大使館表敬	三菱商事ヨハネスブルク支店ヒアリング、南ア日立建機ヒアリング	
21	3月27日	金	移動: ハルツーム→アジサアベバ→ナイロビ JICAケニア事務所打合せ	JICA南ア事務所打合せ	
22	3月28日	土	資料整理	移動 ヨハネスブルク→ナイロビ (KQ461)	
			団内打ち合わせ		
23	3月29日	日	移動: ナイロビ→ドバイ (EK720)	資料整理	
24	3月30日	月	移動: ドバイ→関空 (JL5090) 関空→成田 (JL188)	JICAケニア事務所打合せ、鴻池組海外事業部ケニア事務所ヒアリング、建材サプライヤー価格調査	
25	3月31日	火		SPENCON (建設会社) ヒアリング、MOTORWAYS (建設会社) ヒアリング	
26	4月1日	水		ROY TRANSMOTORS (運送会社) ヒアリング、 JICAケニア事務所報告	
27	4月2日	木		移動: ナイロビ→ジュバ (BSS13)、JICAジュバ出張所事務所打合せ、システム科学ヒアリング	
28	4月3日	金		片平エンジニアリング・インターナショナルヒアリング、アーバン利根、東京設計ヒアリング	
29	4月4日	土		資料整理	
30	4月5日	日		資料整理	
31	4月6日	月		南スーダン政府 住宅・計画・環境省ヒアリング	
32	4月7日	火		SPENCON (建設会社) ジュバ事務所ヒアリング	
33	4月8日	水		南スーダン政府教育省ヒアリング、SDV (運送会社) ヒアリング	
34	4月9日	木		USAIDヒアリング	
35	4月10日	金		世銀ヒアリング、インタープレート (運送会社) ヒアリング	
36	4月11日	土		移動: ジュバ→ハルツーム (SNR401)	
37	4月12日	日		Power Consult (コンサルタント) ヒアリング	
38	4月13日	月		JICA南スーダン事務所打合せ	
39	4月14日	火		EDS (コンサルタント) ヒアリング 移動: ナイロビ→ドバイ (EK734)	
40	4月15日	水		移動: ドバイ→関空 (JL5090) 関空→成田 (JL188)	

1-4 調査概要

1-4-1 調査概要

- (1) 調査団は、全行程 40 日間にわたり、コンゴ(民)(キンシャサ)及びスーダン(ジュバ及びハルツーム)において、先方政府、ドナー、建設会社、コンサルタント及び輸送会社等から現地の建設事情についてヒアリングを行い、また南アフリカ(ヨハネスブルク)及びケニア(ナイロビ)において、主に資機材の調達環境について関係企業よりヒアリングを行った。
- (2) コンゴ(民)においては、(株)アンジェロセック、(株)東京設計事務所、NTC インターナショナル(株)及び日本技術開発(株)の各社が、また、スーダンにお

いては、(株)アーバン利根、(株)片平エンジニアリングインターナショナル、システム科学コンサルタンツ(株)及び(株)東京設計事務所の各社が、本件調査団と同時期に JICA 事業の具体的な個別案件に係る調査を実施中であった。このため、訪問先とのアポイント取付けの都合上、調査の一部を各社と合同または分担して実施することとなった。また、先行して個別案件の調査を開始していた各社からは多大な関連情報の提供を受けた。これら各社から寄せられた情報についても本報告書の一部として扱われている。

- (3) 本報告書は、主に、世銀他ドナー等により公表されている資料及び訪問先から聴取した情報に基づきまとめられたものである。入手した情報については可能な限りクロスチェックを行い、信頼性が高いと判断された情報を報告している。しかしながら、ヒアリングに際し当方から依頼した質問表に対する回答書を受取ることが出来たのは数件に過ぎず、ほとんどは口頭での回答によっている。このため、情報が断片的であることは否めず、断定的な判断を下すことは困難である。
- (4) 訪問先の多くからは、可能な範囲内において、建設資機材にかかる価格についても聴取した。これら情報及び「Spon's African Construction Costs Handbook」を参考として、コンゴ(民)、スーダン、南アフリカ、ケニア及び日本での建設資機材の価格の比較を試みた。(資料 1-1 建設単価比較表)。

1-4-2 主な面談先

(1) コンゴ(民)

- ・ 在コンゴ(民)日本大使館
- ・ JICA コンゴ(民)駐在員事務所
- ・ Ministry of Finance
- ・ Ministry of Public Works and Infrastructure
- ・ GEEC (Groupe d'Etudes Environnementales du Congo)
- ・ 世界銀行 (WB)
- ・ Bureau Central de Coordination(BCECO)
- ・ Unite de Coordination des Projects(UCOP)
- ・ United Nations Offices for Project Services (UNOPS)
- ・ European Union (EU)
- ・ 現地施工会社 (M.W.AFRITEC 社、SAM 社、CONST-SOCO 社、他)
- ・ 現地コンサルタント (CHITEC INTERNATIONAL 社、他)
- ・ その他 (国立建築学校(IBTP)、建築家協会(SAC))

(2) スーダン

- ・ 在スーダン日本大使館
- ・ JICA スーダン駐在員事務所
- ・ JICA スーダン駐在員事務所ジュバ出張所
- ・ 南スーダン Ministry of Regional Cooperation
- ・ 南スーダン Ministry of Finance & Economic Planning
- ・ 南スーダン Ministry of Labour, Public Services & Human Resource Development
- ・ 南スーダン Ministry of Physical Infrastructure
- ・ 南スーダン Ministry of Housing, Physical Planning & Environment
- ・ 南スーダン Ministry of Education, Science & Technology
- ・ 世界銀行 (WB)
- ・ United Nations Office for Project Services (UNOPS)
- ・ United States Agency for International Development (USAID)
- ・ Deutsche Gesellschaft fur Technische Zusammenarbeit (GTZ)
- ・ 現地施工会社 (SPENCON 社ジュバ現場事務所他)
- ・ 現地コンサルタント (POWER CONSULT 社、EDS 社)
- ・ 輸送会社 (SVD LOGISTICS 社、INTER FREIGHT 社)

(3) 南アフリカ (南ア)

- ・ JICA 南アフリカ事務所
- ・ 三菱商事(株)ヨハネスブルク支店
- ・ 日立建機(株)南アフリカ支店

(4) ケニア

- ・ JICA アフリカ地域支援事務所
- ・ 現地施工会社 ((株)鴻池組ケニア事務所、SPENCON 社、MOTOR WAYS 社)
- ・ 輸送会社 (ROY TRANSMOTORS 社)

1-5 調査結果及び提言

(1) コンゴ(民)

紛争の終結に伴い、建設事業にかかる実施環境が未整備なまま、国際援助機関、各国ドナーによる大規模なインフラ復旧整備が展開されている。実施環境の未整備は、行政面において顕著である。金融をはじめとするビジネス環境一般についても、不明瞭であり信頼性に問題があるとの指摘がなされて

いる。施工業者及び資機材の調達については、調達環境が整備されつつある。

1) 行政及び諸制度について

行政機構は再構築の途上であり、公務員制度も不十分である。また、予算の編成・管理にかかる体制整備も遅れており、予算管理には部分的に WB、財務府が関与している。新憲法に基づく法律整備も遅れていると推察され、行政上必要とされる規定の多くは、現在のところ大臣令（省令）という形で運用されている。

公務員給与は、未払い・遅配が常態化しており、2009 年 2 月末には、世銀が、公務員給与、政府の電気・水道代金等を対象とする緊急支援 1 億米ドルの供与（無償）を承認している。

コンゴ(民)政府の現状を考慮し、ドナーの多く（ほぼ全てと思われる）は、案件の管理を政府機関に委ねず自ら実施している。WB においても、財務省内に Bureau Central de Coordination (BCECO) を設置し、実質上自らが案件を管理している。BCECO の Director General は、この事情を次のように説明している。「コンゴ(民)政府による公的資金の不十分な管理、ロジスティックの未整備、政府内の人材不足という重大な課題を抱えながら WB スタンダードに基づき事業を実施するため、WB は BCECO を設立し、自らが案件の管理を行う必要があった。コンゴ(民)政府による調達プロセスは信頼できず、事業資金を紛失した経験をもつ外国企業は多い」。

援助関係者の間では、施設建設にかかる許認可について、所管する省庁の権限内容が不明瞭であるとの根強い不満が存在する。許認可権限が不明瞭なことにより設計変更を強いられるケースも生じている。

同国においては、地方分権化の推進により、2010 年より新たな州制度の導入による 26 州体制へ移行が計画されている。本年 9 月からは、順次地方分権化が施行される予定で、行政上の所掌権限の見直しが検討されている。地方への権限委譲、26 州体制への移行が円滑に取り進められるか否か、また、援助案件の実施にどのような影響が生じるかは明らかではない。

外国からの資金援助による公的な事業実施にかかる免税措置については、2004 年 3 月 29 日付財務省令により規定され、同規定は 2004 年 6 月 19 日付財務大臣名の回状により政府内部に周知されている。輸入関税にかかる免税措置（還付ではなく免税方式）については、申請手続きにかかる遅延は指摘されているものの、ほぼ例外なく適用されており、ドナーからも特段問題視される事項は報告されていない。但し、実際の通関に際しては、引き取りまでに長時間を要した事例や税官吏による嫌がらせを受けた事例等が指摘されている。

国内で生産される物品の価格には 15%の間接税(売上税: ICA)が課せられ

ている。外国援助案件については ICA を国庫が負担し、受注した企業は、(承認を受けた後に) 税引き後の価格で物品の購入が出来る旨規定されている。ICA は、資機材の輸入に際しても発生するが、外国援助資金による公的事業については、輸入時の ICA についても免除されることとされている。しかしながら、現在の課税システムにおいて、ICA がどのように徴税され、どのように販売者に還付されているかは明瞭ではなく、実態として徴税システムは機能していないと判断される。

2) ビジネス環境

WB は、2004 年以来、各国のビジネス環境を一律の基準で調査・評価し、国際比較を試みるレポート「Doing Business」を毎年公表している。同レポートは、①起業のし易さ、②建設の許認可、③雇用に対する法的規制、④所有権の登録、⑤信用力、⑥投資家保護、⑦課税、⑧二国間・多国間貿易、⑨契約の履行、⑩ビジネスからの撤退 の 10 項目に及ぶ評価を総合的にまとめたものであるが、同レポート 2009 年版によれば、コンゴ(民)は、調査対象となった 181 カ国中 181 位、最も環境が整備されていない国に位置付けられている。

同レポートの「建設の許認可」の評価は、約 1,300 m²の 2 階建て倉庫を建設する場合を想定し、必要とされる許認可について各国の手続きの効率性を比較したものである。コンゴ(民)では、14 項目の許認可が必要で、全ての許認可を取得するのに 322 日を要すると報告されている。(環境社会配慮事項に要する手続きを含まない。倉庫内で保管する物品の種類によっては、更に追加の許認可が必要とされる)。また、全ての許認可を受けるのに要するコストは、一人当たり所得金額の 17 倍 (1,725.8% of Income per Capita) と算出され、国際比較の結果、「建設の許認可」の効率性を 181 カ国中 141 位に位置づけられている。なお、コンゴ(民)の項においては、「算定された費用には賄賂分を含まない」との注書きがあり、さらなるコストの追加が推定される。

コンゴ(民)で事業を行う関係者の一部からは、在コンゴ(民)の銀行機能に対する信頼性、安全性への疑問が指摘されている。このため、同関係者の多くは、資金の移動を現金に頼っている。同国に支店を構える Citi Bank は、外資系銀行として信頼性、安全性が確認されているが、非常に高い手数料 (10%) が設定されている。このような事情を踏まえ、国連職員はケニアに、JICA 事務所員はベルギーに個人口座を開設している事例があった。現地施工業者は、ほぼ全ての企業が国外の銀行に複数の口座を保有し、国外での決済が一般化している。現地施工業者によれば、国外銀行を通じた決済は違法で

はないとのことである。

3) 施工業者

公共事業を受注するためには、公共事業省令により、登録と認可が必要とされている。外国援助案件の入札については、公共事業省による登録と認可は義務付けられていない。公共事業省による登録と認可を受けた施工業者は、カテゴリー(企業規模)別に 213 社存在する。この他に、SOGER SATOM(仏)、MALTA FOREST(ベルギー)等、登録と認可を受けておらず外国援助案件のみに関心を有しているヨーロッパの大手企業が数社存在している。登録された現地の大手施工業者又は欧州からの進出企業の中には、本邦企業の下請けとして施工を行う能力があると考えられる企業が存在しているものと考えられる。なお、援助案件にかかる下請け企業については、登録及び認可を必要としないが、公共事業省は、可能な限り登録及び認可を受けた現地企業を採用して欲しいとの意向を有している。

4) コンサルタント

コンサルタントについても施工業者と同様に、公共事業を受注するためには、公共事業省令により、登録と認可が必要とされている。公共事業省による登録と認可を受けたコンサルタントは、カテゴリーA(6社)、同B(7社)、同C(3社)が存在する。この他、測量会社等が数社存在している。

5) 資機材の調達

キンシャサ市内には小規模な建材小売店は散在するが、無償資金協力による建設案件に対応できる規模のサプライヤーは存在しない。建設資材はセメントを除きほぼ全てを輸入に依存している。大規模工事に必要な資機材は、コントラクターが自ら輸入するのが一般的である。

セメントについては 2008 年後半に販売価格が高騰した。セメント価格は概ね 10 米ドル/50Kg 台であったものが昨年後半には一時 50 米ドルまで上がった。同価格の高騰の背景には、国内工場が水害により操業不能となったことや南アでの需給が逼迫したことが原因と推察される。(この時期、南ア自身がザンビア、モザンビークからセメントを緊急輸入した)。現在は、6 ヶ月間にわたる輸入税免除措置がとられており 25 米ドル台で推移している。その他資材についても国内価格の変動が大きいことが指摘されている。

鋼材、アスファルトは、主に南アから輸入している。現地施工業者によれば、南ア製品には、フランスやベルギーより安価なものが多いとのことである。鉄筋は国内電気炉による生産品が調達可能である。キンシャサ周辺では、

良質な骨材の供給源が限られており、自前の採石場を有している施工会社は少ない。公共事業省は材料試験を義務付けており、特に外国援助案件については厳格に適用されるとのことである。

ほとんどの建設機械は大手施工業者が保有しており国内で調達可能である。建設機械の不足を指摘する意見は聞かれなかった。現在のところ、不足が生じた場合には国内施工業者間で融通しているとのことである。建設機械をリースする会社は存在しない。

6) 治安状況、安全対策

外務省の渡航情報によれば、キンシャサ特別州（首都キンシャサ市を含む）には渡航延期の注意喚起がなされている。現在のキンシャサ市内の情勢は比較的安定しているが、高い失業率及び国軍兵士、警察官、公務員等への給料の遅配等の状況は改善されておらず、国民の不満は解消されていない。更に、2008年8月末以降悪化している東部情勢に加え、世界的経済危機の影響によりカタンガ州を中心に多数の失業者が発生している等の事情を反映し、キンシャサ市内においても、強奪、婦女暴行、殺人等の犯罪が報告されている。最近では、市内ゴンベ地区に所在する大手銀行コンゴアフリカ国際銀行（BIAC）に対する武装強盗未遂事件が発生している。

Mission de l'Organisation des Nations Unies en Republic Democratique de Congo (MONUC)による平和維持活動は、2009年12月末までとされており撤収以降の治安悪化を懸念するとの指摘もあった。

多くのドナー関係者は、「キンシャサにおける治安上の最大の懸念は、突発的な暴動、略奪の発生、一旦略奪が始まると誰もが暴徒化する可能性があること」と指摘している。

建設現場での治安対策としては、一般的には、盗難防止のためのフェンスの設置、ガードマン配置がされている程度で、その他特別な配慮はなされていない。

(2) 南スーダン

南スーダンにおいても、コンゴ(民)と同様、紛争の終結に伴い、建設事業実施にかかる環境が未整備なままに、国際援助機関、各国ドナーによる大規模なインフラ復旧・整備が開始されている。実施環境の未整備は、行政、諸制度、施工業者及び資機材の調達、労働力の確保、輸送に至るあらゆる面に非効率な状況を招いている。

南スーダンの首都ジュバにおいては、経済的基盤がほとんど未整備のまま、難民の流入、都市機能の拡大等が起きており、都市人口が急増している。ジ

ユバ及び周辺住民の食料その他生活物資は、地域内で賄うことが出来ず、多くをウガンダ、ケニア等からの輸入に依存している。都市基盤の再整備は遅れており、給水車による上水の配水、自家発電による電力確保が一般的である。流通、サービス、建設、輸送等の経済活動についても現地企業のみでは供給することが出来ず、そのほとんどをケニア、ウガンダ、エチオピア等から進出した外国企業が請け負っている。現地労働者も都市型労働に不慣れであり質が低いことから、あらゆる分野でケニア、ウガンダ等からの出稼ぎ労働者が雇用されている。こうした事情により、南スーダンにおける賃金及び諸物価は非常に高い水準にある。

1) 行政及び諸制度について

南スーダンにおいては、2005年 Comprehensive Peace Agreement (CPA) 締結を機に新政府が樹立され、新たに行政制度の構築が始められている。公務員の経験者は少なく、行政に未熟な者が多い。また、部族間の利害の対立、帰国組と残留組との確執も取りざたされている。Multi-Donor Trust Fund (MDTF) 等の資金により政府機関の庁舎の整備が進められており、大臣、局長等の執務環境は整えられつつあるものの、一般官僚レベルは、コンテナハウスを改造したスペースでの執務を強いられている。また、中央政府の体制作りと並行して、地方への分権化も進められており、一国としての行政制度が確立するまでには時間を要するものと考えられる。

援助案件にかかる資機材の輸入については、関税の免除(還付ではなく免税方式)が認められている。財務省によれば、新たに、州レベルにおいても輸入関税が課せられるとのことである。免税手続きについては、南スーダン政府の財務省に申請すれば、州レベルについても免税措置が適用されるとの説明があるが、実態は、両者に対して申請が必要な状況にある。

国内で調達される物品には間接税 (Local Tax) が課せられており、財務省は、これを免税扱いにすることは出来ない旨表明している。(間接税は7~8%程度とのことであるが、明確な規定がない模様。さらに財務次官によれば還付制度が存在しないとのこと。)

2) 建設事情

南スーダンにおいては、現地施工業者、現地コンサルタント及び資機材のサプライヤーは小規模なものを除き存在していない。エンジニア、熟練工も存在せず、単純作業に従事する一般労働者についても経験不足が指摘されている。このような状況の下、現在、南スーダンにおいて建設施工に従事しているのは、主に、ケニア、ウガンダ及びエチオピア等からの進出企業であり、

労働者は、ほとんどがケニア、ウガンダからの出稼ぎ労働者である。

建設資機材についても、骨材を除く全てを周辺国からの輸入に依存している。(粗骨材についても一時ウガンダからの輸入に依存した時期があった)。輸入ルートは、主に南からの陸路によるが、ジュバーウガンダ国グル間の道路は大半が未舗装の悪路である。雨季には輸送事情が著しく不安定であったが、USAID の援助により、2010 年 10 月には、ジュバ～ニムレ(ウガンダ国境)間 190Km の舗装が完了する予定である、また、ニムレ～グル間は世銀による改修・舗装化(JICA が協調融資で参加することを検討中)が検討されており、中期的には輸送事情は改善されることが見込まれている。

3) 施工業者

南スーダンには、極めて小規模なものを除き現地施工業者は存在していない。また、現在、ケニア、ウガンダ等から非常に多くの建設業者が進出しているが、そのほとんどは中小規模の企業である。大手企業では、ケニアからは SPENCON 社、ウガンダからは ROKO CONSTRUCTION 社等が進出しているに過ぎない。調査団がナイロビで面談した大手企業 MOTOR WAY 社(無償案件下請けの経験が豊富)の経営者によれば、日本のゼネコンの下請けが出来るのであれば、南スーダンでも仕事をしたいと考える大手企業は多いと思われるとのことであった。日本のゼネコンの評価は非常に高く、学ぶべき点が多いと考えているとのことである。

SPENCON 社、ROKO CONSTRUCTION 社共に本邦施工業者の元で無償案件下請けの経験が豊富であり、両社共に、現在、世銀案件(MDTF 資金)を実施している。

ケニア、ウガンダ等から進出している多くの中小規模の施工業者は、大手施工業者の下請けや孫請け、又は、UNICEF や NGO が各地で進めているコミュニティ開発に関連した小規模建設案件に関心を有しているものと推察される。これら中小施工業者の中には、ペーパーカンパニーもあり、又、図面を理解出来ないレベルの者もあるとのことであるが実態は不明である。急速に需要が拡大している状況下における多数の中小施工業者の進出は、価格競争ではなく、価格吊り上げ競争を惹起しているとの指摘もなされている。

以上の他に、地方での道路改修に従事している中国等の大手企業が存在している。

南スーダン政府は、施工業者の登録を行っており、登録リストが存在する

との情報もあったが、調査団としてはこれを確認することは出来なかった。

4) 熟練工、労働者の確保

南スーダンにおいては、あらゆる分野において現地の熟練労働者が不足しており、商店、ホテル、レストランの従業員、乗り合いミニバスの運転手に至るまでケニア、ウガンダ人等の外国人が就労している。

建設分野においても、スーダン人の熟練工はいない。単純労働においてはスーダン人も就労しているが、ケニア人の70%程度の働きといわれている。このため、労務単価は高く、単純労働者でも10~20ドル/日以上。USAIDが非常に高い報酬で技術者を採用しており、ケニア人のエンジニアに5,000ドル/月を支払っている。出稼ぎ外国人には、一時的に金儲けに来ている者が多い。出来る限り高い賃金を要求する者が多く、このため、賃金水準が高騰しているものと考えられる。

雇用者に対する社会保障制度については、統一政府の法律に準拠しているが、実態として、社会保障費を負担している事業者はいないといわれている。

5) コンサルタント

南スーダンには極めて小規模なものを除き現地コンサルタントは存在していない。ケニア及びウガンダからは大手の総合コンサルタントが3社(Gibb Africa LTD 社、Africon Engineering / Phantom Solution Ltd. 社、Gauff Ingenieure 社)が進出しており、ナイロビを拠点として南スーダンでの活動を展開している。この他に、中小規模のコンサルタントが多数存在しているが信頼性に欠けるといわれている。

6) 資機材の調達

ジュバ市内には非常に小規模な建材小売店は散在するが、無償資金協力による建設案件に対応できる規模のサプライヤーは存在していない。資機材は、骨材を除く全てを輸入に依存している。大規模工事に必要な資機材は、コンストラクターが自ら輸入するのが一般的である。骨材も不足しており、過去にはウガンダから輸入していた時期もある。(現在は、砕石プラントが導入され、調達は以前ほど困難ではなくなったが価格は高価である)。

USAIDは、南スーダンの建設資材価格はナイロビの3倍、労賃は5倍、エンジニアレベルの報酬は10倍とみている。

現地での調達価格が余りに高額に及ぶため、GTZはナイロビに南スーダン

向け資機材調達事務所を設置し、ナイロビにおいて直接調達し、直接南スーダン内の建設現場に輸送している。トラックを3台所有しており、通関、免税手続きの専任スタッフも同事務所に配置している。

7) 輸送状況

ジュバへの物資の輸送は、南ルート(ケニア、ウガンダ経由)が最も合理的であり、北ルート(ポートスーダン経由、ナイル川をフェリーにより搬送)は現実的でないといわれている。北ルートは、政治的な影響を受けやすく北スーダン政府の許可を得ることが困難と考えられている。また、南スーダン政府は、実態として北ルートでの輸入については免税の承認を与えていない。輸送手段も、鉄道、トラック、フェリー輸送が混在し荷役費用が発生することから、南ルートより高額となると考えられている。

大手輸送業者によれば、南ルートでの輸送については、通常モンバサ港での荷役、通関に7～9日、ジュバまでの輸送に10～15日間を要している。輸送は、道路事情により更に何日かを要する場合もあり、雨季には輸送が滞ることがある。昨年は橋梁が流され道路が寸断された。その迂回路では武装強盗団による略奪が発生している。また、税関において、書類不備などの理由により想定外の時間を要したり、各種検問で車を止められ、賄賂を要求されることがあるとのことである(ドナーからの聞き取り調査)。

USAIDにより、来年10月にJuba～Nimule間190Kmの舗装が完了する予定である(完成時期は遅れるといわれている)。輸送事情の改善は見込まれるが、ウガンダ国内の道路事情の悪さは引き続き残され、特に雨季における輸送は不安定である。

8) 銀行送金

財務省によれば、南スーダンでの銀行口座開設には会社登録が必要とされる。送金額に制限はないとのことであった。一方、スーダンにはアメリカによる経済制裁措置がとられており、国外からスーダン国内の銀行には商取引にかかる送金が出来ない状況にある。

ケニアのKCB(Kenya Commercial Bank)銀行ジュバ支店のみは、ケニア国内の支店として扱われているとのことであり、日本のコンサルタント数社は同支店に口座を開設し、国外から送金している。また、KCBを利用せず現金を持ち込んでいる社もある。

南スーダン企業への支払いについては、通常、ケニア、モーリシャス、ベ

ルギー等国外の銀行への送金により決済されている。送金手数料は1%程度。現金決済も広く行われている。

9) 治安状況、安全対策

外務省の渡航情報によれば、ハルツーム州及びジュバ市は「渡航の是非を検討」との注意喚起がなされている。南部地方においては、治安情勢は全般的に改善傾向にあるが、暫定統治三地域等の南北境界線付近では、いまだ小規模の衝突が起きることも想定される。CPAにおいては、2009年に大統領選挙及び南北での中央・地方選挙の実施、2011年に南部の独立を問う住民投票の実施が定められている。このような政治の動きに伴い、一部地域の治安が急速に悪化する可能性も排除できない。

JICAは、ジュバ市（カグアダ、ロコン、ジャベル・ラドゥ、ラジャフ東岸を含む）、ルンベク市、北バハル・アルガザール州アウェイル市、東アウェイル郡及びアロック、西バハル・アルガザール州ワウ市、上ナイル州マラカル市に活動を制限している。

ジュバ市及び近郊地域（ワウ、マラカル、アウェイル、ルンベク）の治安は安定しているが、市内においては、武器の蔓延による暴力事件や武装強盗等の都市型犯罪が増加している。また、SPLA・南北合同部隊への兵士や公務員への給与未払いによる治安悪化の可能性が懸念されている。

郊外の広範囲にわたる地域においては不発弾、地雷の脅威があり、特にカスタムマーケットの西側地区で危険性が高いと言われている。

ジュバで活動するJICA関係者が、郊外での調査に際し実施省庁を通じて警察の警護を要請したことがあるが、対応してもらえなかった実績もある。安全面において南スーダン政府からは十分な協力を得られない可能性が伺われる。

(3) リスク要因及び事業実施に向けた提言

コンゴ(民)及びスーダンにおける無償資金協力事業の実施には、種々のリスクを伴うことが想定される。両国において想定されるリスクの要因としては、

- 1) 政治の不安定化及び治安
 - 2) 財政、行政、制度等が未整備なこと
 - 3) 基本設計と実際の工事内容に齟齬が生じる可能性（基本設計調査時に確認しきれなかった地下埋設物の存在等）
 - 4) 現地の建設事情にかかる情報の不足
 - 5) 不透明なビジネス環境
- 等が挙げられる。

1) 政治の不安定化及び治安にかかるリスク

紛争終結国に特有な潜在的なリスクとして、政治の不安定化及び紛争の再発の可能性というリスクが存在する。現在のコンゴ(民)及びスーダンにおいては、これらのリスクは、発生する可能性は低く、また、可能性は次第に減じつつあるといわれているが、無償資金協力事業の実施に深刻な影響を与える可能性のあるリスクとして潜在的に存在している。

かかるリスクのもとでの事業実施に際し、早急に検討されるべき対応としては、事情に精通した安全対策要員の配置、宿舍等の警備、車両への無線機の設置等通信手段の確保、戦争特約保険等の経費を計上することが必要と考えられる。

2) 財政、行政、制度等が脆弱なことに伴うリスク

コンゴ(民)においては行政制度が再構築、南スーダンにおいては新たに政府が樹立され、行政制度が構築される移行期の過程にある。事業実施体制は十分には整っておらず、更に、現行の行政制度、法律、規定等が変更される可能性もリスクとして存在する。

- 両国においては、財政面のみならず、制度的にも人的にも事業実施体制が十分には整っておらず、行政が適切に執行されない、種々手続きが円滑に実施されない等の可能性が存在する。特に、コンゴ(民)においては不明瞭な制度と手続きが存在している。
- 両国ともに財政事情は脆弱である。公務員給与の遅配が常態化しており、更に、コンゴ(民)においては、政府の電気代、水道代の支払いも滞っている。両国がこのような財政状況にあることには十分な配慮が必要と考えられる。
- 移行期にある国においては、現行の法律、制度等が改廃される可能性がリ

スクとして存在する。

行政や制度上のリスクについては、合理的にコスト換算することが困難であるために、あらかじめ起こりうるリスクを想定した予算的な対策を講じること
も難しい。かかる状況から、コンゴ(民)及び南スーダンにおいては、ほぼ全ての
ドナーが施主として事業を実施するか、又は直接案件の管理を行っている。
(特に南スーダンの GTZ は in-house エンジニアを直接雇用し、資材の直接購入、
直轄施工を行っている。) そのため、このようなリスクに対しては、以下のような
対応が考えられる。

- 通関、免税等手続きの実施促進等にかかる申し入れ等については JICA から
行う等の支援が必要と考えられる。また、このためには現地 JICA 事務所の
体制の整備が必要と考えられる。
- 両国における間接税の取り扱いについては、関税については免税がなされる。
売上税、付加価値税については、輸入品に関しては免税、国内での購入品に
関しては徴税システムが機能していないため、実態として徴税できているも
のについて免税で検討する。
- 両国政府の財政状況からは、先方負担工事を工程に沿ったスケジュールで実
施することは非常に困難と考えられる。従って、原則として、先方負担工事
についても妥当と認められる場合は可能な限り本体工事の一部として日本
側で負担することを提言する。これは、全体工期が遅延するリスクを軽減す
ることにも資するものである。

3) 基本設計との齟齬が生じる可能性

基本設計調査についても、先方政府の実施体制が十分には整備されていない
状況において実施されるものであり、特に、紛争の影響により、信頼に足るデ
ータ、資料は多くの場合存在していない。このため、十分な精度で調査を完了
出来ない可能性が存在し、実施の段階において基本設計との齟齬が生じる可
能性が想定される。

また、入札前の段階では顕在化していないリスク（価格変動リスク、中断リ
スク、許認可等の手続きに要する時間が延びるリスク等）が、無償資金協力の
実施期間中に顕在化してしまうことが他国と比べて高いことから、以下につ
いて、検討されることが望ましい。

- 設計変更及び中断リスク等に対応するため予備費を設定
- 基本設計調査には十分な調査期間と M/M が必要
- 資機材調達については第三国での調査

4) 建設事情にかかるリスク

両国においては、長年にわたり本邦企業に建設工事の受注実績が無い場合、施工業者、労働力、資機材の調達等建設事情にかかる情報が不足している。

今回の調査結果から判断する限り、建設にかかる両国の環境は、他のアフリカ諸国との比較において、特に大きいリスクを有しているとは考えられない。

(現地施工業者)

本邦企業のサブコントラクターとして、コンゴ(民)においては現地の大手施工業者又は欧州からの進出企業が、スーダンにおいてはケニア又はウガンダからの進出企業が想定される。本件調査団の得た感触としては、これら企業の中にはサブコントラクターとして十分な能力のあるものが存在すると考えられる。特に、ケニア、ウガンダの施工業者には、サブコントラクターとして我が国無償資金協力の経験が豊富な企業も含まれている。個々の企業の信頼性については更なる調査が必要であるが、現地施工業者の能力及び信頼性にかかるリスクは、他のアフリカ諸国との比較において、特に大きいとは考えられない。但し、現地労働者の質については他のアフリカ諸国より劣っており、特にスーダンにおいては著しく劣っていることには十分な配慮が必要である。

(資機材の調達)

両国とも国内市場での調達は、需給バランスによる価格変動、調達の困難性等のリスクが存在し価格の変動も大きい。従って、国内調達分については予備を設けることが適切と考えられる。外国からの輸入については、後述するように輸入ルートが極めて限定的であるため、コストが高止まりしていること、大雨等の自然災害への脆弱性が極めて高いこと等がリスクとしてあげられる。

(輸入にかかる輸送)

資機材の輸入、輸送については、コンゴ(民)においてはマタディ港からのルートが唯一の選択肢となる。スーダンについては、南部ルートの道路事情に起因するリスク、特に雨季における輸送の不安定が指摘されている。来年10月には、USAIDによるジュバ～ニムレ間190Kmの改修プロジェクトが終了し(実際の完成時期は遅れるといわれている)、全区間の舗装及び7箇所の橋梁の改修が完了する予定であるが、ウガンダ国内の輸送事情の悪さは引き続き残される。

資機材の輸入にかかる通関手続きについては、長期間を要した事例も報告されており、工程の検討需給バランスによる価格変動、調達の困難性等のリスクに配慮が必要である。

5) ビジネス環境にかかるリスク

特にコンゴ民において不透明なビジネス環境が存在する。具体的にどのようなリスクが生じる可能性があるかは明らかではないが、聞き取り調査の結果からは、許認可に関わる嫌がらせ等があげられている。これらのリスクへの対応によっては、企業のコンプライアンスに抵触する可能性も懸念される。また、具体的なリスクとして、資金を現金により移動しなければならないことが挙げられる。

具体的に想定されるリスクへの対応としては、以下が考えられる。

- 現金輸送保険料及び送金手数料を一般管理費として計上について検討すること
- 施工業者及びコンサルタントに対する公用旅券の発給。公用旅券は、現金の携行に際し、当該国のみならず本邦及び経由国における出入国時の安全を確保すること（施工業者、コンサルタント団員のどこまでを対象とするかは要検討）

6) その他

両国においては、軍人、警察官、出入国管理官、税官吏等の下級公務員のモラルが確立していないため、出入国、通関等に困難を伴う状況が生じている。これは、コンゴ(民)において顕著であり、同じ傾向はスーダンでも指摘されている。かかる状況においては、事業実施段階において、施工業者及びコンサルタントに対する公用旅券が発給されることが望ましい。公用旅券は入国、在留等の手続きを容易とするのみならず、事業が公的なものであることを明示するものであり、種々許認可の速やかな取得等に大きく役立つものである。安全の確保の観点からも有効であり、又、現金の携行による持ち込みが想定されることから公用旅券の発給については関係者からは非常に強い要望がなされている。

現地においては信頼に足る情報が不足しており、ビジネス環境には不透明さを伴うことが指摘されている。このような状況における応札準備には十分な現地調査と検討の期間が必要である。両国における世銀、EU 案件においては応札準備期間 3 ヶ月が一般的である。無償案件についても十分な応札準備期間が設定される必要がある。

両国における無償案件の実施に際しては、受注企業は、他の諸国以上に安全に配慮する必要であり、また、種々手続きの促進にもより大きな負担を負うことは明らかである。更に、資機材を第三国で調達する可能性が大である。このため、それらに対応するために十分な日本人常駐管理者の人数、配置期間を確保することが必要である。

コンゴ民主共和国

2-1 コンゴ民主共和国の概況

1960年独立以降、コンゴ(民)は、経済的、政治的に激動の歴史を経験してきている。独立から5年後、モブツが権力を掌握し大統領として32年間に亘り同国を統治した。この間に政治は腐敗し汚職が蔓延した。1990年代までに、同国の経済は、不適切な経済運営、汚職、不安定な政治等によりほぼ崩壊した。90年代は、連続する一連の暴力と紛争に特徴づけられる。91年と93年には、武装軍による略奪が繰り返され、97年には周辺7カ国を巻き込む地域紛争が勃発し、3百万人の死者と多くの難民の発生を引き起こすこととなった。

1999年7月、ルサカにおいてコンゴ(民)政府、反政府勢力及び関係国の間で停戦協定が署名され、混乱の最中に国連平和維持軍(MONUC)が配置されることとなった。

2001年には、暫定政権のローレン・カビラ大統領が暗殺され、息子のジョセフ・カビラが大統領を引き継いだ。2001年後半以降、統一と民主化に向けた対話が始まり、2003年には暫定憲法が制定され、統一政府が樹立された。2005年には、国民投票により新憲法が制定され、2006年7月には第1回大統領選挙と国会議員選挙が行われ、2006年10月には大統領選決選投票と地方議会選挙が行われた。この結果、ジョセフ・カビラが大統領に就任し新政府が樹立された。しかし、この和平プロセスの期間においても、同国東部においては、残存勢力や民兵との紛争が継続している。

コンゴ(民)は、広大な国土と62百万人の人口を有する大国である。肥沃な土壌と豊富な降雨量、鉱物資源や熱帯雨林等の天然資源に恵まれている。豊富な天然資源にもかかわらず、同国の経済は過去20年に及ぶ不適切な経済運営と紛争により本質的に崩壊している。インフラの多くは破壊され、または、メンテナンスの欠如により機能していない。行政機構は再構築の過程にあり、企業の多くは資産、人材及びビジネスのネットワークを失っている。何百万もの人々が家財を失い、大規模な移住、暴力、人権蹂躪、家族の分断、貧困により社会的な繋がりは破壊されている。貧困は国中を覆っており、人間開発指数は、この10年間で10%以上低下し、現在は177か国中167位に位置する。

2001年以降、財政とマクロ経済の改善、構造改革が進められ、経済は再構築の過程にある。2000年に511%であったインフレは、2001年に135%、2007年には18%まで低下している。改革は、透明性を高め、外資の導入を目指すため、新たな投資法、労働法、鉱業及び森林管理にかかる法体系の整備が進められている。このため、2003年以降の投資額は、サブサハラ諸国の中では著しく高く27億ドルに及んでいる

同国の課題は、貧困削減政策との整合性を保ちつつ、マクロ経済の安定を確実なものとし、構造改革、行政の効率化及び投資環境の整備を進め、全土での平和の定着と治安の改善を図ることにあるとされている。

2-2 建設をめぐるコンゴ(民)政府の概況

2-2-1 行政能力、効率性

行政機構は再構築の途上であり、公務員制度も不十分である。また、予算の編成、執行にかかる体制作りも遅れており、予算管理には一部世銀(BCECO)が関与している。新憲法のもとでの法律の整備も遅れており、国内建設業者の登録・認可、開発案件にかかる環境・社会影響調査の実施、外国援助案件にかかる免税にかかる規定等は現在のところ大臣令(省令)という形で運用されている。

公務員の給与は未払い、遅配という状況が常態化しており、2009年2月末には、世銀が、公務員給与、政府の電気・水道代金等を対象とする緊急支援1億ドルの供与(無償)を承認している。

また、同国においては、地方分権化が進められており、2010年より新たな州のシステム26州体制(現在は10州+キンシャサ市(特別州))へ移行する事が計画されている。本年9月からは、順次地方分権化が施行されることとされており、行政上の所掌分担の見直しが検討されている。

2-2-2 税制、免税

同国における税制上の最大の課題は、これまで不透明とされてきた鉱業、林業のセクターを適切に管理し、如何に課税制度の中に組み入れていくかにあるとされている。

外国からの資金援助による公的な事業実施にかかる免税措置については、2004年3月29日付財務省令により規定され、同規定は2004年6月19日付財務大臣署名の回状により政府内部に周知されている。(資料2-1 財務省令)

同規定には、事業実施に必要とされる資機材の輸入にかかる関税及び国内調達にかかる間接税を国庫が負担することが規定されている。

輸入関税にかかる免税措置(還付ではなく免税)については、手続きにかかる遅延は指摘されているものの、ほぼ遅滞なく実施されており、ドナーからも特段問題視されていない。但し、実際の通関に際しては、引き取りまでに長時間を要した事例や税官吏による嫌がらせ等が指摘されている。

国内で生産される物品の価格には15%の間接税(売上税ICA)が課せられている。外国援助案件についてはICAを国庫が負担し、受注した企業は、(承認を受

けた後) 税引後の価格で物品の購入が出来る旨規定されている。ICA は、資機材の輸入に際しても発生する(通常 CIF の 15%であるが、農業機械と工作機械は 3~5%) が、外国援助資金による公的事业については、輸入時の ICA についても免除されることとされている。免税措置はプライムコントラクターに適用されるもので、下請け企業には適用されない。

財務省担当者によれば、免税のための具体的な手続きは以下の通り。

- 免税の申請は、ドナー、受注企業、コンゴ(民)実施機関の何れが行っても良い。
- 申請者が、免税の対象となる物品及び役務のリスト(以降、「免税対象リスト」)を作成し、税務室に提出する。
- 税務室は、対象リストに基づき、免税額を算出し財務省に提出する。
- 財務省は、免税額に相当する費用を国が負担する旨の承認書を作成する。
- 同承認書により、免税を承認する旨のレターが関税局、監査室、一般財源徴収局等を含む関係機関に発出される。
- 受注企業が同レターのコピーを提示することにより、通関当局は関税を免除して通関し、また、サプライヤーは売上税を免除した価格で販売を行うこととなる。

しかしながら、現在の課税システムにおいて、ICA がどのように徴税され、どのように販売者に還付されているかは明瞭ではなく、実態として徴税システムは機能していないと判断される。

ICA の一部を成すものとして、石油製品には価格の 10~18%が石油税として課税されている。ICA の課税が免除されても、石油製品を小売店から免税で買うことは出来ないとのことである。元売から購入する必要があり、この場合、備蓄設備を所有していることが必要とのことである。

2-2-3 環境社会配慮

GEEC (Groupe d' Etudes Environnementales du Congo)は、環境省においてプロジェクトの環境インパクトについて審査する機関である。コンサルタントが作成する環境評価報告書は事業実施省庁を通じて GEEC に送られる。現在、コンゴ(民)政府が独自に制定した環境ガイドラインは出来ておらず、世銀の環境ガイドラインをベースに実施している。GEEC によれば、JICA ガイドラインについては、世銀ガイドラインと大きな相違はないと考えているので活用しても問

題はないとのことである。GEEC は、報告書の内容を評価し、問題があればコメントを付して実施官省に差し戻している。プロジェクトの評価には30日間程度が必要である。問題が無い場合には、GEEC が「環境承認証明書」を発行し、環境大臣が署名して発効する。証明書の有効期間は5年間とされている。(資料 2-2 環境省令)

環境基本法案は国会において審議されているが、制定は2009年5月頃になるのではないかと思われる。法案においてもプロジェクトの内容に応じて、A、B、Cのカテゴリーを設けているが、全てのインフラ案件はカテゴリーAに分類されると考えている。

道路公団には環境部局が設置されているが、これはコンサルタントと共同で環境調査を行う組織である。今後、各省庁の中に環境部局が設置され、コンサルタントと共同で調査を行うこととされている。

2-2-4 施工業者の登録と認可

公共事業省は、省令によりコンサルタント及び施工業者の登録と認可を義務付けている。(電気工事についてはエネルギー省の認可が必要)。登録を認可された企業のみが公共事業を受注することが出来る。また、認可されていない企業とのJV企業体は公共事業へ参加することが出来ない。登録はA～Dにカテゴリー(企業規模)別に申請されるものであるが、カテゴリーの基準は、資本金、技術者数、過去の受注実績等の明確な基準によるものではなく、会社の組織、執務スペースの面積等曖昧な基準に基づいている。カテゴリーAは大企業、Bは中規模企業、Cは小規模企業、Dは零細企業と定義されている。各カテゴリーの企業数は以下の通り。

<u>建設会社</u>		<u>コンサルタント会社</u>	
カテゴリーA	15 社	カテゴリーA	6 社
カテゴリーB	41 社	カテゴリーB	7 社
カテゴリーC	63 社	カテゴリーC	3 社
カテゴリーD	94 社		

登録、認可に要する費用(税)は以下の通り。

<u>建設会社</u>	<u>登録税</u>	<u>認可税</u>
カテゴリーA	\$ 500	\$ 3,000

カテゴリーB	\$ 350	\$ 2,000
カテゴリーC	\$ 250	\$ 500
カテゴリーD	\$ 100	\$ 200

コンサルタント会社	登録税	認可税
カテゴリーA	\$ 400	\$ 1,000
カテゴリーB	\$ 250	\$ 600
カテゴリーC	\$ 100	\$ 300

2-2-5 設計・施工にかかる許認可

建築、土木工事实施に必要な許認可にかかる手続きは非常に不明瞭な状況にあるものと判断される。現地関係者の多くからは、許認可の手続きは極めて曖昧で、どの政府機関がどのような権限を有するのか明確ではないとの指摘がなされている。現地施工業者等によれば、予想外の省庁から予想外の指示がなされることも珍しくなく、時には、植民地時代の基準を持ち出されることもあるとのこと。この過程で、設計変更を強いられたり、コミッションを要求されることが多いとのことである。

設計承認には、都市開発省、土地問題省、公共事業省、大統領府等多くの省庁が関与している。利権が複雑にからみ、最終的に政治的に決着するというのが一般的とのことである。

世銀は、「Doing Business 2009」レポートにおいて、コンゴ(民)における建設業にかかる許認可の手続きについて分析を試みている。同レポートは約 1,300 m²の2階建て倉庫を建設する場合に必要なとされる許認可について各国の手続きの効率性を比較したものである。コンゴ(民)においては、以下14項目の許認可が必要であり、すべての許可を取得するのに322日を要すると報告されている。

(環境社会評価に要する手続きを含まず)。倉庫内で保管する物質の種類によっては、更に別途許認可が必要とされる。案件が土木プロジェクトの場合には更に多くの許認可を必要とするものと思われる。世銀は、倉庫建設案件の例において、全ての許認可を受けるのに要するコストを一人当たり所得の17倍(1,725.8% of income per capita)と算定しており、許認可取得にかかる手続きの円滑性について国際比較を行った結果、コンゴ(民)の順位を調査対象181カ国中141位と位置づけている。(コンゴ(民)の項においては、費用は賄賂を含まないとの注書きがなされている)。

1. 建設予定地の土地所有証明の取得	約 50 日
2. 地籍抄本の取得	約 10 日
3. 権利書の審査	約 10 日
4. 建設許可の取得	約 200 日
5. 配電接続許可の取得	数日
6. 電力公社によるサイト調査	数日
7. 配電接続許可の取得	約 10 日
8. 上水道接続許可の申請	数日
9. 水道公社によるサイト調査	数日
10. 上水道接続許可の取得	約 10 日
11. 固定電話網接続申請	数日
12. 電話公社によるサイト調査	数日
13. 固定電話網接続許可の取得	約 10 日
14. 建屋の登録及び所有証明の取得	約 50 日

(資料 2-3 世銀資料)

2-2-6 瑕疵担保期間

コンゴ(民)における瑕疵担保期間は 10 年とされている。実態として、10 年後に瑕疵を指摘することは不可能であり、業者が粗雑な工事、手抜き工事をするのを防ぐためこのように定められたとのこと。なお、仏語圏アフリカにおいては、瑕疵担保期間 10 年は多く採用されており、現地においても特に奇異なこととは受け止められていない。ドナーの多くは瑕疵担保期間を 1 年間としている。

2-3 建設案件をめぐるドナーの現状

2-3-1 世銀

コンゴ(民)における最大のドナーであり、行政制度の構築（特に、適切な資源管理による適切な税収の確保、公務員制度の構築等）、ガバナンス能力の向上を図りながら、全国レベルでのインフラの整備を行っている。1991 年、治安の悪化に伴い一時現地事務所を閉鎖、2001 年に再開している。2001-06 年の間は和平の定着支援（Transitional Support Strategy）、2007-2010 年を開発支援（Country Assistance Strategy）と位置づけている。

- (1) 世銀は原則として緊急援助は実施しないこととされているが、コンゴ(民)においては例外的に緊急援助も行っている。2009 年 2 月 26 日に承認された緊急支援 1 億ドルは世界的な経済危機に対応したもので例外的な措置。今

回の支援は公務員給与、政府の電気、水代等の支払いに充当される。この様に、政府は依然として脆弱であるが、世銀としては緊急援助の段階は終了したものと考えている。

- (2) 世界銀行の入札は国際入札によって行われる。例外的に限定国際入札、国内競争入札、直接契約、国際機関による調達が認められている。世銀の標準的な契約は、一括価格契約（ランプ・サム）であるが、コンゴ(民)においては単価契約方式を採用し、発注者、受注者双方のリスクを軽減し、設計変更に対応出来る様配慮している。支払いは出来高払いが原則である。ランプ・サム契約は機材案件を除き採用していない。
- (3) 世銀は、リスクが大きいか、事前に十分な精度でコストを判定することが不可能な場合等には、例外的に実費後払い方式の契約を認めているが、コンゴ(民)においては採用していない。
- (4) 道路建設、改修にかかる現地施工業者は能力、数とも十分ではない。小規模な施工業者は、建設機械を所有しておらず、人力により工事を行っている。このため、2002～3年頃、世銀が道路改修プロジェクトを開始した際には、地方での道路改修は、小規模業者の育成を図りながら実施した。また、Pro-Routes Project（2008年3月承認5千万ドル）の一環として、現地の道路建設業者の実態調査を実施した。200万ドルの支援計画を策定し施工業者の育成を図ったこともある。現地施工業者の育成は重要であるが、入札において国内企業優先の方針は採用していない。
- (5) 世銀の入札は、国際競争入札が原則であり、これまで十分な競争が成り立っている。コンゴ(民)には、外国企業も多く事務所を開設している。今後、日本やEU等による建設プロジェクトが重複するタイミングで実施されても特に調整を必要とするとは考えられない。
- (6) 入札準備期間については、通常は、最低6週間とされている。大規模な工事または複雑な機器が含まれる場合には、入札予定者が応札に先立って調査を実施できるようにするため、12週間以上とする場合もある。コンゴ(民)での平均準備期間は2ヶ月となっている。（機材案件を含む）。なお、コンゴ(民)でのEUの平均準備期間は3ヶ月となっている。世銀は、通常、18ヶ月以内に工事が完了する契約については価格調整条項を適用しておらず、コンゴ(民)においても認めていない。

- (7) 世銀では、道路基金を設立して道路の維持管理費用に充てたいと考えている。道路基金はガソリン代、道路使用料、車両重量検査料などから徴収することを考えている。4～5年前から開始されているプロジェクトにおいてこの道路基金システムを適用したいと考えている。既に大臣が署名し、法的な手続きは終了している。5年間の実施期間があれば、円滑に活用出来るようになるものと考えており、今年はシステムがうまく機能するか否かを見極めたいと考えている。
- (8) 全ての世銀プロジェクトに対し環境評価が行われている。特に、道路プロジェクトにおいて環境は重要な要素である。環境社会配慮に関する調査にはプロジェクトの総予算の18%が充てられている。コンゴ(民)においては特に森林資源、原住民、ピグミーの保護が重要な課題とされている。ステークホルダーミーティングは世銀でも行っており、関係省庁、NGO、地域住民などの参加のもと議論され、結果は一般公開されている。非自発的住民移転が生じた場合に必要となる補償費については、現在では世銀が支払っている。
- (9) 工事に伴う安全対策費用については、施工業者が工事費に含めて応札する場合や、コンゴ(民)政府が安全を保障する場合がある。世銀の入札は国際競争入札であり、安全対策費を大きく算入すると受注の可能性が減じることになる。

2-3-2 BCECO (Bureau Central de Coordination)

世銀案件の実施主体は本来借入国政府であるが、コンゴ(民)においては、事業実施を政府が BCECO に委託し、BCECO が事業の実施を管理している。世銀は2001年よりコンゴ(民)に対する人道支援を開始したが、プログラムの実施に際し、

- ・ コンゴ(民)政府による公的資金の杜撰な管理
- ・ コンゴ(民)政府のロジスティックの未整備
- ・ コンゴ(民)政府内の人材不足

という重大な問題に直面した。

特に、コンゴ(民)政府による調達は信頼出来ず、事業資金が紛失するという経験をもつ外国企業は多い。このような状況の中で、緊急に事業を開始する必要があったこと、透明性を確保する必要があったこと等から、世銀は政府内に BCECO 及び UCOP を設立し、世銀スタンダードに基づき事業を実施することとした。BCECO は、財務省、大統領府、計画省と連携を保ちながら（直接的には財務

省) 予算管理、調達及びプロジェクト実施を担当している。BCECO は政府の予算管理 (1~1.5 千万ドル) も行っている。現在は、世銀資金のみならず AfDB、EU、欧州開銀、仏援助機関の事業も受託している。内部監査は年に 24 回行われ、結果はすべて公表されている。

一方、UCOP は、主に緊急支援を担当してきており、技術的な観点からプログラムをモニタリングしている。

- (1) 世銀の契約は、工事案件はすべて単価契約であり、ランプサム契約は存在していない。
- (2) 世銀は 18 ヶ月以内の工期の案件についてはエスカレーションを考慮していない。但し、物価変動が余りに激しい場合には、受注業者から契約金額の見直しを要求される場合もある。また、不可抗力による工事の遅延も発生している。
- (3) 入札準備期間は、工事案件については、少なくとも 90 日としている。複雑な工事の場合には 120~180 日としたケースもある。
- (4) 最近の建築資材の激しい価格変動は南ア・ワールドカップ関連工事の影響と考えている。
- (5) 建材の輸入について、政府は一切の制限を付していない。
- (6) コンゴ(民)には、現地企業として登録された企業と仏、ベルギー、中国、レバノン等海外からの進出企業が多く存在する。
((1)~(6) BCECO による)

2-3-3 UNOPS

UNOPS は元来 UN の調達機関であったが、数年前よりプロジェクト実施機関として建設案件も実施している。現在では他のドナーからの依頼により、資機材の調達のみならず、建設案件をも実施している。実施の案件は、ゴマ、キサングニ、ルブンバシ、カサイ、キブ等キンシャサ以外の地方都市が多い。スタッフは 25 人で、コンサルタント、コントラクターの調達からプロジェクトの実施管理まで全てを実施している。

- (1) 入札は工事金額により国際競争入札とローカルコントラクターのみに制限する場合がある。1 千万ドル以下は国内入札としている。工事は小規模に

分割して発注することが多く、比較的小規模な企業との契約が多い。
SAFRICUS 等大手業者との契約実績は少ない。

- (2) コントラクターとの契約は UNOPS キンシャサ事務所長が行うが、フィールドオフィスに実施管理の権限を付与している。
- (3) 契約形態は小規模案件ではランプサム方式を採用。契約金額が 55 万ドル以上となる場合は単価契約。price escalation 条項を入れるのが一般的。
- (4) UNOPS は、建築資材の平均価格を承知しているのでコスト積算がそれほど困難とは考えていない。去年は、セメント価格が高騰し、UNOPS が現物でセメントを供給する契約も行った。
- (5) 前払いが必要な場合には、支払いを慎重に行う必要がある。50 万ドル以下の契約においては前払いをしていない。
- (6) 公示から入札までは、小規模案件であれば 3 週間。
- (7) これまでフォースマジュール条項を適用した例はない。クレームは入札評価に関するものが数件あるのみ、評価のプロセスは公表していない。落札業者に能力が無かったため契約破棄した事例がある。
- (8) 地方での工事の場合、支払は現金をキンシャサから航空機で輸送している。
(銀行が信頼出来ないため)
- (9) UNOPS への委託手数料は事業費の 8%、コンサルタントサービスを要する場合はプラス 3~4%。

2-3-4 EU

EU は ECHO を初めとする NGO を通じ人道支援を中心とする協力を行ってきたが、新政府の樹立以降インフラの整備を中心とする開発支援を行っている。EU においても、コンゴ(民)政府のガバナンスと予算執行の透明性には大きな問題があると考えており、案件はすべて EU が直接管理している。政府負担事項の遂行能力についても、先方の発言を鵜呑みにするのは危険であり、多くの場合約束通りには実施されないとのことである。特に、非自発的移転を伴う案件は頓挫する可能性が高く、避けた方が良いとのことである。

- (1) 入札は案件の規模によって国際入札とローカル入札の2種類がある。国際入札はEU加盟国とアフリカ諸国を対象としている。
- (2) EUのコントラクターも当国の建設案件には若干躊躇している。大規模インフラ案件の入札が2度不調となったこともある。当該案件においては、当初の契約予定価格を超える契約をせざるを得なかった。(2回目の入札が不調となった時点で応札価格を予定価格としたとのこと)。
- (3) また、別の例では、1回目入札が不落となったため、マージンを上乗せして、予定額をアップし再入札したこともある。
- (4) 契約方式はリスク回避のためBQ精算方式を採用している。
- (5) 公示から入札までの準備期間は、国際入札においては3ヶ月のケースもある。ローカル入札の場合は2ヶ月。また、実施段階でのクレームを避けるため、応札希望者に現地訪問を義務付けている。(EUは旅費は負担しない)
- (6) 瑕疵担保期間は1年間。
- (7) ローカルコントラクターの能力等についてはあまり問題はないと判断している。工事件数が増えれば彼らも体制を拡大する。但し、工事が一時期に集中した場合には、建設機械は不足するかもしれない。
- (8) 治安対策としてEUとしての特別な措置(護衛、警備員の配置等)は講じていない。コントラクターが自己の判断で対策を投じ、常にこの環境の中で仕事をしているので特別な配慮をする必要はないと考えている。
- (9) 環境影響評価については、コンゴ(民)にはガイドラインがないためEUのガイドラインに従っている。

2-4 建設業の現状

2-4-1 概況

1980年代末期より、国家は事実上崩壊し、暴動、略奪、内戦により、人道援助を除き援助資金は流入を停止、援助機関のほとんどは事務所を一時閉鎖した。公共事業も停止し、500%に及ぶインフレ率等の経済状況から建設業は崩壊または休眠状況となったものと考えられる。93年頃には建設施工業者は10社以

下となったといわれている。コンゴ(民)の復興プロジェクトが本格化すると共に米、フランス、ベルギー、レバノン系企業が現地に事務所を設置し、世銀、EU 等ドナーによるプロジェクトを受注している。現在は、公共事業省に登録された 213 社の他、SOGEA SATOM 社、MALTA FOREST 社等、登録をしていない欧州の大手企業も数社存在する。

小規模な施工業者は、建設機械を所有しておらず、人力により工事を行っている。このため、2002～3 年頃、世銀が道路改修プロジェクトを開始した際には、地方での道路改修は、労働集約型で小規模業者の育成を図りながら実施した。また、200 万ドルの支援計画を策定し施工業者の育成を図ったこともある。

2-4-2 現地施工業者

公共事業省に登録、認可を受けた企業のカテゴリーリストは、別添資料(資料 2-4 公共事業省カテゴリーリスト)の通り。

また、断片的な情報であるが、主な企業の概要は次の通り。

(1) SOGER SATOM 社

住所：Av. General Bobuzo Adruma no 4200, Gombe-Kinshasa

MAIL：sewa.mensah@vinci-construction.com

フランス企業、アフリカでの経験が豊富。ブラザビルでも事業を実施している。公共事業省には登録していない。ドナーの資金協力案件のみに関心を持っている。重機類を無税で持ち込んでおり、公共事業他ローカルの事業を受注すると税金を払わなければならない。ブラザビルにも支店があり建設機械を融通している

(2) MALTA FOREST 社

TEL：099-851-0867

ベルギー企業。Kinshasa と Matadi に事務所を有している。技術者は、エンジニア 12 名、技術者 30 名、測量 3 名、建築家数名、従業員は 113 名。2007 年受注額 64 百万\$。

Matadi 市内のコンクリート舗装道路の改修 1.5Km、道路擁壁工事、国道 1 号線アスファルト舗装の改修(Banzan-Ngungu--Matadi)、橋梁改修、Matadi 港改修、Boma-Nwanda 間のラテライト舗装の改修、学校、病院の建設等の工事実績。機材は新しく整備されている。ガレージも適切に管理されている。Matadi での保有機材は、ブルドーザ 2 台、バックホー 2 台、振動コンパクト 2 台、グレーダー 2 台、ダンプトラック 2 台、コンクリートミキサー 1 台、トラクター 1 台、トラック 2 台。Kinshasa ではより多くの機材を保有している。(資料 2-5 MALTA FOREST 社概要)

(3) SAFICAS (カテゴリー A)

Tel : 0998131337

Kinshasa の中堅建設会社。資本金 540 万\$、2007 年受注額 54 百万\$。技術者は、エンジニア 9 名、技術者 115 名、測量 20 名。

(資料 2-6 SAFICAS 社概要)

(4) BACOM (カテゴリーB)

TEL : 099-879-0129, 0898932684

101, Av. Tsuapa, C/Kinshasa

主要な保有機材 バックホー18 台、ブルドーザ 15T5 台、ブルドーザリッパ付 4 台、モータグレーダ 10 台、トラック 41 台、コンクリートミキサー7 台。

国道 1 号線の改修の工事实績。

(5) MW. AFRITEC (カテゴリーB)

4, Route des Poids Lourds Limete, Kinshasa

Tel : 081700611

Kinshasa の中堅建設会社。資本金 500 万 FC、2007 年受注額 12 百万\$。技術者は、エンジニア 12 名、技術者 21 名、測量 6 名。

主要な重機を保有。

(資料 2-7 MW. AFRITEC 社概要)

(6) SAFRIMEX (カテゴリーA)

3350, Av. Muzu, Comune de Limete

Tel : 099909090, 0999944470

資本金 100 百万 FC、2007 年受注額 5.3 百万\$。技術者は、エンジニア 7 名、技術者 15 名、測量 3 名。

主要な保有機材 バックホー5 台、ブルドーザ 15T1 台、ブルドーザリッパ付 2 台、モータグレーダ 3 台、コンクリートミキサー7 台。

(資料 2-8 SAFRIMEX 社概要)

(7) SAM (カテゴリーB)

(資料 2-9 SAM 社概要)

本邦コンサルタント会社が CTB (Cooperation Technique Belge) の道路専門家に現地施工会社の評価について問い合わせたところ (CTB はコンゴ(民)の事情に最も精通しているドナーのひとつ)、次の様なコメントがなされた

- ・ SOGEA SATOM はルワンダの仕事で高い評価をうけている、
- ・ Afritec 社は評判は良いが仕事は遅い、
- ・ MALTA FOREST 社は比較的评价が高い、
- ・ 他の社については評価する情報を持ち合わせていない、とのことであった。

また、公共事業省によれば、

- ・ SAFRICAS と MALTA FOREST 社は単価が高い、
 - ・ Afritec 社は、技術力も価格も良い
 - ・ Safrimex 社 普通
- とのことであった。

2-4-3 現地コンサルタント

コンサルタントについても、公共事業を受注するためには、公共事業省令により、登録と認可が必要とされている。公共事業省による登録と認可を受けたコンサルタントは、カテゴリーA6 社、B7 社、C3 社が存在する。カテゴリーリストは資料 2-4 の通り。この他、信頼性に欠けるが、測量会社等が数社存在している。

(1) AEC 社 (カテゴリーA)

住所：5268, Av. Wamba, Madrandele, C/ Limete

(2) GECT 社 (カテゴリーA)

住所：32 B, Av. Tombalbaye, C/Gombe

(3) HP GAUFF INGENIEURE 社 (カテゴリーA)

住所：Local 2.19.1, 3 eme niveau Imm, SOFIDE, C/Gombe

(4) INTERNATIONAL SERVICES CONGO 社 (カテゴリーA)

住所：149, Bld du 30 Juin Imm, SNEL, C/Gombe

(5) KOBAN ENGINEERING CONSULTING 社 (カテゴリーA)

住所：Local 9.11, Av. Ngabu 3 eme, niveau Imm SOFIDE, C/Gombe

(6) MOPATS/RD CONGO 社 (カテゴリーA)

住所：43, Av. Tombalbaye, C/Gombe

(7) ALPHA TOPO (カテゴリーB)

住所：8, Rue de la Paix, Q/Ma campane, Commune de Ngaliema, Kinshasa

TEL：0811719061

MAIL：david.guth@alpha-topo.com

測量コンサルタント

(8) COST-SOCCO

住所：17, Avenue des Forgerons, Limete, Kinshasa

TEL：0999 945 144

(資料 2-10 COST-SOCCO 社概要)

また、土質試験については、道路局(Office de Route)のラボラトリーの利用が可能とのことである。

2-4-4 資機材の調達

キンシャサ市内には小規模な建材小売店は散在するが、無償資金協力による建設案件に対応できる規模のサプライヤーは存在していない。建材はセメントの一部を除きほぼ全てを輸入に依存する。大規模工事に必要な資材はコンクリーターが自ら輸入するのが一般的である。セメントについては国内に2社(1社は国営)3工場が存在する。国内産業保護の観点から輸入規制が行われているとの指摘も有るが、現地施工業者によれば輸入申請が認められなかったというケースは無いとのことである。現地企業からは、建築資機材の輸入関税は高率に及ぶとの指摘があったが調査団としては確認することが出来なかった。

昨年は、セメント価格が高騰した。以前は、概ね10\$ / 50Kg 台であったが昨年は一時\$50 まで高騰した。最近では\$25 程度。現在、6ヶ月間にわたり輸入税免除措置がとられており\$25 に落ち着いているとのこと。昨年の高騰は、国内工場が大雨による水害により操業停止となったこと、南アでのワールドカップ工事のため南アでのセメント価格が暴騰したことによる。(この時期、南ア自身がザンビア、モザンビークから緊急輸入している)。なお、セメントの価格は、国内市場で調達する場合には、統制価格により輸入品、国産品とも同価格とされているとのことである。

鋼材、アスファルトは主に南アより輸入している。南アからの輸入は、一般に仏やベルギーより安価とのことである。国内に電気炉があり、鉄筋の一部は国内で賄うことが出来る。キンシャサ周辺では、良質な骨材のソースが限られ

ている。SAFRIMEX 社は自前の採石場を持っている。なお、特にドナーに対しては、公共事業省により材料試験が義務付けられているので注意が必要である。

最近ではキンシャサにおいて、ガソリンが不足することはなかった。バコンゴではしばしば不足が生じている。

ほとんどの建設機械は、大手施工業者が保有しており国内で調達可能である。不足しているとの指摘は聞かれなかったが、不足が生じた場合には国内施工業者間で融通しあっているとのことである。建設機械リース会社は存在しない。主なサプライヤーは以下の通り。

(1) GENERAL CONSTRUCT 社

Tel : 081-8807-603

コンクリート二次製品のサプライヤー

(2) TRC 社

セメント卸業者

(3) CARRIGRES 社

Tel : 0998241403

砕石業者

販売業者。破砕機は所有していない。

(4) FAMECO 社

Tel : 0811466130

鉄筋製作者

定尺 12m で、6-32mm まで製作可能

H 鋼等の鋼材は輸入によっている

2-4-5 輸送事情

マタディ接岸後キンシャサまで2週間程度を要するとのこと。輸送自体には特段の問題はない。接岸、荷揚げ日の確定が不確実であり、通関に際し当局の嫌がらせを受けたり、金品を要求されることがあるとのことである。

2-4-6 雇用、社会保障

現地施工業者の間では、熟練工が不足しているという認識はなく、外国人労働者は中国企業を除きほとんど見当たらない。外国援助案件にかかる外国人労働者

働者に対するヴィザ発効についての制限はないとのことであるが、アジア、他のアフリカ人労働者は嫌がらせを受けるかもしれないとの指摘があった。

社会保障については、制度と実態の乖離が指摘されており、制度通り現地雇者の社会保険料を支払っている企業は少ないというのが一般的な見解である。一旦支払うと、担当機関以外からも、古い規則等を持ち出され、徹底的に狙い撃ちされるとの指摘もある。

コンゴ(民)においては、国営保険機構(SONAS)が唯一の保険会社とされている。現地建設会社からのヒアリングにおいては、SONAS について特段の問題は指摘されなかったが、現地 JICA 事務所によれば、公用車が事故を起こした際の保険金支払いが滞っているとのことであった。また、海外の保険会社に加入した場合には、事故証明書発行機関である SONAS は事故証明を発行しない可能性があるとの指摘もあった。

2-5 コンゴ(民)におけるビジネス環境

2-5-1 ビジネス環境

世銀は、2004 年以来、各国のビジネス環境を一律の基準で調査・評価し、国際比較を試みるレポート「Doing Business」を毎年公表している。同レポートは、①起業のし易さ、②建設の許認可、③雇用に対する法的規制、④所有権の登録、⑤信用力、⑥投資家保護、⑦課税、⑧二国間・多国間貿易、⑨契約の履行、⑩ビジネスからの撤退 の 10 項目に及ぶ評価を総合的にまとめたものであるが、同レポート 2009 年版によれば、コンゴ(民)は、調査対象となった 181 カ国中 181 位、最も環境が整っていない国に位置づけられている。

2-5-2 銀行送金

関係者の一部からは、在コンゴ(民)の銀行には信頼性、安全性に疑問があるとの指摘がなされている。このため、関係者の多くは、資金の移動を現金によっている。Citi Bank については、一応、信頼性、安全性が確認されているものと考えられるが、手数料は非常に高額(10%)である。このような事情から、国連職員はケニアに、JICA 事務所員はベルギーに個人国座を開設しているとのことである。現地施工業者は、ほぼ全ての企業が国外に複数の口座を有しており国外での決済が一般化している。現地施工業者によれば、国外銀行での決済は違法ではないとのことである。

Kinshasa における銀行リスト

(1) BCDC (Banque Commerciale du Congo)

Situee Commune de la Gombe

- (2) Citi Bank,
Ave Colonel Lukusa et Ngongo Lutete Commune de la Gombe
Tel: 081 884 0015
- (3) Raw Bank SARL
3487, Boulevard du 30 juin Commune de la Gombe
Tel: 099 832 0000, 081 983 2000
入金は国外からの送金のみ受付
個人口座 パスポートコピー、写真2枚が必要
法人口座 会社存在証明（在京大使館による証明が必要）
- (4) BIAC
Avenue de la Douane n1 Building Nioki et boulevard du 30 juin n87
Commune de la Gombe
Tel: 081 555 4000 (Mr. Eric KIBANGU 081 700 9345)
個人口座 パスポートコピー、写真2枚が必要
法人口座 会社存在証明（在京大使館による証明が必要）
国外からの送金、現金による入金共に可能
開設時 個人口座\$100以上
法人口座\$500以上
- (5) Banque Congolaise
Croisement avenue de la Nation et des Aviateurs Kinshasa
Tel: Placide Tshibanda Directeur Commercial et Marketing
099 930 8115
- (6) ECOBANK
Immeuble Future Tower, Boulevard du 30 Juin 3642, Kinshasa, Gombe
Tel: 099 601 6000
個人口座 パスポートコピー、写真2枚が必要
法人口座 会社存在証明（在京大使館による証明）、代表者のパスポート、
写真が必要
国外からの送金、現金による入金共に可能、個人口座の場合代理人（本人
不在時に備え）が必要

2-6 治安状況、安全対策

外務省の渡航情報によれば、キンシャサ特別州（首都キンシャサ市を含む）には渡航延期の注意喚起がなされている。現在のキンシャサ市内の情勢は比較的安定しているが、高い失業率や国軍兵士、警察官、公務員等への給料の遅配等の状況は改善されておらず、国民の不満は解消されていない。また、2008年8月末以降悪化している東部情勢問題の他、世界的経済危機の影響により、鉱物資源価格が大幅に下落し、カタンガ州を中心として多数の失業者が発生している。このような事情を反映し、キンシャサ市内においても、強奪、婦女暴行、性的暴行、殺人等の犯罪が報告されている。また、最近では、市内ゴンベ地区に所在する大手銀行コンゴアフリカ国際銀行（BIAC）に対する武装強盗未遂事件が発生している。

東部地域には、政府の権限が完全に及んでおらず、武装勢力による暴力行為が発生している。政府は各武装勢力間の停戦及び武装解除を進めており、今後も情勢の推移に十分注意する必要がある。なお、MONUCによる平和維持活動は2009年12月末までとされている。MONUC撤収以降の治安悪化が懸念されるとの指摘もあった。

多くのドナー関係者は、「キンシャサにおける治安上の最大の懸念は暴動、略奪がいつ始まるか全く予測がつかないこと、一旦略奪が始まると誰もが略奪に参加する可能性があること」と指摘している。

建設現場での治安対策としては、一般的には、盗難防止のためのフェンスの設置、ガードマンの配置がとられている程度でその他特別な配慮はなされていない。

第3章 スーダン共和国

3-1 スーダン共和国の概況

スーダンは、1956年独立以来内戦の悪夢に悩まされ続けてきたが、2005年1月に、政府とthe Sudan People's Liberation Movement (SPLM)との間で南北包括和平合意(CPA)が成立。CPAに引き続き2006年5月にはDarfur Peace Agreementが、同年10月にはEastern Sudan Peace Agreementがそれぞれ締結された。CPAに基づき2005年7月、統一暫定政府(Government of National Unity)、暫定南スーダン政府(Government of South Sudan)が設立された。CPAにおいては、2009年に大統領選挙及び南北での中央・地方選挙の実施、2011年に南部の独立を問う住民投票の実施が定められており、この着実な実施が同国の最大の課題とされている。2007年に、バシール大統領はUN-AU合同平和維持軍のダルフルへの配置を認め、現在2万6千名の維持軍が同地域に配置されている。推定によれば、これまでに同地域において20万人以上が殺され250万人以上が難民となっている。

スーダン経済は、早いペースで成長を続けている。2007年の成長率は10%に及ぶと推定されている。これは、アフリカ域内において最も高い成長率である。しかし、石油資源の早急な開発は、マクロ経済運営を著しく複雑にし、非石油部門との格差、CPA遵守に伴う財政負担の増、過去数年8%に及ぶインフレ率の高さ等の不均衡をもたらしている。

南スーダンの経済は、収入のほとんどをCPAに基づく暫定統一政府からの石油収入の配分に依存しており、石油価格の影響に左右される極めて不安定な状況に置かれている。石油以外の収入は僅かに過ぎない。

南スーダンにおいては、ドナーの多くは2003年頃より事務所を再開し復興支援を開始、2005年新政府樹立と共にUSAID、世銀(MDTF)を筆頭に大規模なインフラ整備が開始された。しかし、首都のジュバにおいても、都市基盤の整備は遅れており、いまだ給水車による上水の配水、自家発電が一般的である。ジュバ及び周辺住民の食料その他生活物資は、ジュバ及び近郊で賄うことが出来ず、ウガンダ、ケニア等からの輸入に依存している。流通、サービス、建設、輸送等の経済活動についても現地の企業のみでは対応することが出来ず、そのほとんどをケニア、ウガンダ、エチオピア等からの進出企業が請け負っている。現地労働者も都市型の労働に不慣れであり、建設労働者、ホテルやレストランの従業員、乗り合いミニバスの運転手に至るまで、あらゆる職場でケニア、ウガンダからの出稼ぎ労働者が雇用されている。このような事情から、南スーダンにおける賃金及び諸物価は非常に高い水準にある。

3-2 建設をめぐるスーダン政府の概況

3-2-1 行政能力、効率性

- (1) 南スーダンにおいては、行政の基盤が存在せず公務員経験者もいない状況から、新政府と行政制度の構築が始められた。世界各国に散在していた南スーダン出身者が呼び戻され、新政府の要職に就くケースが多い。公務員の経験は少なく、職務に未熟な者が多い。また、部族間の利害の対立、帰国組と残留組との確執も取りざたされている。MDTF 資金により政府機関の庁舎の整備が進められており、大臣、局長等の執務環境は整えられつつあるものの、行政を担う一般官僚レベルはコンテナハウスでの執務を強いられている。人的、物理的に整備が整うには未だ時間を要する。また、行政の地方への分権化も進められており行政制度が確立するまでには時間を要するものと考えられる。
- (2) 地方への分権化が進められる中で、南スーダン政府と州政府の間には政治的な確執があると言われており、両者の間には円滑な連携が欠けているとの指摘がある。プロジェクトの実施管理をめぐって将来何らかの問題が生じる可能性が懸念されている。
- (3) コンゴ(民)と同様、南スーダンにおいても、行政の未整備、人材の不足という事情からほとんどのドナーは直営で事業を実施している。
- (4) 特に、建設行政を担う技官の不足は深刻であり、建設事業における種々許認可等の手続きが円滑に行われない可能性が指摘されている。
- (5) 建設分野においては、エンジニアから一般労務者に至るあらゆる職種において、経験を有する現地労働者が不足しており、このため、ほとんどが近隣国からの出稼ぎ労働者によって占められている。労働・公共サービス省は、かかる状況を改善するため、スーダン人の雇用を義務付ける方策を検討しており、このような措置がとられた場合には、相当な混乱が生じる可能性があるとして指摘されている。

3-2-2 税制、免税

- (1) 税制は、実態上南スーダンの税法に従って行われている。
- (2) 援助案件にかかる資機材の輸入については、関税の免除(還付ではなく免税)が認められている。免税手続きは、本来は統一政府を通じて処理されるべき

事項であるが、実態として、南スーダン政府のみにより処理されている。財務省によれば、新たに、州（State）レベルにおいても輸入関税が課せられることとなったとのこと。免税手続きについては、南スーダン政府の財務省に申請すれば、州レベルについても免税措置がとられるとの説明がなされている。しかし、実態は、両者に対して申請を行わざるを得ない状況となっている。また、免税手続きを一括申請することが出来ず、ロット毎に申請しなければならない。このため、手続きを繰り返すことになり、申請者にとっては大きな負担となっている。ドナー関係者によれば、通常、免税の承認を取り付けるのに1ヶ月近くかかるとのこと。（事業実施省庁で1～2週間、財務省で1～2週間）。

- (3) 国内で調達される物品には間接税（Local Tax）が課せられている。財務省は、これらを免税扱いにすることは出来ない旨表明している。このため、外国援助案件であっても、受注企業は、南スーダン国内で調達する建設資機材、及び役務について間接税を支払うこととなる。（間接税は7～8%程度とのことであるが、明確な規定がない模様）。
- (4) 財務省によれば、ポーツーダン経由での資材の輸入は統一政府を通じて免税手続き、通関手続きを行わなければならない、時間と費用がかかる。そのためモンバサ港経由の南周りで輸送することを勧めるとのことであった。モンバサ港からだとも7日間（通関手続き1日程度を含む）、カンパラからだとも2日間で到着する。南スーダンでの通関手続きは南スーダン政府内で処理されるので、北ルートに比べて時間と費用が格段に節約されるとのことである。
- (5) 特段の輸入制限等はない。但し、免税扱いで輸入した資機材は他の一般プロジェクトへの転用は不可とのこと。

3-2-3 環境社会配慮

統一政府においては既に環境保護法が制定されおり、事業実施主体に対しEIAに相当する調査を義務付けている。現在、環境・天然資源省においてEIAガイドラインが策定されつつあるとのこと。しかし、南スーダンにおいては未だ環境保護法に相当する法律は制定されておらず、EIAにかかる実施体制も整備されていない。このため、世銀、MDTF案件については世銀ガイドラインに従い、USAIDはUSAIDガイドラインに従ってEIAを実施している。南スーダン政府環境・野生生物保護・環境省によれば、外国援助案件については、当面の間援助国のガ

イドラインに基づく調査を受け入れるとのことである。

3-3 建設案件をめぐるドナーの現状

3-3-1 USAID

- (1) 08年度の対南スーダン援助は総額 \$96.3百万であり、最大のドナーとなっている。このうち\$ 76百万がインフラ整備に向けられている。インフラ整備は、①米コンサルタント Louis Berger 又は②UNOPS の何れかの組織に委託して実施されている。政府機関が十分な事業実施能力を持たない南スーダンにおいては、他の多くのドナーも同様の方法で事業を実施している。Louis Berger ISP は設計から調達まで全てを実施。USAID に代わり工事発注業務を行っている。契約は基本的に FIDIC ベースとのこと。
- (2) 最大のインフラ整備案件は Juba-Nimule(ウガンダ国境)間 192Km の改修(舗装)であり、7箇所(橋梁)の改修を含む。測量、設計、地雷除去、ベイリ一橋の改修は昨年10月までに終了しており、2009年4月中に新たに入札を行い2010年10月には完工の予定。総所要資金は\$ 250百万(技術協力を含む)。本件は、Louis Berger が実施している。192kmの道路舗装工事は3つの区間に分割して入札を行った。中国、ケニア、ウガンダ、エチオピア、エジプト、トルコ等のコントラクターが応札した。工事規模が大きいため、多くのコントラクターの関心を引いたものと思われる。
- (3) UNOPS に委託して実施している Accelerated Infrastructure Program は、2006年から5年間で総額62百万ドルの事業であり、道路・橋梁建設や学校、ヘルスクリニック等を建設するもの。道路案件では、西部エカトリア、ブルーナイルにおいて道路、橋梁整備を進めている。
- (4) USAID では、建設資材価格は概ねナイロビの3倍、labour コストは5倍から10倍(engineer レベル)とみている。(ケニア国内のlabour コストは\$4~5/day)。
- (5) コンサルタントによる事業費積算と入札時の応札額に30%程度の乖離が生ずることは時々発生しており、この場合には再入札を行うとのこと。
- (6) USAID では、道路の他に地方電化、ジュバ衛生改善、住居整備等インフラ整備、農業開発、民間セクター育成、雇用機会創出、環境分野において協力を実施中。USAID の他に、世銀(MDTF)は、Yambio~Kaya、Juba~Narus

の道路整備を行っている。また、EU は Tambura～Wau の道路整備を行っている。

- (6) USAID では労務者のうち 15%は現地労務者を使用し、on the job training を実施している。技能工はケニアとウガンダから調達している。労働許可は Diploma ステータスが必要という理由で申請し、1ヶ月の就労ビザを取得している。現地施工業者の技術レベルは非常に低く、外国人に対する労働許可制限の実施は労働省が考えているようには進まないであろう。
- (7) 輸入資材はモンバサ港経由の陸送ルートで輸入し、通関手続きは南部スーダン政府のみに申請している。ハルツーム経由は、通関手続きに問題があり利用していない。

3-3-2 世銀

- (1) MDTF、世銀案件ともに世銀ガイドラインに従って実施されており、南スーダンにおいて特例的な措置はなされていない。契約は、ほぼ全てが FIDIC に基づいており、B / Q 方式によっている。B / Q 方式は、施主と施工業者の双方のリスクを軽減するものである。
- (2) 2005 年、世銀が南スーダンに対する協力を開始した当時、プロジェクトのコストを事前に積算するという作業は非常に困難であった。現在では、当時より遥かに市場化が進んでおり、世銀のみならず関連企業も経験を蓄積し、事業費積算の精度は格段に向上している。
- (3) しかし、現在でも入札価格が事前の見積額をオーバーするという現象は日常的に生じており驚くには値しない。このような場合は、通常、予定価格を引き上げることで対応している。これが、困難な場合には、規模縮小、スペックダウン等の措置をとることになる。南スーダンのような状況の下で、応札者がどのようにリスクと利益を計上するかをコンサルタントが事前に見積もることは非常に困難と考えている。
- (4) 南スーダン政府が、労務者のスーダン化について早期に具体的な政策を導入することはないものと考えているが、仮に、その様な事態が生じたとしても、その経済的な不便益を被るのは南スーダン自身である。世銀としてはコストを事業費に計上するのみである。

3-3-3 UNOPS

- (1) UNOPS では、ドナーの委託を受け事業を実施しているが、主に USAID の資金によるプロジェクトを実施している。遠隔地の学校建設 35 箇所、ヘルスクリニックの建設、道路改修事業として Yambio-Tambura 道路 185km の砂利舗装の改修、Dabio-Ezo 道路 75km の再整 (re-grading)、コミュニティ開発、警察署整備や警察トレーニングセンターの建設などを実施している。
- (2) 大規模案件は FIDIC ベースの BQ 契約方式。10~14%の前払い制度 (銀行保障の取り付けが条件)。支払いは毎月の出来高払いで、出来高の 90%を支払う。残り 10%は瑕疵担保期間終了後に支払われる。小規模案件 (10,000 ドル~20,000 ドル程度でシンプルな工事) ではランプサム方式もある。コントラクターとの契約は、間接税を含む金額で契約している。南スーダン政府に対し免税を要求するのは不可能である。
- (3) 公示から入札までの期間は、最短で 7 日間、大規模案件では 40~45 日間。
- (4) 瑕疵担保期間は 6 ヶ月 (小規模案件) から 1 年 (大規模案件)。
- (5) 施工業者への支払いは、外資系企業の場合は銀行送金 (外国で決済) とし、ローカルコントラクターには、アメリカの経済制裁によりスーダン国内の銀行口座への送金が不可能なため、小切手による支払いを行っている。
- (6) UNOPS のプロジェクトは、ウガンダ国境などの辺境地域が多く、ケニアやウガンダ等のコントラクターも関心を示さない。そのため、ローカルコントラクターと契約する場合もある。
- (7) 現地労務者の技術レベルは極めて低いが、止むを得ず現地労務者を雇用することもある。このため、品質面、工期にかかる問題が多々発生している。UNOPS として現地労務者の雇用を義務付けている訳ではないが、出稼ぎ労働者より労賃が安価であることから雇用されているものと思われる。現地労務者の雇用は施工業者の判断による。
- (8) 通関、免税手続きはコントラクターではなく、UNOPS が直接申請している。
- (9) UNOPS の標準契約書フォーム (資料 3-1 UNOPS 標準契約書フォーム)

3-3-4 GTZ

- (1) GTZ は、主に UNHCR や WFP との連携により案件を実施している。
- (2) 南スーダンにおいては、GTZ は、直営によりプロジェクトを実施している。コントラクトアウトは、コストが余りにも高額となるため特例として直営方式を採用している。
- (3) 施工業者は、ジュバから外には行きたがらない。また、ジュバ以外では資機材の入手が非常に困難となる等の事情もあり、止むを得ず直営方式で実施している。南部地方の道路維持改修工事（1,800km の砂利舗装道路の改修）に 15 台のグレーダー、15 台のロードローラをウガンダから調達したこともある。
- (4) GTZ は、現地の施工業者、コンサルタント、労務者等の技術レベルは相当低いと判断しており、外国人を採用している。労働許可は、資格保有者が必要という理由で申請している。
- (5) 南スーダン政府は、治安上の安全は確保すると明言しているが、これは事実上困難である。外資系コントラクターの多くは地方部での事業は治安リスクが高いと判断している。あるドイツ系コントラクターも地方での事業の入札には応札しなかった。
- (6) GTZ では、建設資機材等は全て輸入している。ナイロビに南スーダン向け資機材調達事務所を設置、トラックを 3 台所有し、定期的に資機材を輸送している。事務所には、通関、免税手続きの専任スタッフを配置している。輸入ルートは、全て南ルートである。

3-4 建設業の現状

3-4-1 概況

南スーダンにおいては、現地施工業者、現地コンサルタント及び資機材のサプライヤーは小規模なものを除き存在していない。エンジニア、熟練工も存在せず、単純作業に従事する一般労務者についても経験不足が指摘されている。このような状況の下、現在、南スーダンにおいて建設施工に従事しているのは、主に、ケニア、ウガンダ及びエチオピア等からの進出業者である。労働者についても、ほとんどがケニア、ウガンダからの出稼ぎ労働者である。

建設資機材についても、骨材を除く全てを周辺国からの輸入に依存している。

(粗骨材についても一時ウガンダからの輸入に依存した時期があった)。輸入ルートは、主に南からの陸路によるが、ジュバ〜グル間の道路は大半が未舗装の悪路である。雨季には輸送事情が著しく不安定であったが、改修が進みつつあり状況は改善されている。USAID の援助により、2010 年 10 月には、Juba〜Nimule(ウガンダ国境)間 190Km の舗装が完了する予定であり、輸送事情は更に改善されることが見込まれている。

3-4-2 施工業者

- (1) 本件調査団は、ナイロビにおいて大手の建設業者よりヒアリングを行った。ケニア国内での建設業界は、世界的な金融不況にもかかわらず活況が続いており、大手企業はあえて、南スーダンに進出しようとは考えていないとのことであり、ウガンダも同様の状況とのこと。現在、ケニア、ウガンダから非常に多くの建設業者が進出しているが、そのほとんどは中小規模の企業である。大手企業ではケニアからは SPENCON 社、ウガンダからは ROKO CONSTRUCTION 社等が進出しているに過ぎない。

調査団が面談した大手企業 MOTOR WAY 社(資料 3-2 MOTOR WAY 社概要、無償案件下請けの経験が豊富)の経営者によれば、日本のゼネコンの下請けが出来るのであれば、南スーダンでも仕事をしたいと考える大手企業は多いと思われるとのことであり、自社としても大いに関心があるとのことであった。日本の施工業者の評価は非常に高く、学ぶべき点が多いと考えているとのこと。

- (2) SPENCON 社(無償案件下請けの経験が豊富)は、現在、ジュバ市内において、MDTF 資金による浄水場建設(\$19 百万)及び政府庁舎改修(\$16 百万)に従事している。ケニア人従業員(現在約 200 名)の宿泊施設、クリニックも整備されており、現場は非常に適切に管理されているように見受けられた。ウガンダの ROKO CONSTRUCTION 社(無償案件下請けの経験が豊富)も、MDTF 資金による政府庁舎改修(\$18 百万)に従事しており、現地での高い評価を得ている。
- (3) ケニア、ウガンダ等から進出している多くの中小規模の施工業者は、大手施工業者の下請けや孫請け、又は、UNICEF や NGO が各地で進めているコミュニティ開発に関連した小規模建設案件に関心を有しているものと推察される。これら中小施工業者の中には、ペーパーカンパニーもあり、又、図面を理解出来ないレベルの者もあるとのことであるが実態は不明である。急速に需要が拡大している状況下における多数の中小施工業者の進出は、

価格競争ではなく、価格吊り上げ競争を惹起しているとの指摘もなされている。

- (4) 現在南スーダンにおいて、案件を実施中の大手施工業者は次の2社である。
(他に、地方での道路改修に従事している中国等の大手企業が存在しているが詳細は不明)

SPENCON 社 (ケニア)

住所：17th Fl. Rahimtullah Tower, Upper Hill Rd.,
Nairobi

Tel：20-271-1551, 271-1531

E-mail：bhatt@spencon.net

Web：www.spencon.com

(資料 3-3 SPENCON 社概要)

ROKO Construction Ltd. (ウガンダ)

住所：160 A&B Bambo Rd., Kampala

Tel：41-567-305, 567-331

E-mail：w.amold@roko.co.ug

Web：www.roko.co.ug

(資料 3-4 ROKO Construction 社概要)

また、断片的な情報であり、詳細は判明していないが、現在、南スーダンにおいて活動している中小建設業者には以下の施工業者が含まれる。

TRAX Construction Ltd. (ケニア)

Karen, Nairobi

Tel: 254-20-387-6714

Fax: 254-20-387-6735

E-mail：richard.herbert@netforce-ltd.com

Civicon Limited (ウガンダ)

Plot 53-67, Kibira Road, Kampala

Tel: 256-41-252-491

Fax: 256-41-230-995

E-mail：civicon.jason@civicon.org

3-4-3 コンサルタント

- (1) 現在、南スーダンには現地コンサルタントは存在していないものと考えられる。ケニア及びウガンダからは大手の総合コンサルタントが 3 社 (Gibb Africa LTD 社、Africon Engineering / Phantom Solution Ltd. 社、Gauff Ingenieure 社) が進出しており、ナイロビ又はカンパラを拠点として活動している。

Gibb Africa LTD

住所 : Shell & BP House, Harambee Avenue, Nairobi

Fax: 256-20-210-694 244-493

Tel: 254-20-251-880

Mr. Malinda / Director, Structures & Facilities

E-Mail: kmalinda@gibbafrica.com

Africon Engineering / Phantom Solution Ltd.

住所 : 2nd Fl. Innovation House, Plot B,

Babiiha (Acacia) Avenue, Nairobi

Tel: 256-31-264-333

Gauff Ingenieure (Nairobi と Kampala にオフィスを持つ)

①Regional Office, Kampala

Tel: 256-41-231-354

Fax: 256-41-259-508

E-Mail: jbgkla@starcom.co.ug

②Regional Office, Nairobi

Tel: 254-20-444-4904

Fax: 256-20-444-6124

Mr. Joachim Pfeffer / Regional Manager, East Africa

E-Mail: jpfeffer@gauf.com

また、断片的な情報であり詳細は判明していないが、現在、南スーダンにおいて活動しているコンサルタントには以下の社が含まれる。

Associated Consulting Engineers & Co.Ltd

住所 : Plot 2 Kyaggwe Rd., Kati House, Kampala

Tel: 256-41-231-305

Fax: 256-41-233-726
E-Mail: ace@imul.com

Carl Bro International
Regional Office, Kampala
Tel: 256-41-233-792 232-731
Fax: 256-41-233-792
E-Mail: tmu@carlbro.co.ug

Ground Water and GIS Consultants Ltd.
住所: 3rd Fl. Uganda House, Kampala
Tel: 256-41-268746
E-Mail: naguyo@hotmail.com

- (2) 南スーダン公共事業省には、土質試験のラボがあるとのことであるが、余り稼動していないとのことであった。施工業者の中には自前のラボを持つものもある (SPENCON 社)。
- (3) 北スーダンのハルツームには関連企業 70 社が加盟するコンサルタント協会 (Organization Council for Consultancy Firms) が設立されているとの情報があり、本件調査団がコンタクトを試みたが、当初の住所を移転しており、又は解散しているものと思われ、面談することは出来なかった。そのため、在ハルツームのコンサルタントより北スーダンの事情を聴取したところ、北スーダンのコンサルタントは南スーダンに大きな関心を持っているが、政治的な事情もあり進出を躊躇している状況とのことであった。

3-4-4 労働事情

- (1) 統一国家 (GONU) としての労働法は 1997 年に制定したものが適用されているが、南スーダン政府としての労働法を策定中である。現在、Final Draft 段階にあり、今後、ステークホルダー会議を開催し、労働組合等からの意見を集約、反映させたのち審議される予定となっている。社会保障制度については、統一国家の National Insurance Policy (1990 年) に制定されており、給与の 25% (17% が雇用主、8% が非雇用者負担) が徴収されることとされている。当面の間は、南スーダン政府もこれに倣う意向とのこと。
- (2) 現在、南スーダンにおいては、訓練を受けた労働力が著しく不足している。

このため、建設労働者のみならず、ホテル、レストランの従業員、乗り合いミニバスの運転手にいたる、社会のあらゆる分野において、ケニア、ウガンダ人等の外国人が就労している。

- (3) 外国人の雇用については労働許可が必要とされている。雇用者が労働省に申請することになっており、無許可の雇用にはペナルティが課せられる。労働許可については、必要とされる労働者の技術レベルに応じて3つのカテゴリーに分類されており、スーダン国内で調達できない労働者に対してのみ許可されるとのこと。労働許可の取得には\$400が必要とされる。
- (4) 南スーダンでの調査経験をもつ本邦コンサルタントによれば、
- スーダン人の熟練工はいない。単純労働ならスーダン人も使えるがケニア人の70%程度の働き。
 - ジュバの労務単価は高く、単純労働者でも10～20ドル/日以上。USAIDが非常に高い報酬で技術者を採用しており、ケニア人のエンジニアに5,000ドル/月払っているとのこと。
 - 出稼ぎ外国人には、一時的に金儲けに来ている者が多い。このため、出来る限り高い賃金を要求しているように思われる。
 - 規程されている社会保障制度に基づき、年金を負担している事業者はいない
- とのことであった。

3-4-5 資機材の調達

- (1) ジュバ市内には非常に小規模な建材小売店は散在するが、無償資金協力による建設案件に対応できる規模のサプライヤーは存在していない。建材は、骨材を除く全てを輸入に依存している。大規模工事に必要な資材は、コントクターが自ら輸入するのが一般的である。骨材も不足しており、過去にはウガンダから輸入していた時期もある。現在は、砕石プラントが導入され、調達は以前ほど困難ではなくなった。
- (2) USAID は、南スーダンの建設資材価格は、ナイロビの3倍、労賃は5倍、エンジニアレベルの報酬は10倍とみている。
- (3) 現地での調達価格が余りに高額に及ぶため、GTZはナイロビに南スーダン向け資機材調達事務所を設置し、ナイロビにおいて直接調達し、自ら南スーダン内の建設現場に輸送している。輸送のためのトラックを3台所有して

いる。通関、免税手続きの専任スタッフも同事務所に配置している。

3-4-6 輸送事情

南スーダンへの輸送に関わる大手輸送会社2社（SVD LOGISTIC 社及び INTER FREIGHT 社）よりヒアリングを行った。

その記録；

- (1) ケニアから南スーダンへの輸送は輸送会社間の競争が成立しており、寡占による輸送費の高騰という状況にはない。
- (2) モンバサからジュバへの輸送については、通常モンバサ港での荷役、通関に7～9日、ジュバまでの輸送に10～15日間を要している。（通関、免税書類が事前に準備されているとの前提）。
- (3) 輸送は、道路事情により更に何日かを要する場合もあり、雨季には輸送が滞ることがある。昨年は輸送ルート（モンバサ港－ウガンダ経由－ジュバ）の橋梁が流され道路が寸断。その迂回路では武装強盗団による略奪が発生している。
- (4) ジュバ－ウガンダ国グル間の道路は大半が未舗装の悪路である。雨季には輸送事情が著しく不安定であったが、USAIDの援助により、2010年10月には、ジュバ～ニムレ（ウガンダ国境）間190Kmの舗装が完了する予定である、また、ニムレ～グル間は世銀による改修・舗装化（JICAが協調融資で参加することを検討中）が検討されており、中期的には輸送事情は改善されることが見込まれている。
- (5) ジュバへの物資の輸送は、ケニア、ウガンダルートが最も合理的であり、ポートスーダン経由は現実的でない。政治的な影響を受けやすく北スーダン政府の許可を得ることが困難である。中国他何件かの前例があるに過ぎない。また、南スーダン政府は、北部スーダン経由を嫌っており、免税の承認を与えていない。輸送手段も、鉄道、トラック、フェリー輸送が混在し、荷役費用を考えれば、南ルートより高額となるであろう。
- (6) 税関で免税書類不備などの理由により想定外の時間を要したり、各種検問で車を止められ、賄賂を要求されることがある。
- (7) ケニアからジュバに入るには、カヤロードとニヌレロードの2つの方法が

ある。雨季はカヤロードは洪水になったり橋が落ちたりして使えない。建機などの重量物を運ぶにはロール・ローダートラック（自社保有）を使用する。

- (8) INTER FREIGHT 社の輸送料金表は別添資料(資料 3-5)の通り。なお、ポートスーダン経由の場合の輸送費について、SVD LOGISTIC 社の系列会社 El Fa Ari Keer 社(北スーダン)に問い合わせたが回答はなかった。

なお、ルワンダの商工会議所の調査(Assessment of Non Tariff barriers Along the Northern & Central Corridors : Baseline Study 2008, Private Sector Federation-Rwanda)によれば、モンバサ-キガリ北ルート (Mombasa - Nairobi-Kampala-Kigali) においては、国境税関及びケニア、ウガンダ国内における車両重量計量所、警察の検問等において 片道\$800~\$1,200 の賄賂を要求され、また、度重なる検問により所要時間の半分の時間が待ち時間として費やされるとの報告がなされており、このような事情も輸送費のコスト高につながっている可能性がある。(調査団がヒアリングを行った各社によれば、賄賂はそれほど高額ではないとのこと)。

3-5 銀行送金

- (1) 財務省によれば、南スーダンでの銀行口座開設には会社登録が必要。送金額に制限はないとのことであった。
- (2) 一方、スーダンにはアメリカの経済制裁措置がとられており、国外からスーダン国内の銀行には商取引にかかる送金が出来ない状況にある。
- (3) 但し、ケニアの KCB (Kenya Commercial Bank、資料 3-6) 銀行ジュバ支店はケニア国内の支店として扱われているとのことであり、日本のコンサルタントの一部は同支店に口座を開設し、国外から送金している。(但し、三菱東京 UFJ では受け付けて貰えなかったとの情報もある。同行以外の銀行で、日本からの送金に1ヶ月かかった例もあるとのこと。ナイロビからジュバへの送金は1週間で可能だったとのこと)。USAID も KCB を利用している模様。日本のコンサルタントには KCB を利用しないで現金を持ち込んでいる社もある。
- (4) 南スーダン企業への支払いは、ケニア、モーリシャス、ベルギーなどのへの銀行送金による決済が多い。送金手数料は1%程度。現金決済も広く行われ

ている。

- (5) JICA 事務所ではハルツームに銀行口座を開設し、ジュバでは口座を開設していない。必要な資金は、ハルツームから現金を持ち込んでいる。ただし、ハルツームで引き出したドルには北のスタンプ（偽札でないという証明）が押され、ジュバではスタンプ付きドル紙幣は使用出来ない。

3-6 治安状況、安全対策

- (1) 外務省の渡航情報によれば、ハルツーム州及びジュバ市は「渡航の是非を検討」との注意喚起がなされている。南部地方においては、治安情勢は全般的に改善傾向にあり、同地域のマラカル、ルンベク、ジュバ、カポエタ、アウエイル、ベンティウ及びワウの各市は、落ち着きを取り戻しつつある。しかし、アビエ地域、ヌバ山地及び青ナイル州を含む暫定統治三地域等の南北境界線付近では、未だ小規模の衝突が起きることも想定される。CPA においては、2009 年に大統領選挙及び南北での中央・地方選挙の実施、2011 年に南部の独立を問う住民投票の実施が定められている。このような政治の動きに伴い、一部地域の治安が急速に悪化する可能性も排除できない。
- (2) JICA は、ジュバ市（カグアダ、ロコン、ジャベル・ラドゥ、ラジャフ東岸を含む、ルンベク市、北バハル・アルガザール州アウエイル市、東アウエイル郡及びアロック、西バハル・アルガザール州ワウ市、上ナイル州マラカル市に活動を制限している。ジュバ市及び近郊地域（ワウ、マラカル、アウエイル、ルンベク）は安定しているが、市内においては、武器の蔓延による暴力事件や武装強盗等の都市型犯罪が増加している。また、SPLA・南北合同部隊への兵士や公務員への給与未払いによる治安悪化の可能性が懸念されている。また、郊外の広範囲にわたる地域において不発弾、地雷の脅威があり、特にカスタムマーケットの西側地区で危険性が高いと言われている。
- (3) ジュバで活動する JICA 関係者が、郊外での調査に際し実施省庁を通じて警察警護を要請したことがあるが、対応してもらえなかったとのこと。安全面において南スーダン政府からは十分な協力を得られない可能性が伺われる。

第4章 リスク要因及び事業実施に向けた提言

コンゴ(民)及びスーダンにおける無償資金協力事業の実施には、種々のリスクを伴うことが想定される。両国において想定されるリスクの要因としては、

- 政治の不安定化及び治安
 - 財政、行政、制度等が未整備なこと
 - 基本設計と実際の工事内容に齟齬が生じる可能性（基本設計調査時に確認しきれなかった地下埋設物の存在等）
 - 現地の建設事情にかかる情報の不足
 - 不透明なビジネス環境
- 等が挙げられる。

4-1 政治の不安定化及び治安にかかるリスク

紛争終結国に特有な潜在的なリスクとして、政治の不安定化及び紛争の再発の可能性というリスクが存在する。現在のコンゴ(民)及びスーダンにおいては、これらのリスクは、発生する可能性は低く、また、可能性は次第に減じつつあるといわれているが、無償資金協力事業の実施に深刻な影響を与える可能性のあるリスクとして潜在的に存在している。

かかるリスクのもとでの事業実施に際し、早急に検討されるべき対応としては、事情に精通した安全対策要員の配置、宿舍等の警備、車両への無線機の設置等通信手段の確保、戦争特約保険等の経費を計上することが必要と考えられる。

また、治安悪化にともなう工事中断リスクに対しては、工事中断期間中の損害に関する特約を含んだ保険（次頁のサンプルに示す）が存在することから、その利用が考えられる。

例：キンシャサ道路改良計画時に試行的に見積った工事中断期間中の損害に関する特約を含む保険

<p>コンゴ民主共和国 キンシャサ道路改良計画に係る外航貨物海上保険のお見積 [Quotation No.SJ-080018R1]</p> <p>押付 貴社様のご便宜のこととお慮び申し上げます。弊社業務に関しましては毎々特別のお引き立てを賜り、有り難く頂く御礼申し上げます。 さて、ご面会いただきました趣意案件につきまして、下記のとおり概算お見積をご案内致しますので、宜しくご高覧のうえ、何卒弊社にご用命願いますようお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: right;">敬 具</p>	<p><2> 工事保険</p> <p>(1) 工事名称：コンゴ共和国キンシャサ道路改良工事 (2) 積込金額：30億円 (3) 期間：T.D.A. (30ヶ月) +M/P/7/12ヶ月 (4) 保険料率：保険金額に対して1.200% (5) 保険条件：土木工事保険 保険の目的の範囲に関する特約 積込の次第の波及損害担保特約 てん補限度額に関する特約 間欠工事に関する特約 道路工事に関する特約、支保工に関する特約 降雨、洪水、氾濫に対する安全対策に関する特約 非水浸増の能力不足・故障に関する特約、区間に関する特約 総括工事に関する特約 (工事中断期間中の損害に関する特約) 振保減価に関する特約(1) テロ危険等担保特約(海外工専用) (6) 支払限度額：5,000万円(1事故)、1億円(補償中) (7) 自己負担額：工事中3,000千円、天災危険8,000千円 (8) その他：お見積もりは頂戴した一層の情報に基づいて作成したものであり、工事に関する詳細な情報や現地の社会情勢により変更となります。また、弊社が本邦の引受保険会社となる前経となったが、今後民主共和国においての同国での保険付保を義務付ける形跡が存在する場合は、本邦での保険契約については現地当局の承認が必要となります。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--

4-2 財政、行政、制度等が脆弱なことに伴うリスク

コンゴ(民)においては行政制度が再構築、南スーダンにおいては新たに政府が樹立され、行政制度が構築される移行期の過程にある。事業実施体制は十分には整っておらず、更に、現行の行政制度、法律、規定等が変更される可能性もリスクとして存在する。

- (1) 両国においては、財政面のみならず、制度的にも人的にも事業実施体制が十分には整っておらず、行政が適切に執行されない、種々手続きが円滑に実施されない等の可能性が存在する。特に、コンゴ(民)においては不明瞭な制度と手続きが存在している。
- (2) 両国ともに財政事情は脆弱である。公務員給与の遅配が常態化しており、更に、コンゴ(民)においては、政府の電気代、水道代の支払いも滞っている。両国がこのような財政状況にあることには十分な配慮が必要と考えられる。
- (3) 移行期にある国においては、現行の法律、制度等が改廃される可能性がリスクとして存在する。

かかる状況から、コンゴ(民)及び南スーダンにおいては、ほぼ全てのドナーが施主として事業を実施するか、又は直接案件の管理を行っている。(特に南スーダンの GTZ は in-house エンジニアを直接雇用し、資材の直接購入、直轄施工を行っている。)

- 通関、免税等手続きの実施促進等にかかる申し入れ等については JICA から行う等の支援が必要と考えられる。また、このためには現地 JICA 事務所の体制の整備が必要と考えられる。
- 両国における間接税の取り扱いについては、関税については免税がなされる。売上税、付加価値税については、輸入品に関しては免税、国内での購入品に関しては徴税システムが機能していないため、実態として徴税できているものについて免税で検討する。
- 両国政府の財政状況からは、先方負担工事を工程に沿ったスケジュールで実施することは非常に困難と考えられる。従って、原則として、先方負担工事についても妥当と認められる場合は可能な限り本体工事の一部として日本側で負担することを提言する。これは、全体工期が遅延するリスクを軽減することにも資するものである。

4-3 基本設計との齟齬が生じる可能性

基本設計調査についても、先方政府の実施体制が十分には整備されていない状況において実施されるものであり、特に、紛争の影響により、信頼に足るデータ、資料は多くの場合存在していない。このため、十分な精度で調査を完了出来ない可能性が存在し、実施の段階において基本設計との齟齬が生じる可能性が想定される。

また、入札前の段階では顕在化していないリスク（価格変動リスク、中断リスク、許認可等の手続きに要する時間が延びるリスク等）が、無償資金協力の実施期間中に顕在化してしまうことが他国と比べて高いことから、以下について、検討されることが望ましい。

- 設計変更及び中断リスク等に対応するため予備費を設定
- 基本設計調査には十分な調査期間と M/M が必要
- 資機材調達については第三国での調査

4-4 建設事情にかかるリスク

両国においては、長年にわたり本邦企業に建設工事の受注実績が無い場合、施工業者、労働力、資機材の調達等建設事情にかかる情報が不足している。

今回の調査結果から判断する限り、建設にかかる両国の環境は、他のアフリカ諸国との比較において、特に大きいリスクを有しているとは考えられない。

(現地施工業者)

本邦企業のサブコントラクターとして、コンゴ(民)においては現地の大手施工業者又は欧州からの進出企業が、スーダンにおいてはケニア又はウガンダからの進出企業が想定される。本件調査団の得た感触としては、これら企業の中にはサブコントラクターとして十分な能力のあるものが存在すると考えられる。特に、ケニア、ウガンダの施工業者には、サブコントラクターとして我が国無償資金協力の経験が豊富な企業も含まれている。個々の企業の信頼性については更なる調査が必要であるが、現地施工業者の能力及び信頼性にかかるリスクは、他のアフリカ諸国との比較において、特に大きいとは考えられない。但し、現地労働者の質については他のアフリカ諸国より劣っており、特にスーダンにおいては著しく劣っていることには十分な配慮が必要である。

(資機材の調達)

両国とも国内市場での調達は、需給バランスによる価格変動、調達の困難性等のリスクが存在し価格の変動も大きい。従って、国内調達分については予備を設けることが適切と考えられる。外国からの輸入については、後述するよう

に輸入ルートが極めて限定的であるため、コストが高止まりしていること、大雨等の自然災害への脆弱性が極めて高いこと等がリスクとしてあげられる。

(輸入にかかる輸送)

資機材の輸入、輸送については、コンゴ(民)においてはマタディ港からのルートが唯一の選択肢となる。スーダンについては、南部ルートの道路事情に起因するリスク、特に雨季における輸送の不安定が指摘されている。来年10月には、USAIDによるジュバ～ニムレ間190Kmの改修プロジェクトが終了し(実際の完成時期は遅れるといわれている)、全区間の舗装及び7箇所の橋梁の改修が完了する予定であるが、ウガンダ国内の輸送事情の悪さは引き続き残される。

資機材の輸入にかかる通関手続きについては、長期間を要した事例も報告されており、工程の検討需給バランスによる価格変動、調達の困難性等のリスクに配慮が必要である。

4-5 ビジネス環境にかかるリスク

特にコンゴ(民)において不透明なビジネス環境が存在する。具体的にどのようなリスクが生じる可能性があるかは明らかではないが、聞き取り調査の結果からは、許認可に関わる嫌がらせ等があげられている。これらのリスクへの対応によっては、企業のコンプライアンスに抵触する可能性も懸念される。また、具体的なリスクとして、資金を現金により移動しなければならないことが挙げられる。

具体的に想定されるリスクへの対応としては、以下が考えられる。

- 現金輸送保険料及び送金手数料を一般管理費に計上する
- 施工業者及びコンサルタントに対する公用旅券の発給

公用旅券の発給は、現金の携行に際し、当該国のみならず本邦及び経由国における出入国時の安全確保をより確実にする上で望ましい。

4-6 その他

両国においては、軍人、警察官、出入国管理官、税官吏等の下級公務員のモラルが確立していないため、出入国、通関等に困難を伴う状況が生じている。これは、コンゴ(民)において顕著であり、同じ傾向はスーダンでも指摘されている。かかる状況においては、事業実施段階において、施工業者及びコンサルタントに対する公用旅券が発給されることが望ましい。公用旅券は入国、在留等の手続きを容易とするのみならず、事業が公的なものであることを明示するものであり、種々許認可の速やかな取得等に大きく役立つものである。安全の確保の観点からも有効であり、又、現金の携行による持ち込みが想定されることか

らも公用旅券の発給については関係者からは非常に強い要望がなされている。

現地においては信頼に足る情報が不足しており、ビジネス環境には不透明さを伴うことが指摘されている。このような状況における応札準備には十分な現地調査と検討の期間が必要である。両国における世銀、EU 案件においては応札準備期間 3 ヶ月が一般的である。無償案件についても十分な応札準備期間が設定される必要がある。

両国における無償案件の実施に際しては、受注企業は、他の諸国以上に安全に配慮する必要であり、また、種々手続きの促進にもより大きな負担を負うことは明らかである。更に、資機材を第三国で調達する可能性が大である。このため、それらに対応するために十分な日本人常駐管理者の人数、配置期間を確保することが必要である。

4-7 提言

以上を踏まえ、本プロジェクト研究の提言を以下の通りまとめる。

(1) 基本方針

実態（他ドナーの実績等）にあった積算を行う（例：他ドナーが建機の損料は全損で見ている場合は、それが妥当と判断される場合は同様の対応とする等）。

(2) 積算上の具体的な対応方針

4-1～4-6 で述べたリスクを、①物価変動、②労働生産性の低さ、③政府の許認可、承認手続きの遅延、④先方負担事項の不履行、⑤免税の不履行、⑥治安の悪化、⑦工事の中断、撤退、⑧工事関係者への嫌がらせに細分化し、それらリスク毎に、1) 短期的な課題：現行の制度の運用にて対応、2) 中長期的な課題：現行制度での対応は困難で別途対応を検討すべき事項（制度、契約、積算、精算等）に区分して対応方針をまとめる。

リスクへの対応方針案

リスク	リスクの詳細	対応（案）	
		短期	中/長期
物価変動（他国と比べてリスクが大きい）	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗骨材以外殆ど輸入 ウガンダからの輸送ルートのみを頼っている 天候に左右される スーダン/ウガンダ国境、ウガンダ/ケニア国境の越境、通関で嫌がらせ <p>DRC：</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗骨材以外殆ど輸入、現地で調達も可能だが独占的で在庫によって価格が大幅に変動 マタディ港からのみ輸入 免税で嫌がらせ 	<ul style="list-style-type: none"> 価格リスクを勘案し、妥当な場合輸入で積算 ○ 輸送保険は安全サイドの保険料率で見積り ○ 輸送手続きにかかる時間は risk high case で ○ 事務所/実施監理体制強化 △ 価格リスクを勘案し、妥当な場合輸入で積算 ○ 予備費 △ コスト+フィーやBQ精算方式等 ? 	
労働生産性の低さ	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 著しく労働生産性低い <p>DRC：</p> <ul style="list-style-type: none"> 上限額を大幅に超過し、入札やり直し、価格の見直しのケースが続出（他ドナー） 	<ul style="list-style-type: none"> 日本人作業員の増（現地労働者の歩係り補正はしない） ○ 	
政府の許可、承認手続きの遅延	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 能力不足、時間かかる <p>DRC：</p> <ul style="list-style-type: none"> 手続きへの嫌がらせ、遅延 手数料の要求 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所/実施監理体制強化 △ 手数料の裏付けを確認し、公的に規定されているものがあるようであれば積算も可能 ○ 	○
先方負担事項の不履行	<p>スーダン&DRC</p> <ul style="list-style-type: none"> 能力不足、時間かかる 	<ul style="list-style-type: none"> 先方の能力を考慮して、妥当と判断される場合は日本側で実施 ○ 	
免税の不履行	<p>スーダン</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税は免税可能、ただし現場レベルではトラブルあり、国内税は無税（要確認） <p>DRC</p> <ul style="list-style-type: none"> 関税は免税可能、ただし現場レベルではトラブルあり 間接税は実態として徴税されている状態に無いがものによっては勝手に課税している販売者がいる（要確認） 	<ul style="list-style-type: none"> 国内税/間接税は実態として機能していないものとして積算（無税） ○ ただし、課税/免税がはっきりしているかつやりやすい電力やエネルギー等は免税 ○ 徴税されていない=100%の金額を無税で見積る ○ 	
治安の悪化	<p>スーダン：</p> <ul style="list-style-type: none"> 南北政府間関係の不安定化の可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 安全対策要員の配置、宿舎等の警 ○ 	

	<ul style="list-style-type: none"> 安全を確保できる宿泊先の宿泊費が高い DRC : <ul style="list-style-type: none"> 暴動、略奪がいつ始まるのか全く予想がつかない。一旦略奪が始まると誰もが略奪に参加する可能性がある。 安全を確保できる宿泊先の宿泊費が高い 	<ul style="list-style-type: none"> 備、通信手段確保等にかかる経費を現場管理費として計上 宿泊費を実費ベースで支給 経費率の増 	○ ○	
工事中断、撤退	スーダン <ul style="list-style-type: none"> 政情 DRC <ul style="list-style-type: none"> 治安 	<ul style="list-style-type: none"> 保険 	○	
工事関係者への嫌がらせ	嫌がらせ、業務への妨害	<ul style="list-style-type: none"> 公用旅券発給の可否確認 	△	

○：JICA 内で検討・意思決定で対応可

△：JICA 内で検討・意思決定部分的に対応可、外務省との協議が必要

なお、2009年10月閣議案件である「コンゴ民主共和国キンシャサ市・ポワ・ルー通り補修及び回収計画」で、実際に取りられた通常の無償資金協力案件とは異なる対応は以下の通りである。

- 予備費：カントリーリスクに応じた予備費の計上を行う。
- 相手国負担事項：現実的に先方による実施が困難あるいはスケジュールに多大な遅延をもたらすと危惧されるものについては日本側で実施する。
- ベースキャンプの外溝工事、電灯の設置等の見積り計上を認める。
- 安全対策のクラーク雇用を認める。
- 現地ワーカーの効率が低いことに対しては、現地ワーカーの歩掛りを増やすのではなく、日本人のワーカーを増やすことで対応する。
- 建機の損料については、全損処理と損料輸送費込みの費用/要する手続き比較を行ったうえで、コスト的に有利であった日本発着の輸送費込みを採用する。
- 税金については、原則通り免税、徴税機能が働いていないものについては無税扱いとする。
- 一般管理費において治安対策等で経費の増が見込まれるので、その分を技術費の上限を10%増やすことで対応する。
- 不可抗力（緊急退避航空費、籠城日数分のホテル代、ホテル～空港までの移動、工事中断期間の建機損料、ベースキャンプ/建機が破壊されたときの復旧費）については、工事中断保険にて対応する。

現地面談記録

3月9日 10:00～11:00 JICA 事務所との打合せ

JICA：飯村所長、馬場企画調査員

経済基盤開発部 室岡

調査団：下村、小林、平松(通訳)

(株)アンジェロセック：井上他3名

(株)東京設計事務所：武智、由本

飯村所長より治安ブリーフ

政治的アンバランス カビラ大統領基盤は東部、西部は主にベンバを支持。

政治コンテクストに配慮した協力実施が必要で、中部、東部への協力展開の可能性も検討していく必要がある。

無線機

定時連絡

通常はチャンネル1 JICA 事務所中継局経由、事務所2＝担当者

チャンネル2 中継局を経由しない、例えば車列を組むときなどに使用

チャンネル3 大使館との交信、緊急避難指示の際使用

キンシャサ医療センター 緊急時のみ、マラリア程度では診てもらえない

3月9日 14:00～15:00 JICA 事務所との打合せ

JICA：飯村所長、馬場企画調査員

経済基盤開発部 室岡

調査団：下村、小林、平松(通訳)

飯村所長より以下のブリーフ

1. 海外からDRC国内銀行への送金が心配である。信頼性に疑問があり、手数料が高額(10%)。例えば南アはDRCへの送金を禁止している。国連職員はケニアからの出張ベースという扱いになっており手当ての一部をナイロビで受け取る制度となっている。大使館員はベルギーに、JICA事務所員はパリに個人国座を開設し手当てを受け取っている。

今回調査団で信用できる金融機関を調査してほしい。調査対象銀行リストはJICA事務所が用意する。

(3/10 入手済み)

RAW BANK インド系 信用、健全性怪しげ

BANK CONGOLESE

BCDC CTB口座持っている、JICAも検討中

STANBIC 南ア系

ECO BANK 仏系

2. DRCにおいては、公用旅券の効用が大きく、本体工事のコンサルタント、施工業者にも可能な限り発給することが必要と思われる。今後、外務省を説得出来るだけの材料をつめる必要あり。

3. 本体工事においては、コンサルタント、施工業者ともに常駐社員の M/M には配慮が必要。例えば、技術1名+アドミ1名

4. 例えば、制度があるからといって現地雇人の社会保険料を払わない方がよいというのが一般的見解。一旦支払うと、古い規則等を持ち出され、その他の機関からも徹底的に狙い撃ちされる。DRCにおいては、国営保険機構(SONAS)が唯一の保険会社であるが、JICA 公用車事故の際の保険金を未だに払ってもらっていない。海外の保険会社に加入した場合、SONASは事故証明を承認してくれない等の構造的な障壁が危惧される。

問題はあるが、工事保険については国外の保険会社を利用せざるを得ない。

DRCのビジネス慣行は最悪。世銀 DOING BUSINESSにおいてDRCは最下位。

5. セメント不足、砂利不足が顕著であったが、セメントは緊急輸入、国内増産により価格下落したとの新聞報道

6. 民間の建設工事、小規模アパート建設を除き多くはない。

3月9日 17:00~19:00 NTC インターナショナル(株) 宿谷氏より状況聴取

於： JICA 事務所会議室

NTC インターナショナル(株)： 宿谷

JICA： 飯村所長、馬場企画調査員

経済基盤開発部 室岡

調査団： 下村、小林、平松(通訳)

(株)アンジェロセック： 井上他3名

1. NTC インターナショナルは、開発調査の一環として、バコンゴ州にて 17Km の農道建設を準備中。ラテライト舗装、約3億円、工期175日

2. JICA 調達部と協議の結果、単価契約、入札主体は JICA として実施

3. 設計基準

農道 地方農業道路整備公団(DVDA)の基準あり

市道 道路排水公団(DVD)の基準

建設マニュアル CTB が作成したものあり、住民・コントラクターの訓練を含む

4. 設計承認のプロセスは、複雑で調べきれない。(本件においても、誰が責任機関か不明なまま、幅員 5m か 6m かでもめた経緯あり)。植民地時代の基準を持ち出されることもあり。誰の許可を得るかは重要な問題。設計承認には多くの省庁が関与、土地問題省、首相府、Mini. of Urbanism etc.。利権が複雑にからみ、結局、最終的に政治的に決着せざるを得ない—インフラ省に確認必要

5. 価格、積算

4 車線 1Km あたり 4 億円というところもある。(ンジリコミュン政府事業の例)

資材 市中に supplier あり

公共事業省に施工業者のカテゴリーリストあり、本件においては、リスト中の業者の評価を CTB より聴取した。CTB は一般競争入札。スライス化して少額契約とし、評価に際しては技術評価に高得点を与えている。

契約書 FIDIC、ボンド パリでの支払い

6. 資材の輸送

REGIDESO によれば、マタディよりキンシャサまで 2 週間程度とのこと。

接岸、荷揚げ日不確実、通関に際し当局の嫌がらせを受けたり、金品を要求されることがある。

通関以降価格が高騰する。

7. 税関係

関税の免税は基本的に問題ない。還付ではなく免税されている。

ICA (売上税)

一次産品に課税、砂利、骨材、電気代、水に課税 (価格に含まれている)

ICA の取り扱いについては現在 REGIDESO と協議中であり、今週中には判明する見込み
石油税

石油製品価格の 10~18%

ガソリンをスタンドにおいて免税で買うことは出来ない。

自前の備蓄設備を持てば免税ガソリンを購入できるかもしれないが、防火責任が発生する。最近では Kinshasa において、ガソリンが品薄になることはなかった。バコンゴではしばしば品薄となる。

8. ローカルコンサルタント

測量 信頼性に欠けるが、個人コンサルタントあり。ベルギー人が経営する測量会社があり、本件においてはここを使った。

土質 道路局(Office de Route)のラボラトリーがある

9. 環境社会配慮

世銀が力を入れている

JICA ガイドラインを先方に認めてもらう形で実施したい

現状においては、予備調査以上の情報はないかもしれない

3月10日 09:00～11:00 日本技術開発(株) 米田氏より状況聴取

於： JICA 事務所会議室

日本技術開発(株)： 米田

調査団： 下村、小林、平松(通訳)

(株)東京設計事務所： 武智、由本

1. 物価は近隣国の2倍

セメント会社 民間、国営各1社

アスファルト 南アから輸入

鉄筋 電気炉で一部は国産、原料材はヨーロッパから輸入

骨材 良質骨材はソースは限られる、SAFRIMEX は自前の山を持つ

材料試験は公共事業大臣命により義務付けられている、特にドナーに対し。

道路案件 ケニア、タンザニアであれば5～7千万円 / Km。DRC では2億円 / Km を超えるであろう。

2. DRC は汚職の国である

ンジリ道路案件(実証調査)はJICAが施主(コンサルタントではなく)

(米田が飯村所長から聞いたところでは) JICAは道路公社より正式にコミッションを要求されたとの由。6～7%。JICAは計画省に相談し計画省案件としたとの由(このような場合完成後道路公社が引き取りを拒否するようなこともあるのでは?—米田)

3. 建設機械リース会社はない、国内施工業者間で融通しあっている。ほとんどの機械は国内で調達可能

4. 環境社会配慮

地方分権化の流れの中で州レベルでの実施体制が整備されつつある。

5. 業者見積もり

単価方式が一般的

6. 瑕疵担保期間

10年、通常は1年であるが、DRCにおいては10年。

実態として、10年後に瑕疵を指摘することは不可能であり、業者がラフな工事、手抜き工事をするのを防ぐためこのように定められた模様。

7. 経済の悪化とともに Kinshasa 市内の治安も悪化している、暴動、略奪が心配

3月11日 09:00~10:00 施工業者よりヒアリング M.W.AFRITEC.sprl (カテゴリーB)

於：M.W.AFRITEC.社

先方： Mr. Pierre MUAMBA, Directeur Administrateur

住所： 4, Route des Poids Lourds, Limete, Kinshasa

TEL：081-700-6111

調査団： 下村、小林、平松(通訳)

会社概要、受注実績、積算資料 13日に当方より受領に行くこと。

1. 建築、土木 特に道路案件の実績豊富。

公共事業、世銀、クウェートファンド案件の受注実績あり。

2. 鋼材、セメント、砕石 不足で価格高騰

鋼材は全量輸入

セメント半年前は10\$/50Kg 一時\$45まで高騰、現在は\$20

セメントは、輸入品、国産品とも同価格 統制価格

コンゴ製 生産量十分でない

鋼材 南ア製はベルギー、仏より安い。

建築資材はコントラクターが（サプライヤー通さずに）直接調達するのが一般的。

輸入 輸入の場合ライセンスが必要。

3. 公共事業省カテゴリー A、Bは何れも大手。

公共事業では、カテゴリー区別なく応札出来る。

当社は、節税目的からBカテゴリーで申請した。

4. DRCの一般的な契約は単価契約方式

エスカレーションは18ヶ月以内の工期でも認められる場合も有るが世銀は認めていない。

応札は US\$建であり、インフレの影響は緩和される。

入札準備期間、通常は6週間。

現地施工業者が、コンソーシアム、JVを組むことは一般的。

5. 建設機械リース会社はない。施工業者の間で融通しあっている。
6. 熟練工、間に合っている。アドバイザーを除き外国人はいない
7. 自社の採石場、コンクリート工場、アスファルト工場を持っている。
8. 工事保険は SONAS に加入。保険料は、13 百万ドルの工事で9 万ドルであった。
9. 銀行口座 国内の他ベルギーに口座を持つ、国外口座を持つことは違法ではない。

3月11日 11:00~12:00 施工業者よりヒアリング SAM SPRL (カテゴリーB)

於：SAM SPRL 社

先方： Mr. DAWOOD PATEL、BSC Civil Eng.

Mr. SUHAIL A. PATEL, Administrateur Directeur General

住所： 3715,Ave Kingabwa,Limete, Kinshasa-1

TEL： 09-984-41557, 08-152-19146, 09-903-51178

調査団： 下村、小林、平松(通訳)

会社概要、受注実績、積算資料 13日に当方より受領に行くこと

建築、土木 特に建築案件の実績豊富、インド系建設会社

1. 施工業者 93年頃は10社以下、現在は100社を超える。DRCの復興プロジェクトを見越してレバノン系業者が西アフリカからDRCに拠点を移している。
2. DRCでの工事契約はB/Q方式が一般的
3. 建築資材 価格変動が激しい 例えばセメント一半年前は10\$/50Kg 一時\$50まで高騰、現在は\$25。現在は6ヶ月間にわたり輸入税免除措置がとられており\$25に落ち着いている。
3. DRCは世界1の汚職大国である。決して資金を政府に委ねてはいけない。政府の手に渡ったとたんたちどころに消える。政府公共事業では、総工費の40%が中央銀行、公共事業省、大蔵省よりコミッションとして要求される。結局工事は完工しない。世銀の入札は、政府を経由しないで支出されており、プロセスは公開されており、コミッションを要求されることはない。
4. 熟練工は十分いる。

5. ローカルの施工業者がJVやコンソーシアムを組むことは認められていない。(要確認)
6. 銀行口座は、ベルギー、ドバイ、カナダに持っている。国内銀行は信頼できない。

3月12日 14:00～15:00 世銀よりヒアリング

於：世銀事務所

先方： Mr. Alexandre K. DOSSOU, Specialiste Senior des Transports, (ベニン人)

住所： 4847, Avenue Wagenia, Kinshasa, Gombe

TEL： 09-999-49015, 09-983-02912

調査団： 下村、小林、平松(通訳)

(株)アンジェロセック： 井上尚三、深澤友雄

JICA： 馬場企画調査員

1. 世銀は原則として緊急援助は実施しないこととされているが、DRCにおいては例外的に緊急援助も行っている。

2月26日に承認された緊急支援1億ドルは世界的な経済危機に対応したもので例外的な措置。今回の支援は公務員給与、政府の電気、水代等の支払いに充当される。この様に、DRC政府は依然として脆弱であるが、世銀としては緊急援助の段階は終了したものと考えている。

2. 世界銀行の入札は国際入札によって行われる。例外的に限定国際入札、国内競争入札、直接契約、国際機関による調達が認められている。世銀の標準的な契約は一般的な形式の契約は、一括価格契約(ランプ・サム)であるが、DRCにおいては単価契約方式を採用し、設計変更に対応出来る様配慮している。ランプ・サム契約は機材案件を除き採用していない。

世銀は、リスクが大きいか、事前に十分な精度でコストを判定することが不可能な場合等例外的な場合には実費後払い方式の契約を認めているが、DRCにおいては採用していない。

3. 道路建設、改修にかかる現地施工業者は能力、数とも十分ではない。小規模な施工業者は、建設機械を所有しておらず、人力により工事を行っている。このため、2002～3年頃、世銀が道路改修プロジェクトを開始した際には、地方での道路改修は、小規模業者の育成を図りながら実施した。また、Pro-Routes Project(2008年3月承認5千万ドル)の一環として、ローカルの道路建設業者の実態調査を実施した。200万ドルの支援計画を策定し施工業者の育成を図ったこともある。ローカル業者の育成は重要であるが、入札において国内企業優先

の方針は採用していない。

4. 世銀の入札は、国際競争入札が原則であり、これまで十分な競争が成り立っている。DRCには、外国企業も多く事務所を開設している。今後、日本やEU等による建設プロジェクトが重複するタイミングで実施されても特に調整を必要とするとは思われない。

5. 世銀は、通常、18ヶ月以内に工事が完了する契約については価格調整条項を適用しておらず、DRCにおいても認めていない。

6. 入札準備期間については、通常は、最低6週間とされている。大規模な工事または複雑な機器が含まれる場合には、入札予定者が応札に先立って調査を実施できるようにするため、12週間以上とする場合もある。DRCでの平均準備期間は2ヶ月となっている。(機材案件を含む)。なお、DRCでのEUの平均準備期間は3ヶ月となっている。

7. 世銀は、国際機関から直接調達することが最も適切な調達方法となる場合には、UN 専門機関を供給者として契約を締結する場合がある。

- ・ DRCには大きな援助ニーズがあり JICA など他のドナーの支援が必要である。
- ・ 工事費についてはコンサルタントが単価ベースで積算するが、支払いは出来高払いである。
- ・ 工事に伴う安全対策費用については、施工業者が工事費に含めて応札する場合や、DRC 政府が安全を保証する場合がある。世銀の入札は国際入札であり、安全対策費を大きく算入すると落札の可能性が減じることになる。
- ・ 世銀では、道路基金を設立して道路の維持管理費用に充てたいと考えている。道路基金はガソリン代、道路使用料、車両重量検査料などから徴収することを考えている。4~5年前から開始されているプロジェクトにおいてこの道路基金システムを適用したいと考えている。大臣が署名し、法的な手続きは既に終了している。5年間の実施機関があれば、円滑に活用出来ると考えており、今年はシステムがうまく機能するか否かを見極めたいと考えている。
- ・ 全ての世銀プロジェクトに対し環境評価が行われている。特に、道路プロジェクトにおいて環境は重要な要素である。環境社会配慮に関する調査にはプロジェクトの総予算の18%が充てられている。DRCにおいては得に森林資源、原住民、ピグミーの保護が重要な課題とされている。ステークホルダー

ミーティングは世銀でも行っており、関係省庁、NGO、地域住民などの参加のもと議論され、結果は一般公開されている。非自発的住民移転が生じた場合に必要となる補償費については、現在では世銀が支払っている。

3月13日 08:30～09:30 Bureau Central de Coordination(BCECO)よりヒアリング

於： BCECO 事務所

先方： Mr. Matata Tonyo Mapon, Directeur General (中央銀行出身)

Dr. Ir. Y.Argun ISIN Expert (トルコ人)

住所： Complexe Congotex, 372, Av. Col.Mondjiba,

TEL： 081-333-1210, 081-508-9819

調査団： 下村、小林、平松(通訳)

(株)アンジェロセック： 井上、アルノー

1. 世銀は2001年よりDRCに対する人道支援を開始したが、プログラムの実施に際し3点の重大な問題に直面した。

(1) DRC 政府による公的資金の杜撰な管理

(2) DRC 政府のロジスティック、行政能力の未整備 (PC も鉛筆も紙もない)

(3) DRC 政府内の人材不足

これらの状況の中で緊急に事業を開始する必要があったこと、透明性を確保する必要があったこと等から、世銀はDRC政府内にBCECO及びUCOPを設立し、世銀 standard に基づき事業を実施することとした。

2. 世銀案件の実施主体はDRC政府であるが、事業実施を政府がBCECOに委託する形でBCECOが調達を行っている。

3. 現在は、世銀資金のみならずAfDB、EU、欧州開銀、仏援助機関の資金管理も行っている。内部監査は年に24回行われ、結果はすべて公表されている。

4. BCECOのスタッフの確保は難問であったが、職員のmotivationを高めるため国連機関に準じる待遇を講じている。

5. DRC政府による調達は信頼できない。事業資金が消えるという経験をもつ外国企業は多い。

6. BCECOはDRC財務省、大統領府、計画省と連携を保ちながら(直接的には財務省)予算管理、調達及びプロジェクト実施を担当している。DRC政府は信頼されておらず、BCECOはDRC政府の予算管理(1～1.5千万ドル)も行っている。

7. UCOPは、主に緊急支援を担当してきており、技術的な観点からプログラムをモニタリングしている。

8. 世銀の契約は、工事案件はすべて単価契約であり、ランプサム契約は存在しない。
9. 世銀は 18 ヶ月以内の工期の案件についてはエスカレーションを考慮していない。但し、物価変動が余りに激しい場合には、受注業者から契約金額の見直しを要求される場合もある。また、不可抗力による工事の遅延も発生している。
10. 入札準備期間は、工事案件については、少なくとも 90 日としている。複雑な工事の場合には 120～180 日としたケースもある。
11. 最近の建築資材の激しい価格変動は南アワールドカップ関連工事の影響と考えている。建材の輸入について、政府は一切の制限を付していない。
12. DRC には、現地企業として登録された外国企業が多く存在する。米、仏、ベルギー、中国、レバノン等。

3月13日 10:00～ GEEC (Groupe d' Etudes Environnementales du Congo)よりヒアリング

於：GEEC 会議室

先方： Mr. Katenga Mawa KIDICHO, Directeur Executif

Mr. Mpembele MUNZEMBA, Responsable du Volet Infrastructure

住所：

TEL：

調査団：小林

(株)アンジェロセック： 深澤

(株)東京設計事務所： Christian ROUVIERE

1. 現在 DRC 政府が独自に制定した環境ガイドラインはないが、世銀が公開している環境ガイドラインをベースに実施している。JICA ガイドラインをチェックしたが、大きな相違はないと考えているので活用しても問題はない。環境基本法案は審議されているが、制定は 2009 年 5 月頃になるのではないかとと思われる。GEEC においてもプロジェクトの内容に応じて、A、B、C のカテゴリーを設けているが、全てのインフラ案件はカテゴリー A に分類されると考えている。
2. GEEC は DRC 環境省において唯一、プロジェクトの環境インパクトについて審査する機関である。コンサルタントが作成する報告書は実施省庁を通じて GEEC に送られる。GEEC は、報告書の内容を環境の観点から評価し、問題があればコメントを付して実施官庁に差し戻している。プロジェクトの評価には 30 日間程度が必要である。問題が無い場合には、GEEC が「環境承認証明書」を発行し、環境大臣が署名して発効する。証明書の有効期間は 5 年間とされている。道路公団に設置されている環境部局は、コンサルタントと共同でサイト調査を行う組織である。中国の援助案件では、工事開始

前に環境評価が行われていないため着工後に種々環境問題が生じている。

3月13日 12:00～13:00 Unite de Coordination des Projets(UCOP)よりヒアリング

於：道路公社事務所

先方： Mr. Tobie ChalondawaKaleshi, Coordonnateur a.i

住所： Concession Roffe,

TEL： 09 98 22 3039

調査団：下村、平松(通訳)

(株)アンジェロセック： 井上、アルノー

(株)東京設計事務所： 武智

1. UCOP は緊急支援の早急な実施のために設立された。特に反政府勢力が支配する地域においては政府の活動が制約されるため政府に代わる実施機関としての役割をもっていた。緊急支援の段階は終了しつつあり、UCOP は 2011 年には廃止される予定。当初は BECOC は調達機関、UCOP は実施機関と位置づけられていた。

2. UCOP はこれまでに、

PUSPRES (国家再統合) 2003 年～ 214 百万ドル

PUAACV (緊急支援) 2005 年～ 82 百万ドル

PURUS (キンシャサ復興) 2007 年～ 180 百万ドル

の合計 5 億ドルのプロジェクトを実施。

3. UCOP が雇うコンサルタントチームには、例えば道路案件であれば道路局職員を配置し、水道案件であれば REGIDESO 職員を配置し共同で案件の実施絵を監理している。

4. 環境社会配慮について、世銀ガイドラインに基づき GEEC により評価が行われているが、これが遵守されなかったケースで、世銀により 6 ヶ月間取引停止処置やペナルティを課せられた業者がある。

5. プロジェクト実施監理上の問題としては、

- ・ 人材不足
- ・ スペアパーツ、燃料の安定確保
- ・ 建設資機材の輸送

の 3 点が挙げられる。

内戦により多くの企業が DRC より撤退したが、企業登録されているなかで、SAFRICUS(米)、AGRITEC(DRC)、SAFRIMEC(レバノン)、MALTA FOREST(ベルギー)等の外資系企業が世銀の案件を受注している。登録していないが SOGEA-SATOM、SAWANEC、PARIJI-BATI 等も受注している。UCOP が業者の選定を行うが、業者が下請けを使う場合は UCOP の承認が必要。25%以内の下請けが認められている。

3月13日 16:30~18:00 免税措置にかかるヒアリング

於：財務省

先方： Mr. Muzuri Nyembo Kally, Charge' d' Etudes a la Cellule, Cooperation Bi et
Multilarale, Ministere des Finances
Mr. Ephiem LUTETE, Charge' d' Etudes, Fiscales

住所：財務省

TEL： 081 312 6881
099 821 8459

当方： 調査団： 下村、平松（通訳）
 (株)アンジェロセック：井上、清水
 (株)東京設計事務所： 武智
 JICA：馬場

ンガリエマ調査団が確認した確認したところ、

1. 本プロジェクトに関する免税について

REGIDESO より、免税については2004年3月29日付財務省令および2004年6月19日付財務大臣署名の回状に基づき、外国資金による公的契約の免税が規定されていること、本プロジェクトもこれら回状および省令が適用されるため免税は確保されるとの説明があった。

REGIDESO は、免税のための具体的な手続きの流れを以下のとおり説明した。

- ・日本側が、免税の対象となる本プロジェクトで調達する製品および役務のリスト（以降、「免税対象リスト」）を作成し、税務室に提出する。
- ・免税対象リストに基づき、税務室は免税総額を見積り、財務省に提出する。
- ・財務省は、免税対象リストに基づく本プロジェクトの免税にかかる省令を作成する。
- ・同省令により免税を許可する旨のレターを関税局、監査室、一般財源徴収局等を含む関係機関に発出する。
- ・免税対象リスト上の製品および役務の調達、通関に関しては、日本側プロジェクト関係者が同レターのコピーを提示することで、コンゴ民側の税関関係者は関税をかけないで通関し、販売者は売上税を排除した価格で販売を行う。

本日3月13日の先方の説明は以下の通り

1. 外国資金による公的事业については省令により免税措置がとられる。(法律はない)
2. 免税の申請を行うのは、企業でも、JICAでも、DRC実施機関でも良く、案件やドナーによって異なる (要確認)
3. 売上税(ICA)は、DRC国内において生産される全ての製品の価格に含まれている付加価値税である。税率は15%。ICAは無償案件についても免税される。日本企業は、申請

が承認された後 85%の価格で物品の購入が出来る。(要確認)

4. 資機材の輸入に際しては、関税と輸入時に課せられる ICA の両方が免税される。(要確認) 輸入時の ICA も 15%であるが、農業機械と工作機械は 3～5%。
5. 免税の申請は、日本側が免税品目リストを添付し税務室に申請、税務室から財務局に免税決定通知書(Fiche d'ordonnance)が回付され、財務局において確認の後税関局(OFIDA)に通知がなされる。

PARA FISCALTE TAX(周辺税)もすべて免税される。

以上要領を得ない説明であり、然るべきルートで明確に確認することが必要。

3月16日 11:00～12:00 施工業者よりヒアリング SAM SPRL (カテゴリーB、再訪問)

先方： Mr. SUHAIL A. PATEL, Administrateur Directeur General

住所： 3715,Ave Kingabwa,Limete, Kinshasa-1 (国際空港の近く)、

TEL： 09-984-41557, 08-152-19146, 09-903-51178

調査団：小林、平松(通訳)

日本の援助を円滑に進める方法として BCECO のような組織を作ることを勧める。最近の建設業は余り芳しくない。この国の経済はダイヤモンド市況に左右されるが、世界的な不況の影響で DRC 経済も打撃を被っている。公共事業は修復のみ。大統領の血縁の人物を知っているので、事業の推進のためこの人物を紹介したい。

会社概要資料を受領。

3月16日 09:00～10:40 JICA 事務所との打合せ

場所：JICA 事務所

調査団： 西宮、金縄、下村、小林、平松(通訳)

JICA 飯村所長、馬場企画調査員

調査団

本件基礎調査実施が遅れ B/D と平行して実施する形となってしまった。

現在実施中の道路、浄水場に加え今後保健人材センターが実施される予定。

本件は、今までの一般無償のスキームの形で、不確定要素が多い紛争終結国における案件実施が可能か否かを調査することが目的。

簡単にはいかないが、ランプサム契約の見直しも含め、無償制度設計に関する中長期的な意味での提言を行う。また、短期的には、現在のランプサム方式の中でどのような対応ができるのか、具体的に積算に反映できる事項を整理したい。

飯村所長

本体事業関係者に対する公用旅券発給は重要な問題。入国手続きのみならず種々許認可の取得等事業の円滑な実施に関係している。常駐管理者だけでも公用旅券発給を検討してほしい。

政府は機能しておらず、基準・制度が後出しで出されてくる。このため、工事にかかる許認可手続きの事前確認は極めて困難。手続きにコミッションを要求されるケースも多い。事務所発注のパイロット工事でも事例あり。

査証取得、身分証発給、免税措置、通関手続き等は、施工業者からの申請だと営利目的の民間企業ということで速やかに処理されない可能性がある。大使館も巻き込んで事務所が

介入しても、解決に2, 3ヶ月はかかると予想される。申請人となる常駐管理者に対しては公用旅券の発給を検討してほしい。大統領と深いつながりのある中国プロジェクトですら通関手続きが止められている。

REGIDESO は親 JICA であり、円滑な行政手続きを期待している。

DRC では担当大臣との直談判が必要な場合が多い。大臣につながる官房長も重要。但し、大臣、官房長は政治的理由から異動するケースも多いので行政ラインのトップである次官も抑えておく必要がある。DRC の特異な商習慣にも留意して欲しい。銀行も信頼性に欠けリスクが高く手数料も高い(10%)。銀行は預金を増やすことが困難なため手数料収入で稼ごうとしている。当事務所で調達を行う際も、公用車の購入、家賃の支払いなど、取引先はフランスやベルギーの銀行への送金を指定してきている。保険制度も整備されておらず、交通事故を起こしても事実上保険金の支払いは期待できない。病院も前払いが絶対条件で、その金額の範囲でしか治療してもらえない。

先方負担事項は可能な限り軽減しておく必要がある。やるといってもまず実施しないし、かなり遅延することが多い。

政権が安定しているとはいいい難い状況にあり、これにも留意が必要。

無償資金協力の制度は、本邦コンサルタント・コントラクターと先方政府の 私契約ではあるが、他の国ケースより事務所が介入しないと動かないだろう。

3月16日 11:20~12:20 大使表敬

北澤寛治特命全権大使

岡部書記官

調査団： 西宮団長、金縄団員、下村

JICA 飯村所長、馬場企画調査員

所長

当国の無償案件実施には困難多い。

保健人材センター敷地内には不法占拠住民が居住。測量が困難となっている。

道路案件も車線数の増が懸案。別件調査案件（地形図）では、調査要員のケニア人がスパイ扱いされ嫌がらせを受けたこともある。

調査団

当国においては事前に正確な積算を行うことが困難。このため他のドナーは単価契約方式を採用している。無償はランプサムであり設計変更が困難。建築資材の価格変動も大きい。また、積算の対象とならない類の支出が多々発生している模様。工期の遅延要素も多い。長年外務省と交渉してきているが、予備費は認められないであろう。

現在 B/D 実施中の2件は、国債案件として検討されている。

大使

道路案件は政府の注目度の高い大型案件と認識。

予備費については20年来議論されているが、だめもとで話をしてみる手もあるのでは。

価格変動リスクを排除するためには、例外的な措置として、期分けの考えも検討に値するのでは？

現行制度(一括請負方式等)にとられない例外的措置も検討すべき。

調査団

国債案件の場合、E/Nは1本で結ばれるので、結局、当初の旧BDの積算を元にした入札時の価格となり、価格変動リスクを回避することにはつながらない。期分けが可能かは検討してみる価値はあろう。

一般的な予備費の導入は遅々と進まないが、このようなリスクを伴う国では個別案件として予備費の確保に向かうべき。ただし、容易に予備費が認められるとは思えないが。

3月16日 15:30～16:30 施工業者よりヒアリング JETRA(カテゴリーC)

於：JETRA社

先方： Mr. Xavier BAHAYA CIMOLE, Administrateur Gerant

住所： Immeuble Flamboyant, Sise Av. DuPort No 3

TEL： 099-991-7273

調査団： 小林、平松(通訳)

軍の官舎、病院等の小規模建築工事が主。公共事業の下請けもする。発注者はEU、BCECO等。常時雇用の従業員は14名。建築家1名、エンジニア3名を含む。

熟練労働者は不足していない。外国人労働者は使っていない。資機材の免税輸入をした経験は無い。最近のセメント価格は12～16ドル/袋、鉄筋価格は分からない。キンジャサ市内の工事でも水、電力の確保が難しいケースが多い。給水車、ジェネレーターの準備は重要である。入札条件にカテゴリー区分が指定される。

3月16日 17:00～19:00 (株)アンジェロセックとの打合せ

場所：JICA事務所

JICA 飯村所長、馬場企画調査員

調査団： 西宮、金縄、下村

(株)アンジェロセック： 井上、清水、阿部、深澤、小野田、セバスチャンアルノー

1. 道路準備調査団コンサルタントより以下の概況説明あり。

- ・ 電線は移設しない前提で設計する予定

- ・ 石油パイプの移設必要あり（土被り 1. 2 m）
 - ・ 水道管（φ 700）の埋設あり
 - ・ 線路との交差 6 箇所あり
 - ・ 土質試験設備は 3 箇所（OR ラボ、キンシャサ大学、サフリカス）あるが、スペアパーツの不備等あり。
 - ・ 道路用地内に商店等の不法滞在者が多数（移転先の確保、立ち退き料の要求等）
 - ・ 安全対策上の問題から施工業者、コンサルタントとも日本人の常駐者は通常の 1. 5 倍ぐらいは必要。
2. 西宮より取り敢えず以下をコメント。
- ・ 住民移転は大きな問題。不法占拠者でもなんらかの生活保障をとの考え方が世銀、ADB 等では一般化しているのではないか。ただし、住民移転の補償費に相当するものは、現在の無償の制度ではカバーしない方針のはず。
 - ・ これら先方負担事項が計画通り実施されるのか疑問。施工業者がリスクを被る恐れ大。⇒先方負担事項の遂行能力に問題があるのであれば管路移設など（住民立ち退きは別）を通常通り先方負担事項とするのではなく、無償本体事業に入れられないのか検討も必要。
 - ・ 治安対策として安全対策要員（第三人を含む現地雇用）の配置の重要性は理解。
 - ・ 安全対策および実施の難度から日本人の常駐管理・監理者が通常より多くなる必要はあるかもしれない。ただし逆に安全対策上日本人が多くなるというのも問題かもしれない。ローカルコントラクター・コンサルタントの技術力信用度の問題だろう。
 - ・ いずれにしても来週到着する JICA 団長とよく協議して欲しい。
3. 所長より、車線問題も JICA 団長到着まで先方との協議で深入りしないよう道路調査団へ指示。

3月17日 09:00~10:00 国立建築学校よりヒアリング IBTP (Institut des Bâtiments et Travaux publics)

先方： Mr. KOFI BOKO TETE, Chef de section Architecture

住所：

TEL： 099-991-6356

調査団： 小林、平松(通訳)

植民地時代に設立された国立建築学校。大学に相当する高等教育機関。修学期間 5 年。建築学科、都市計画科、公共事業（土木）科、測量科からなる。建築科の在校生は現在 768 名、入学者は毎年 300 名程度でこのうち卒業するのは 100 名程度。卒業生は職を求めて国外に転出する者が多い。IBTP の他に、電気、機械の高等教育を担当する ISTA がある。高等教育以外には、職業訓練校もある。DRC 国内では技術者、熟練工は不足していない。

3月17日 13:00～14:30 施工業者よりヒアリング Const-Soco (カテゴリーB)

於：Const-Soco 社

先方： Mr. Opdebeeck Ivan, Administrateur Directeur Gerant

住所： 17, Avenue des Forgerons, Kinshasa, Limete

TEL： 081-700-9151, 099-801-5550

調査団： 小林、平松(通訳)

ベルギー系外資企業

建築、土木共に可。

他社とのアソシエイトを結成しており、グループ内には砕石会社、鉄筋の輸入会社等を含む。常勤社員数 34 名。グループ全体での社員数は約 650 名。

DRC は世界 1 輸入関税が高い国のひとつである。材料の一部は関税が 200%に及ぶ。

セメント価格は概ね 15\$/袋

鉄筋価格（グループ内での卸価格、小売価格は 30%増し）

6～8Φ \$1,050/ton

10Φ \$ 980/ton

12Φ \$ 930/ton

公共事業省が設計積算にかかる一般仕様書を定めている。オリジナルはベルギーの法規と規格。工事代金の受け取りは国内銀行口座のみ。国外銀行経由は時間を要す。

3月17日 11:00～12:20 UNOPS との打合せ

於：UNOPS

先方：Mr. Pierre JULLIEN, Country Director

Ms. Berta TRAVIESO, Specialiste du Programme, Humanitaire et Post-Conflict

住所： Congo Democratic Operation Center, 57, Avenue du Livre, Kinshasa

TEL： 081-700-9603 081-899-6919

調査団： 西宮、金縄、下村

JICA： 馬場企画調査員

UNOPS では他のドナーからの依頼により、工事案件を実施している。もともと UN の調達機関であったが、数年前よりプロジェクト実施機関として建設案件も実施している。実施中事業は、ゴマ、キサングニ、ルブンバシ、カサイ、キブ等 Kinshasa 外が主、スタッフは 25 人

コンサルタント、コントラクターの調達からプロジェクトの実施管理まで全てを実施。

1 千万ドル以下は国内入札

ローカルコントラクターを評価したリストもある。

地方での工事が大部分であるため、コントラクターとの契約は UNOPS キンシャサ事務所長が行うが、フィールドオフィスに実施管理の権限を付与している。

入札は工事金額によりローカルコントラクターのみの場合と国外のコントラクターへも開放する場合の2種類。小規模に分割して発注することが多く、SAFRICUS 等大手業者との契約実績は少ない。

契約形態は小規模案件ではランプサム方式を採用。1 案件 55 万ドル以上は単価契約。Price escalation 条項を入れるのが一般的。

昨今の物価変動のため、建築資機材の価格変動の幅がおおきい。主要資材のセメント等を UNOPS が現物で支給する契約も行った。

UNOPS は、建築資材の平均価格を承知しているので、コスト積算がそれほど困難とは考えていない。

前払いは慎重に、50 万ドル以下の契約は前払い金なし。

公示から入札までは、小規模案件であれば3週間。

契約書は FIDIC 準拠、契約形式は案件により様々、ランプサムもある

これまでフォースマジュール適用はない

クレームは入札評価に関するものが数件あるのみ、評価のプロセスは公表していない

落札業者に能力が無かったため契約破棄した事例がある。

地方での工事の場合、銀行が実質使用できないので支払は現金（キンシャサから航空機で輸送）。

UNOPS への委託手数料は事業費の 8%、コンサルタントサービスを要する場合はプラス 3 ~4%

3月17日 15:00~16:30 EU との打合せ

場所：EU

先方： Mr. Diego ESCALONA PATUREL, Chef de Section Infrastructures et Transport
Mr. Maurizio FILIPPI, Coordonnateur

住所： Immeuble BCDC, Boulevard du 30 juin Kinshasa

TEL： 081-330-0125 081-700-6125 ,

調査団：西宮、金縄、下村

(株)アンジェロジェック： 井上、セバスチャンアルノー

JICA 馬場企画調査員

- ・ 道路案件では現在キンシャサからキクウィットまで延長60km（橋梁2橋含む）の道路改修工事（40百万ユーロ）を実施している。
- ・ 入札は案件の規模によって国際入札とローカル入札の2種類がある。国際入札はEU加盟国とアフリカ諸国を対象としている。ただし、EUのコントラクターも当国の工事には若干躊躇しているのが現状。当国初の大型インフラ案件の入札が2度不調となったことがある。当該案件においては、当初の契約予定価格を超え手契約せざるを得なかった。（2回目の入札が不調となった時点で応札価格を予定価格としたとのこと）。
- ・ ある例では再入札を行った。1回目は不落となり、再入札においてはリスク回避（不調のため予定額をアップ（マージンを上乗せ。％は聞けず））。
- ・ EUの直接管理（工事の発注者：先方政府のガバナンスと執行の透明性に大きな問題があるため）。
- ・ 契約方式はBQ清算方式（リスク回避のため）。
- ・ 治安対策としての特別な措置（護衛、警備員の配置等）は特になし（ローカルコントラクターは常にこの環境の中で仕事をしているので特別な配慮をする必要なしと判断）。
- ・ 環境影響評価についてはEUのガイドラインに従っている。（ガイドラインがないため：現在、DfID、WBが策定中とのこと）
- ・ 公示から入札までは国際入札においては3ヶ月のケースもある。ローカル入札の場合は2ヶ月。
- ・ 旅費は出さないが、応札希望者に現地訪問を義務付けている。（実施段階でのクレームを避けるため）。
- ・ 瑕疵担保期間は1年（EUが工事をして先方に引き渡すため）
- ・ 先方負担事項の遂行能力について先方政府は問題ないと言うが、先方の言うことを鵜呑みにするのは危険（実際には実施しないだろう）。特に、非自発的移転を伴う事態は避けた方が良い。案件が頓挫する可能性が高い。
- ・ 技術面の話として、ローカルコントラクターの能力等についてはあまり問題はないと判断している。工事件数が増えれば彼らも体制を拡大する。建設機械は不足するかもしれない。

所感

EUでは特に安全対策を過剰に意識していることはなかった。安全リスク、その他のリスクも全て込みの単価契約になっている模様。これらのリスクを積算ですべてカバーするのは実質無理がありそう。あまりにも予見不可の不確定要素多し。実施方法を含む制度面の改善の検討も必要か（一括請負方式の変更）。

先方負担事項の遂行能力についてはEUも疑問視している。未実施による工程遅延のリ

スクを排除するためには埋設管移設など無償本体事業でカバーできるものは無償本体事業に取り込むなどの措置が必要ではないだろうか

入札参加資格 EU 域内国+アフリカ域内国企業

3月17日 17:00~18:00 施工業者よりヒアリング TRANS-IMPORT (カテゴリーB)

於：TRANS-IMPORT 社

先方： Mr. Jean-Paul BOMGO, Rep Commercial

Mr. Osee Tumbu Misinga

住所：

TEL： 089-898-8164 099-816-7185

調査団： 小林、平松(通訳)

建築が中心。責任者はベルギー人、常時雇用者は 32 名。建設業界は好調である。入札条件にカテゴリー区分が指定されることはない。通常は売上げ金額などで上位の会社を選定されているようだ。工事に治安対策は講じていない。現場で建材の盗難防止策をとっている程度。SONAS は労働者の保険のみを担当している。2007 年 1 月より、輸入時の不正防止のため VERITAS による品目検査が開始された。一般に DRC の関税は高額である。

工事代金は通常出来高払い。コンサルタントが出来高を査定する。国の仕事は支払いが滞ることが多いので余り受けたくない。国外銀行を通じた決済可能。入札準備期間は、国際入札の場合 60~90 日間。

3月18日(水) 午後 3:00~4:30 コンサルタント会社よりヒアリング

CHITEC INTERNATIONAL (カテゴリーB)

於：CHITEC INTERNATIONAL 社

先方：Mr. Clément MBIKAY. M. MUSWAL, Directeur Administrateur

住所：27, Avenue Kasende Cite Mpumbu Mont-Ngafula

TEL：0999932461 0992634231

調査団：小林、平松(通訳)

- ・ 93 年に設立、土木・建築の両分野で活動している。当初事務所はキンシャサ市中心部にあったが動乱の最中に事務所が破壊され現在の場所に移動した。常勤者は合計で 20 名程度(建築家 4 名、エンジニア 10 名等) いままでに 60 以上の世銀のプロジェクトに関連して仕事をした。またカナダ、ドイツ、スペイン等のドナーのプロジェクトを経

験している。社長本人は BCECO で専門家（設計、入札管理など）をしていた経験がある。

- ・ コンサルタントのカテゴリー区分は主に資本力による。仕事が完了できない場合などの保証能力に関係するといえる。
- ・ 国の仕事は国内東部の騒乱等の支出や通貨変動によって、少なくなっている。
- ・ 準拠すべき法律等は 1969 年の大統領令に記載されている。その基となったのはベルギー法である。運用基準はベルギーを中心としたヨーロッパ規格が用いられている。
- ・ 建物の建築許可は建物の重要度によって大臣名の許可（審査がより厳密で申請にかかる金額も高い）または chef de service の承認の 2 種類の許可申請がある。経験では援助プロジェクトの場合、建設許可申請が必要ない場合もあった。外国人の建築家でも申請はできると思う。
- ・ 建築物の場合、建設直後に仮引渡し、1 年後の瑕疵検査後に最終引渡しがあるが、最初の仮引渡しから 10 年間は、設計者、施工者は責任がある。

3 月 19 日（木） 10:00～11:30 La Société des Architectes du Congo (SAC)建築家協会よりヒアリング

於：SAC

先方：Mr. Claude CHERUBALA, President de SAC TEL：999 948 641, 998 470 015

Mr. Arsène IJAMBO KAMBAZA, Secrétaire général de SAC

TEL:999 908 722 , 897 151 457

住所：（協会の事務所があるわけではなく、今回は会長の事務所を打ち合わせ場所として提供してもらった。） V' arconn office s. p. r. l. Immeuble TABACONGO 3^{ème} étage Appartement no 5 1547, Boulevard du 30 juin Kinshasa

調査団：小林、平松（通訳）

- ・ 当協会は営利団体ではなく、会員の会費によって運営される。協会役員は 3 年ごとの改選がある。役員等に協会が報酬を支払うわけではなくボランティアベースである。会員はそれぞれ独立した建築事務所を経営したり企業に所属する。登録建築家はすべてこの会の会員であり、登録建築家リストは当協会が作成し公共事業省、住宅都市計画省に送られている。
- ・ 現在の登録者数約 160 名（建築家の資格を持つものは国内に 800 人程度いるが、仕事の量などからすべてが登録している訳ではない。）建築家のニーズがあれば、経験などを考慮して登録者の中から推薦できる。推薦された建築家との契約は、協会を通さず本人との間で結んでもらってかまわない。
- ・ 建築家の業務について政令があるが、古いものであり現実に即したものとするよう国会などに協会として働きかけている。
- ・ 建築許可申請は床面積 150 m²を超える建物について、登録建築家を実施することになっ

ている。

- ・ 建築物の完成時に仮引渡し、その1年後に瑕疵の修復をして最終引渡しとなるが、建設会社または設計事務所は仮引渡し後10年間の「責任」がある。

(他のアフリカ諸国で実施されている制度に、公共事業により建設される建築物の所有者は10年保険に加入する義務を負うというものがあるがその制度とは異なる。従って、その場合に必用となる保険会社に認証する第三者機関の介在もない。逆に建設会社や設計者の負担が大きくなるようあるが、しかし、この「責任」に伴って発生する可能性がある金銭的負担のための保険に加入する義務もなく、また実際加入している建築家もないとの事である。どのような事態に対して、どのような形で「責任」を取るべきかの具体的な基準が確定していず、現時点では、実態を伴わない制度である。)

3月23日(月) 10:40~11:40 インフラ・公共事業・国土整備省 インフラユニットよりヒアリング

先方： Mr.Théophile NTELA LUNGUMBA , Coordinateur Adjoint

Mr.Bongaine BONGA MUKUESO, Chef de Section Bâtiments Publics

Mr.Edward KOKO FUNSU, Chef de Section Appui Institutionnel

住所：70A,Roi Baudouin Commune de la Gombe Kinshasa

調査団：下村、小林、平松(通訳)

- ・ 当インフラユニットについて

公共事業省の中の技術的な部分を担当する部門であり、以下の5セクションより成っている。①幹線道路課(国道などの) ②一般道路部課 ③財務課 ④制度的支援部門 ⑤公共建物課

今日はそのうち2つの部門の chef (課長) が同席している。

- ・ 建設会社、設計事務所カテゴリー区分について

公共事業大臣令の中で、それぞれのカテゴリーの具体的な条件が定められている。カテゴリーリストは同省の土木・建物局が製作管理している。この4~5年の間に国際入札により工事を受注したものの中にはリストにない外国籍の企業もある。日本の無償案件で日本企業が現地サブコンを採用する場合は、同省としてはリストにあるコンゴ民国籍の企業を採用して欲しい。リストに掲載されている企業は税金や社会保障などコンゴ民の規則を遵守している企業である。

- ・ 日本の無償プロジェクトがコンゴにおいて第3国から調達する資機材について

援助プロジェクトとして、関税その他の免税などもあり、制限を受ける事はない。

- ・ 建設許可について

道路については、特別な建設許可はない。

建物については、省内に BAU(Bureau d'architecture et d'urbanisme : 建築、都市計画

事務所)という部門があり建築物の審査をここで実施している。申請者は図面などの資料を提出する。

審査はゾーニングなどの設計コンセプトや環境社会影響などについても行われる。(影響社会影響に関しては環境省が評価審査機関を持って実施している)なお、この国の設計基準は世界基準(ヨーロッパ基準)である。

- ・ 世銀のプロジェクトで実施中のコンゴの建設会社の調査
世銀のプロジェクトでジャン・ラック・アリエールというコンサルタントがコンゴ民の建設会社を調査している。調査は第1フェーズを終了し、第2フェーズが始まる。4月末には調査結果にかかるワークショップを予定している。
- ・ 公共事業における公定在工単価について
必要性は感じているが、現時点では制度が整っていない。落札価格などを分析すれば実際上の単価を知ることは可能である。
明日 15:00、改定済みカテゴリーリスト、大臣令、実施中案件リスト 入手予定

3月30日(月) 15:00~16:00 鴻池組 海外事業部 ケニア事務所

下村 小林(福永設計)

西野 達郎所長、若松貴之氏(Sondu/Miriu hydropower project, project manager)

住所: Museum Hill Center 2nd Floor Museum hill road

TEL:+254-20-3748172

- ・ 10年前までスーダンで7件の工事实績があった。現地にサプライヤーがあるにはあるが価格が高く、質の点でも問題があり自力で輸入せざるを得ない状況だった。コンゴとスーダン(ジュバ)を比較すれば、実績があるという意味でジュバの工事に関心がある。
- ・ ケニアの状況
- ・ ケニア国内は現在建設ブームで世界的な金融不況の影響はないように見える。建築、道路等土木共に国内が活況なので大会社はあえて、スーダン等に出る必要を感じていない。H Young ケニア最大の建設会社(イスラエル人の経営)から、スーダンの仕事には興味がないといわれたことがある。

ウガンダも同様の状況。ジュバにおけるケニア、ウガンダ企業はほとんどが中小の企業。

国内でセメントが不足した事はあったがそれによって価格が高騰したということはない。ただし鉄筋は1999年に575ドル/トン程度だったものが2008年には1500ドル/トンまで高騰した。これほど高いと日本から輸入したほうが安い場合もあり得る。南アのワールドカップ建設ラッシュの影響による資材価格の高騰は、現在は落ち着いている。

- ・ 中国企業
ケニア国内で最近目立つようになった。非常に安価で仕事をとるが、労働者への賃金も安く労働者が暴動を起こすなど問題となるケースが相次いでいる。また中国人労働者を5,60人一度に連れてきて地元新聞で批判されたこともあった。
- ・ 治安等の問題
施行会社にとっては治安の問題も大事であるが、ガバナンスの汚職などの問題はもっと大きい。また銀行送金できないというのも大きな問題である。
- ・ 運送会社
ウガンダ国境までケニア国内の道路はよくなっていて問題ない。SONDU/MIRIU プロジェクトでは、大統領関連の運送会社を使った。通関が他社に比較して早かった。
SONDU/MIRIU プロジェクトでは、
サブコン
① H Young
① CementIR
サプライヤー
① セメント バンブリ (セメント製造会社)
② 鉄筋 RSC (南アの商社) APEC
を使っている。

3月31日(火) 11:00~12:00 SPENCON (ケニヤ建設会社)

下村 小林 (福永設計) 鈴木正彦氏 (JICA 広域企画調査員・国際協力専門員)

Mr. L. R. PATEL (Director) Mr. Sudhir Bhatt (Business development)

住所: 17th floor Rahimtullah tower, Upper hill Rd Nairobi

TEL: +254-20-2711551, 2711531

- ・ 土木、建築の工事や設計などマルチに手がけている。スーダン、ケニア、ウガンダ等で鴻池組や大成建設等の下請け経験がある。日本のコントラクターから多くを学び彼らを非常に信頼している。現在ジュバでは給水工事とマルチドナーファンドによる政府庁舎の改修工事を実施中であるが、どちらももうすぐ終了する予定。現在、ジュバに現地事務所や資材置き場などを所有している。日本企業の下請けで是非ジュバでの案件を実施したい。
- ・ スーダンの工事の問題点: ①資材の運搬 道路が悪い、盗賊などの危険 ②現地に技術者がいない、③ガバナンスの悪さ、許可や承認に時間がかかる。 ④今のところ賄賂は大きな問題ではないが、いずれスーダン人も学ぶだろう。
- ・ コンゴでのプロジェクトにも興味がある。東部において受注案件を実施中。
- ・ ジュバに碎石場を作る計画があり、既に用地も確保済。

3月31日(火) 14:30~15:30 MOTORWAYS (ケニア建設会社)

下村 小林 (福永設計)

Mr. Narinder S. Roopra (Owner)

住所:P. O. Box 72525-00200 Nairobi

TEL:557388, 555646,555652

- ・ 鴻池組、竹中の下請けをした経験がある。
- ・ スーダンでは10年ほど前までに5,6回仕事をしたことがある。ジュバへは4回行った。
- ・ ジュバで主に活動しているのはケニアとウガンダの中小企業。現地の人間には外国企業に反感を持つものもいて、大企業には出て行きにくい雰囲気がある。
- ・ ジュバで仕事をしたときは現地の職人の効率の悪さに苦勞した。
- ・ 工事での建設機械は自前のものを使う。ケニアでは建機レンタルはあまり一般的でない。
- ・ ジュバの工事の場合、資機材の輸送に大きなリスクがあり、4~5倍のコストアップにつながる。同業者のなかには、ジュバへの輸送ルートで地雷のため建機を2台失った者もいる。このような事態への保険はない。
- ・ ジュバのセメント用砕石は、以前2箇所あった砕石場が内戦のときに止めてしまったため、ウガンダから輸入せざるを得なくなり、そのため高価になっている。砂は現地で入手できる。
- ・ 日本のゼネコンの下請けが出来るのであればジュバでのプロジェクトを受注したい。

4月1日(水) 14:30~15:00 ROY TRANSMOTORS (ケニア運送会社)

小林 (福永設計)

Mr. Shaik Ismail (Head of Logistics)

住所:P. O. Box 11883-00400 Nairobi

TEL:8560527/28/29/30

- ・ 同社は創立来約30年営業している、現在ケニア国内に3箇所、およびカンパラに支店を持つ。
- ・ カンパラまでなら40フィートコンテナ輸送が可能である。ジュバまでの輸送は近い将来の営業圏として考えているがまだ実績はない。
- ・ ジュバまで輸送を請け負うとすれば、様々なリスクを考慮し対策費を上乗せするため輸送運賃が高くなるのは当然である。
- ・ 検問や国境の通関などでかかる規定外の費用も高額となる。

JICA 南スーダン事務所打合せ

日時：3月23日（月）9：30～10：20

場所：JICA 南スーダン事務所

先方：大嶋企画調査員、玉利企画調査員

当方：西宮団長、金縄団員

1. 調査団より今回調査の趣旨を以下のとおり説明。
不確定要素が多い紛争終結国の無償資金協力実施に関し、
 - ・ 現在の一般無償（ランプサム方式）の中でどのような対応ができるのかの検討
 - ・ 無償制度設計に関する中長期的な意味での提言

2. 事務所より以下の説明あり。
 - ・ JICA 事務所ではハルツームに銀行口座を開設し、ジュバでは銀行口座を開設していない。ハルツームから現金を持ち込んでいる。ただしハルツームで引き出したドルには北のスタンプ（偽札でないという証明）が押されるが、ジュバではスタンプ付きドル紙幣は使用できない。最近、引き出し制限（1回 5,000 ドル程度）がある。（ハルツームの銀行口座からドルの持ち出しは事実上不可）
 - ・ スーダンにはアメリカの経済制裁がかかっているのでスーダン国内の銀行には送金ができない。
 - ・ 開調のコンサルタントは現金を持ち込んでいる。片平エンジニアリングとシステム科学コンサルタントはジュバに銀行口座を開設している。（ケニアの銀行のジュバ支店との位置づけ）
 - ・ 事務所開設に伴う支払いはケニアとかモーリシャス等の第三国の銀行口座に振り込んだ。送金手数料は1%。
 - ・ 労働法は北の労働法（1997年制定）を適用しているが、現在、南の労働法を策定中であり、そろそろ制定されるころだと思われる。現在適用している北の労働法はイスラム法に基づいている。
 - ・ 税金は南の税法がある。
 - ・ 通関は南から持ち込むものは南側（GOSS）で処理される。統一政府（GONU）での手続きは必要ではない。
 - ・ 公用旅券だと外国人登録の必要なし。一般旅券の場合、3日間以上の滞在で外国人登録が必要。
 - ・ 一般旅券のビザは Business 扱い（公用旅券は Official）。ビザは1ヶ月で更新が必要。更新費用は150 スーダンポンド（約75ドル）。100ドル以上に値上がりしたとの情報あり。
 - ・ コンサルタントは一般旅券で入国するため実際にはビザ代を自社負担している。

- ・ 銀行決済はケニア、モーリシャス、ベルギーなどの銀行が多い。
- ・ 現金決済が多い。銀行送金は手数料が1～2%かかり、中小企業には手数料負担が重い。
- ・ 前払いのための銀行保証が取りにくい。取り付けに1～2週間要する。
- ・ ハルツームからジュバへの送金は1週間程度かかる。
- ・ ハルツームージュバ間のフライトは毎日運行。片道250ドル。統一政府（GONU）での手続きが頻繁に必要な場合は北にも常駐者が必要なケースも考えられる。
- ・ ジュバ市内で行われている工事は南スーダン政府（GOSS）がEU企業に発注している例がある。

Ministry of Regional Cooperation - GOSS 打合せ

日時：3月23日（月）10：30～11：30

場所：Ministry of Regional Cooperation - GOSS

先方：Ms. Beatrice Khamisa Wani, Director General for Multilateral Relations

当方：西宮団長、金縄団員

- ・ スーダンは統一政府（GONU）の下に北部スーダン政府（GONS）、南部スーダン政府（GOSS）があり、南北政府の下には州政府（State：北部15州、南部10州）がある。各州には州知事（Governor）、州大臣（Minister）が配置されている。
- ・ ジュバでは道路建設、建物工事などのインフラ事業が多々行われている。
- ・ 港湾、リバーアクセス、橋梁、ビル建設などの実施が必要だが、建機が不足している。
- ・ 建設資材は大部分がウガンダからの輸入物である。国内資材価格は非常に高い。
- ・ 無償本体事業では輸入資材は免税扱いとなる。JICA事務所を通じて免税物品リストを財務省に申請すれば免税手続きを行い、免税扱いとする。
- ・ 一般の民間建設業者には課税される。
- ・ 世銀では多くのプロジェクトが実施されGOSSでの免税手続きを経験している。またWFPでは道路建設プロジェクトを実施しており、そういったドナーからの情報も参考になるだろう。
- ・ 調査内容の趣旨から、財務省、労働省、運輸道路省などを訪問することを勧める。
- ・ プロジェクト内容によって南部スーダン政府管轄となるのか、州政府管轄となるのかが決まる。（ジュバ病院であれば南部スーダン政府管轄、州病院であれば州政府管轄事業）
- ・ 州レベルの税（custom）が存在し、州レベルでも通関手続きを実施しなければならない。

Ministry of Finance & Economic Planning - GOSS 打合せ

日時：3月23日（月）12：00～12：50

場所：Ministry of Finance & Economic Planning - GOSS

先方：Mr. Aggrey Tisa Sabuni, Mr. Haile Meleket Tekle Giorgis, Ministerial Policy Advisor (AfDB)、Mr. Bem French, Economist (ODI Fellow), 他 2 名

当方：西宮団長、金縄団員

- ・ 免税手続きは本来は統一政府（GONU）を通じての実施であるが、南部スーダンでの免税手続きは南部スーダン政府（GOSS）を通じて実施すればいい。
- ・ GOSS の下の州（State）、県（Council）にも免税手続きが必要だが、それらは GOSS の財務省に申請手続きを出せば州レベル、県レベルの免税措置が行われることになる。
- ・ 国内調達品には間接税（Local Tax）が含まれているが、これらは免税扱いにはできない。スーダン国には税還付制度がないので、スーダン国内で調達する建設資材、労務から Goods にかけては全て間接税を支払うこととなる。（間接税は 7～8%程度であるが、明確な規定がない模様。そのため還付額が決められないものと思われる）
- ・ ポートスーダン経由での輸入資材は統一政府（GONU）を通じて免税手続き、通関手続きを行わなければならない、時間と費用がかかる。そのため輸入資材はモンバサ港経由の南周りで搬入することを勧める。モンバサ港からだとも 7 日間（通関手続き 1 日程度を含む）、カンパラからだとも 2 日間で到着する。南部スーダンでの通関手続きは南部スーダン政府（GOSS）を通すだけでいいので時間と費用が北周りに比べて格段に少なくてすむ。
- ・ 特段の輸入制限等はなし。ただし免税扱いの資材は他プロジェクトへの転用は不可。持ち帰ること。
- ・ 銀行口座開設には会社登録（Registration）が必要。送金額の制限はなし。
- ・ マルチドナートラストファンド（MDTF）のスーダン緊急インフラプロジェクトに JICA も加わってほしい。
- ・ 財務省としてはあまり資金の流れに関心を有しておらず、結果に関心を有している。

Ministry of Labour, Public Service & Human Resource Development - GOSS 打合せ

日時：3月23日（月） 15：00～16：00

場所：Ministry of Labour, Public Service & Human Resource Development - GOSS

先方：Dr. Mark Zangabeyo Jerome, Under Secretary, Ms. Hellen Achiro Lotara, Director General of Labour and Industrial Relation

当方：西宮団長、金縄団員

- ・ 南スーダンでは労務者・技術者が不足している。Labor 研修が必要であり、MTC プロジェクトに期待している。
- ・ 統一国家（GONU）としての労働法は 1997 年に制定したものが適用されているが、

南スーダン政府（GOSS）版の労働法を策定中である。現在、Final Draft 段階で、今週 3/26 にステークホルダー会議を開催し、労働組合等からの意見を集約・反映させる予定である。（Third Reading と称している）

- ・ 社会保障制度は 1990 年の National Insurance Policy に制定されており、給与の 25%。そのうち 17%が雇用主、8%が非雇用者の負担。
- ・ 外国人労働者については労働許可が必要。雇用者が建設期間中の許可を労働省に申請。許可のないものはペナルティを課す。
- ・ 労働許可については労働者の技術レベルに応じて 3つのカテゴリーに分類。スーダン国内で供給できない労働力に対しては許可を出す、スーダン国内で供給できる労働力に対しては許可を出さない方針。
- ・ 現在は技術レベルが低く外国人労働者が必要だと考えているが、外国人労働者の指導（On the job training）によって国内労働者の技術レベルが上がり、将来的には国内労働力によって全ての技術労働者を国内でまかなえるようになることを計画している。
- ・ 労働許可等の担当者 Ms. Hellen Achiro Lotara。詳細について問い合わせたてかまわない。連絡先 TEL：00249121587471、00249914154313 E-mail：hellenlotara@yahoo.com

Ministry of Physical Infrastructure - CES 打合せ

日時：3月23日（月）16：30～17：00

場所：Ministry of Physical Infrastructure - CES

先方：Eng. Louis George Gore, 1st Director General

当方：西宮団長、金縄団員

- ・ セントラルエクエトリア州政府（CES）ではマネジメント（設計基準や維持管理業務）を担当し、工事契約は南部スーダン政府（GOSS）が実施。そのため施工業者リスト、コンサルタントリストはCESにはなく、GOSSのMinistry of HousingやMinistry of Road and Transportが保有。
- ・ Juba Town RoadをCEC Company（イタリア系施工業者：ナイロビに事務所あり）が施工（約8km 50million米ドル）。
- ・ セントラルエクエトリア州のPhysical Infrastructureは5つの部署（Survey、Housing、Land and Town Planning、Urban Water、Rural Water）と1st、2nd、3rdのDirector Generalからなる。
- ・ CESが設計基準を管理するのは将来の維持管理のためのQuantity Surveyのためである。

GTZ - Juba 打合せ

日時：3月24日（火） 10：20～11：00

場所：GTZ - Juba

先方：Mr. Filiberto Gabresi, GTZ PO Country Program Manager, South Sudan, Mr. Herbert Kremer, GTZ IS Program Manager, Infrastructure Dev., South Sudan

当方：西宮団長、金縄団員

- ・ GTZ 事業は UNHCR や WFP との連携事業である。契約形態は事業によって違っている。
- ・ スーダン国内での GTZ 事業はコントラクトアウトではなく GTZ の直轄施工（建設資機材の調達からエンジニア、労務者の調達まで GTZ が実施）である。この方法は特殊なケースで通常はコントラクトアウトする。スーダンではコントラクトアウトするとかかなりの金額が要求されるのでコスト面の問題から直轄施工方式となっている。
- ・ GTZ では南部地方の道路維持改修工事を実施。1,800km の砂利舗装道路の維持管理に 15 台のグレーダー、15 台のロードローラをウガンダから調達。
- ・ ジュバから外にはコントラクターが行きたがらない。ウガンダとの国境近辺では資材が手に入らない。ジュバから 100km 以上はなれると資材の入手が非常に困難である。GTZ ではそのような地方で道路維持改修を行うため直轄施工方式を採用している。
- ・ 現地労務者の技術レベルが低いため外国人労務者を使用している。（GTZ はスーダン国内のコントラクター、コンサルタントは技術レベルが低いと判断している。）
- ・ GOSS は治安問題について安全を提供すると言っているが、国際コントラクターは地方部の事業はリスクが高いと判断している。ナイロビにあるドイツ系コントラクターも高リスクのため本事業には躊躇した。
- ・ 直轄施工方式で建設資機材等は全て輸入（国内資材は高額）している。GTZ はナイロビに南スーダン用の資機材調達のための事務所（組織）があり、そこが直轄施工のための調達を取り仕切っている。トラックも 3 台有し、定期的にナイロビから物資を輸送している。
- ・ 南部スーダンでのプロジェクトの資材は全てウガンダからの輸入である。
- ・ 通関手続き、免税手続きの専任スタッフを置いているが、通関手続きには 2 ヶ月近くを要した。
- ・ 外国人労務者の労働許可は資格保有者ということで許可申請を行っている。

USAID - Juba 打合せ

日時：3月24日（火） 11：30～12：20

場所：USAID - Juba

先方：Ms. Mary Hobbs, Ph.D., Economic Infrastructure Team Leader, Mr. George O.

Wagwa, Infrastructure Programs Engineer, Cognizant Technical Officer, Sudan
Infrastructure Program, Economic Growth & Infrastructure Division

当方：西宮団長、金縄団員

- ・ USAID では 2008 年度の総額 96.3 百万ドルの支援のうち、約 75% (76 百万ドル) がインフラ分野への支援。
- ・ インフラ分野では 2 つのプログラムを実施。Louis Berger Sudan Infrastructure Services IQC と UNOPS Accelerated Infrastructure Program。
- ・ Louis Berger ISP では 2006 年から 5 年間で総額上限 700 百万ドル。ジュバーウガンダ国境間 (Juba-Nimule 道路) 192km の道路舗装 (DBST) や地方電化、GOSS 運輸道路省や州インフラ省の調達業務や道路メンテナンスの TA など 8 つの業務構成となっている。
- ・ UNOPS Accelerated Infrastructure Program は 2006 年から 5 年間で総額 62 百万ドルの事業。道路・橋梁建設や学校、ヘルスクリニックの建設等を実施。
- ・ Louis Berger ISP は設計から調達まで全てを実施。USAID に代わり工事発注業務を行う。契約は FIDIC ベース。
- ・ 192km の道路舗装工事を 3 つの区間に分けて発注。
- ・ サブコンとしてケニアやエジプト、中国、トルコ、ウガンダ、エチオピアのコントラクターを活用。工事規模が大きいため、これらのコントラクターの関心を引いた。
- ・ USAID では労務者のうち 15% は現地労務者を使用し、トレーニング (On the job training) を実施することを規定している。Louis Berger プロジェクトでも 15% が現地労務者である。
- ・ 技能工 (Skilled Worker) はケニアやウガンダから調達。労働許可は Diploma ステータスが必要ということで申請し、1 ヶ月のビザを取得している。
- ・ 輸入資材運搬はモンバサ港経由の陸送ルートとし、通関手続きは GOSS のみを相手としている。ハルツーム経由は通関手続きの問題から利用しない。
- ・ スーダンのローカルコントラクターの技術レベルは非常に低く、労働省が将来、スーダン国内の技術レベルを向上させて外国人労働者の労働許可人数を減らすとされていることはかなり難しいと思う。

UNOPS - Juba 打合せ

日時：3月24日 (火) 15:00～15:50

場所：UNOPS

先方：Mr. Anthony Langmaid, Head of Administration & Finance

当方：西宮団長、金縄団員

- ・ UNOPS では USAID ファンドのプロジェクトを実施。遠隔地の学校建設 35 箇所、ヘルスクリニックの建設、道路改修事業として Yambio-Tambura 道路 185km の砂利舗装の改修、Dabio-Ezo 道路 75km の再整 (re-grading)、ライブインテンシブ (コミュニティ開発)、警察署整備や警察トレーニングセンターの建設などを実施。
- ・ 大規模案件は FIDIC ベースの BQ 契約方式。10~14%の前払い制度 (銀行保障の取り付けが条件)。支払いは毎月出来高払いで出来高の 90%を支払う。残り 10%は瑕疵担保期間終了後に支払われる。(←再確認必要)
- ・ 小規模案件 (10,000 ドル~20,000 ドル程度でシンプルな工事) ではランプサム方式。
- ・ 公示から入札までの期間は最短で 7 日間から大規模案件では 40~45 日間 (土日も含む)。
- ・ 瑕疵担保期間は 6 ヶ月 (小規模案件) から 1 年 (大規模案件)。
- ・ UNOPS の実施案件はドナーファンド。UNOPS のインハウスコンサルタントが複数案件の運営管理を担当。
- ・ 施工業者への支払いはインターナショナルコントラクターには銀行振り込み (外国で決済) とし、ローカルコントラクターには小切手による支払い (スーダン国内の銀行口座を持っていてもアメリカの経済制裁の影響のため送金が不可)。
- ・ UNOPS プロジェクトはウガンダ国境などの地方部が多くケニアやウガンダ等のインターナショナルコントラクターも関心を示してくれない。そのためローカルコントラクターと契約するが多い。
- ・ ローカルコントラクターからの請求は税込み価格で、税抜き価格を要求することは無理である。(実態として UNOPS は間接税込みの価格を支払っている)
- ・ 現地労働者の施工技術は極めて低いが、現地労働者を活用している。ただし品質面、工程遅延といった問題が多々あり。UNOPS として現地労働者の活用を規定しているわけではないが、コントラクターはコスト面の問題 (ケニア人労働者には交通費等の費用がかさむ) から現地労働者を使用していると思われる。現地労働者の活用は全て施工業者の判断による。
- ・ 免税手続き、通関手続きは UNOPS がコントラクターに代わり実施している。
- ・ コントラクター、コンサルタント評価を実施。
- ・ 契約書の雛形と評価付けをしたコントラクター、コンサルタンtrリストを提供することは可能。(JICA 事務所宛に別途送付)

ジュバ市内で活動中のコンサルタント・コントラクターとの打合せ

日時：3月24日 (火) 17:00~18:40

場所：JICA 南スーダン事務所

先方：大嶋企画調査員、玉利企画調査員、(株)アーバン利根 安達、(株)片平エンジニアリングインターナショナル 向井、システム科学コンサルタンツ(株) 西山、(株)東京設計事

務所 神保、田中

当方：西宮団長、金縄団員

1. 調査団より調査趣旨説明及びコンゴ民での調査結果（提言）の紹介

コンゴ民調査結果

- ・ 予備費の必要性（入札以降の物価変動リスクの軽減、不測事態への柔軟な対応）
- ・ 先方負担事項の軽減（先方負担事項未履行による工程遅延リスクの軽減）
- ・ 安全対策経費の計上（安全対策要員の配置、宿舍等の武装警備、通信手段確保等：治安リスクの軽減）
- ・ 制度としてはあるようだが実際には機能していない間接税（消費税）の取り扱い（積算上では考慮しない方針を提言）
- ・ 余裕のある工程計画の策定（手続き等の遅延による工程遅延リスクの軽減）
- ・ JICA 関係者の体制強化（事務所・本部：当該国を重点的にフォローする無償調査員の必要性）
- ・ 常駐監理者に対する公用旅券の発給要望（手続き等の遅延、免税措置、国外退去等緊急事態へのリスク軽減）

2. ジュバで活動中のコンサルタント・コントラクターからの課題・問題点の指摘

- ・ 現地コントラクターからの見積もりが非常に高い。（適正かどうかは不明）
- ・ 現地での一般的な契約形態は BQ 方式。
- ・ 中国企業は見積もりは安い粗雑な施工監理のため品質悪化が懸念される。中国企業の見積もりを採用するのは疑問。しかし建設資材をおさえられている場合があり、サプライヤーとして利用せざるを得ない場合も考えられる。
- ・ 免税レターを取り付けるのに1ヶ月近くかかる（C/P 機関で1～2週間、財務省で1～2週間）。実際に通関手続きが完了し資材が搬入されるまで1.5～2ヶ月かかった。
- ・ 海上輸送では船積み待ち（いっぱいになるまで出航しない）で1～2週間余計にかかった。
- ・ モンバサ港経由でジュバに資材を輸送する場合、資材到着まで約20日間（モンバサ港での通関手続き含む）。
- ・ ジュバでは12月中旬から1月いっぱいまではクリスマス・年末休暇のためC/P機関の人間が不在となり手続き関係の業務が進まない。
- ・ 雨季の資材搬入は滞りがち。ケニア、ウガンダの大手コントラクターでも同じ状況。昨年は輸送ルート（モンバサ港ーウガンダ経由ージュバ）の橋梁が流され道路が寸断。その迂回路では強盗団による銃撃戦が発生するなど治安リスクが高い。
- ・ 現在、州レベルで税（custom）をかけようとしている。そのため免税手続きも GOSS と State レベルの2種類が必要となる。

- ・ JICA のようにハルツームに事務所があればポートスーダン経由でもハルツームで一旦通関手続きを行えば資材搬入も比較的スムーズに進むが、直接ポートスーダン経由でジュバに持ち込む場合は手続きが非常に困難。
- ・ 他ドナーがポートスーダン経由で資材を入れることはあまりない。
- ・ GOSS では建機をポートスーダン経由で搬入している。ゴス～ポートスーダン3週間、ポートスーダン～ジュバ2週間。
- ・ 輸入資材の免税手続きをまとめて申請してもそのレターは1回限りしか使えない。申請後に資材搬入のタイミングが遅れた場合は再度取り直さなければならない。結局40%の税金を支払うことにした。
- ・ この国は VAT 込の価格となっており、VAT を外出しして請求することはない。そのため税抜き価格の見積もりを取り付けることができない。(財務省 GOSS によると税還付の制度は存在しない)
- ・ 治安対策に関してはC/P機関の水資源省を通じて警察警護の要請レターを出しているがなかなか警備を出してくれない。警備レベル(武装警護など)はどこまで必要なのか決まりもなくどのように対応すればいいのか明確でない。
- ・ 井戸案件の先方負担事項でアクセス道路の整備が実際には行われず、業者負担となったケースが多い。
- ・ ビザ更新費用が現在100ドルぐらいになった。更新費用も馬鹿にならない。GOSS のビザだと6ヶ月間有効。有効期間内に出国する場合は Registration が必要。忘れると再入国の際、大変な手続きが必要。
- ・ スーダン国の銀行には外国送金が不可(アメリカの経済制裁のため)。現在ケニアの KCB (Kenya Commercial Bank) ジュバ支店に口座を開設(片平、システム科学)し、送金を実施(KCB のジュバ支店であれば送金が可能とのこと。ただし三菱東京 UFJ ではダメだったとの情報もあり)。KCB の場合、日本からジュバに送金すると1ヶ月かかる。クリスマス時期には2ヶ月かかる。ナイロビからジュバへの送金は1週間で可能だった。
- ・ 銀行保証の取り付けには7~10.5%/月の手数料がかかり、それがかなり負担となる。
- ・ 人や車両の Registration 費用もかなりの負担となる。

JICA 南スーダン事務所打合せ

日時：3月25日(水) 18:00~19:20

場所：JICA 南スーダン事務所

先方：大嶋企画調査員、玉利企画調査員

当方：西宮団長、金縄団員

1. 西宮団長より以下の報告

- ・ 訪問した機関限りだが、それぞれのドナーが発注者となり、隣国のコントラクターを活用。コンサルタントはインハウスコンサルタントが一般的。
- ・ 通関手続き、資機材輸送には問題あり。GTZは通関専任の職員を配置しているほど。
- ・ 外国人の労働許可関連で、今後スーダン人雇用を強く要求してくる可能性あり。
- ・ 物資が需要と供給、内陸輸送の影響から高騰。雨季には道路事情の悪さから輸送が滞る。通関手続きの問題（国境まで税関発行の免税証明書を運ぶ必要あり）など想定以上に時間を要する。
- ・ 技能工不足。Skilled Laborerはケニア・ウガンダといった隣国からつれてこざるを得ない。
- ・ 銀行送金、キャッシュフローの問題。
- ・ 統一政府（GONU）と南部スーダン政府（GOSS）の関係。
- ・ 南部スーダン政府（GOSS）と州政府（State）の関係。
- ・ 工程計画は十分余裕を持つことが必要。
- ・ 先方負担事項の軽減。
- ・ 工事費は著しく高くなることが前提。
- ・ 隣国のコントラクターの最新状況確認の必要性。
- ・ リスク（政府が十分機能していない、内陸輸送等）を考慮し、ある程度工事規模を大きくせざるを得ない。
- ・ 州政府の所管でも南部スーダン政府、州政府双方を訪問することの必要性。
- ・ 今回基礎研究では、環境社会配慮については他ドナーの動向を調査するにとどめる。（環境省に訪問すると逆効果の恐れあり）

2. 事務所より以下のコメント

- ・ Juba Town Roadの件は、延長65kmの工事を受注したイタリア企業が途中で逃げ出し、GOSSがケニアとスーダンの業者に再発注して施工をやり直していると聞いている。
- ・ 通関手続きについては何もなければモンバサから7日間で届くこともあるのかもしれないが、書類の不備等、手続き上何らかの問題が発生したり、輸送中の問題（道路事情）など何が起こるか分からない。そのため工期がよめない。
- ・ 銀行送金については、ケニアの銀行はスーダンへの送金に対してアメリカの経済制裁を気にしていない模様。但しジュバ支店に送金できたとしてもドルキャッシュがなく引き出せない可能性が大きい。今日もNile Commercial Bankではドルキャッシュがなかった（Louis Bergerが大量のキャッシュを引き出しカンパラに送った影響とのうわさ）。
- ・ 技協のR/Dは南部スーダン政府との署名で、統一政府にはコピーを送付するだけだが、無償のE/N、G/Aの場合は統一政府との締結になるのではないか？そうなると通関・免税手続き等で統一政府が何らかの関与を言い出す恐れもあるのでは？
- ・ 現在、MTCのドミトリー改修事業（マルチドナートラストファンド（MDTF））をJICA

が受託して実施中であるが、そこに不法滞在者が占拠しているため GOSS（労働省）に不法滞在者の退去を依頼しているが、GOSSは何も動かずに一向に立ち退きが進まない。このケースからも今後無償案件を実施する際、先方負担事項が行われず、工程が遅延するケースが容易に想像される。

JICA スーダン事務所報告

日時：3月26日（木）15：00～16：00

場所：JICA スーダン事務所

先方：宍戸所長

当方：西宮団長、金縄団員

1. 西宮団長より以下の報告

所感として

- ・ スーダンにおける建設環境について特別に難しいわけではないが、他国と比較しあらゆる面（通関、輸送、価格、労務者等）で程度が著しい。
- ・ 隣国（ケニア、ウガンダ、エチオピア等）のコントラクターが参入していてそれなりの技術力を有している模様。
- ・ コンゴ民の道路改修は4億円/km。ジュバタウンロード（CES インフラ省での聞き取り）は8kmで50億円との先方の話あり。ジュバは工事費がかなり高い模様。（別途仕様等詳細はチェックの必要あり）
- ・ 通常案件とは違った余裕をもった工程計画の必要性。

気になる点

- ・ 南部スーダン政府（GOSS）が労働許可（将来、スーダン人を更に使えと言われる恐れ大）などいろいろと気づきはじめているのではないか（利権の温床など）。環境社会配慮については慎重に取り組まないと逆効果になる恐れあり。今回の調査では GOSS 環境省には行かずに他ドナーの動向を探る程度に留めたほうが無難。
- ・ 南部スーダン政府と州政府との関係が微妙であり留意必要。
- ・ 州政府の税関が機能し始めて州の免税証明書が必要となっている。

2. 宍戸所長より以下のコメント

- ・ ジュバタウンロードは1億円/kmで実施予定だったが、業者を途中で切り替えて施工を続けている。8kmで50億円かかったという話ではないと思う。
- ・ 南部スーダン政府の者は紛争中、海外に逃亡していて紛争後にまた戻ってきた者が多い。逆に州政府の職員は紛争中も国内に残っていて多くの仲間が犠牲となった。このような境遇、更に南部スーダン政府が州政府を押さえ込むような態度などから両者の間にはか

- なりの確執が存在している。特にセントラルエクエトリア州 (CES) ではその傾向強い。
- ・ 無償案件としては、現在、平和構築無償で MTC 拡充と河川港拡充と 2 つの案件があるが、事務所としては平和構築無償では調達代理機関の Capacity も考えると MTC 拡充事業 (約 11 億円) だけではないかという認識を持っている。(課題部では河川港拡充も平和構築無償として進めているが)
 - ・ 事務所としてはバイで可能なものはバイでやりたい。マルチの案件では、学校建設などが UN 経由で行われているが欧米のコントラクターによる施工のため GOSS はローカルコントラクターが活用されない点を不満がっている。日本の顔が見える支援という点でもバイの支援を行いたい。南北政府ともにバイの支援を希望している。
 - ・ TICAD では統一国家ということで北が呼ばれたが、南部スーダン政府 (GOSS) も参加したい強い要望があった点にも留意 (統一政府と GOSS)。

在スーダン国日本大使館

日時：3月26日 (木) 16:15~16:40

場所：在スーダン国日本大使館

先方：早川一等書記官

当方：宍戸所長、西宮団長、金縄団員

1. 調査団より

今回調査の趣旨を以下のとおり説明。

不確定要素が多い紛争終結国の無償資金協力実施に関し、

- ・ 現在の一般無償 (ランプサム方式) の中でどのような対応ができるのかの検討
- ・ 無償制度設計に関する中長期的な意味での提言

スーダン国の所感を以下のとおり説明。

- ・ 資材価格は高いが問題点はある程度絞られているものと思われる。その点でコンゴ民よりも実施しやすいのではないか。
- ・ 輸送 (通関手続き含む) に時間がかかる (1ヶ月、雨季だと2ヶ月の場合も)。注意が必要。
- ・ 通関手続きにもいろいろと問題あり。他国でもそうだが、この程度は少し著しいので工程計画策定には十分注意すべき。
- ・ 現地労働者の技術力の問題あり (Skilled Laborer の絶対的な不足)。
- ・ 銀行送金の問題。隣国 (ケニア、ウガンダ、エチオピア等) のコントラクターを使う場合は外国送金 (彼らは銀行口座を保有) で問題ないが、現地での現金支払いも必要となり、ジュバへの送金の必要性あり。送金できても引き出せない (キャッシュ不足) 場合もあり。

- ・ 輸送ルートはモンバサ経由が望ましい（GOSS 財務次官の強い要望）。
- ・ 事業実施においては南部スーダン政府、州政府ともに緊密な関係を保つべき。
- ・ 隣国のコントラクター（視察は MDTF の浄水場案件 GIBB アフリカ）はサブコンとしては十分な技術力があるとの認識。
- ・ 中国企業はここでも問題。かなり安い価格を提示するが、品質・工程管理など問題が多いとされている。

今後の調査実施時の留意点として

- ・ 輸送は時間がかかる。各種手続きも滞りがち。余裕をもった工程計画を立てること。
- ・ GOSS は先方負担事項についてはやってもいつ完了するのかわからない。先方負担事項の軽減を検討。
- ・ 隣国のコントラクターの最新状況を確認（価格も含めて）する必要あり。
- ・ 工事規模がある程度大きくないと隣国のコントラクターが関心を示さないとの指摘（USAID）があり、ある程度の工事規模を設定することが肝要。
- ・ 南部スーダン政府と州政府の両方に目配りすること。

2. コンゴ民との違いについて

- ・ コンゴ民は何が起きるかわからない、何か潜んでいるという漠然としたリスクがあるとの由。
- ・ 後出しでいろいろと条件をつけ（意図的であったりそうでなかったりと双方あり）コミッションを要求することが一般的とされている。
- ・ 不明点が多いコンゴ民に対して価格が高いジュバという印象。コンゴ民では EU のコントラクターですら躊躇している。ジュバでは他ドナーも苦勞しながらでも何とか事業を実施することができている（隣国のコントラクターは高いなりに仕事はしてくれる）。
- ・ キンシャシャは物資は手に入りやすい（輸送ルートが確保）がジュバは手に入りにくい（特に雨季）。

3. 大使館より以下のコメント。

- ・ 国連経由で出てくる問題も今回の調査結果と同じ内容である。
- ・ 銀行問題はアメリカの経済制裁による影響の他、国内に使える銀行がないことも問題。スーダン国内でもハルツームからの送金ですらむずかしい。
- ・ 送金問題はアメリカの銀行が間に入ると送金できなくなる。
- ・ 西アフリカのコミ開では中国企業が参入してきて困っていると聞いている。
- ・ E/N は大きな問題と認識している。（統一政府と南部スーダン政府の関係）
- ・ 日本国内ではスーダンで無償を実施することにかかなり難しいという認識が先行して

いるが、スーダンで無償を実施することについては、希望的観測ではあるが、とりあえず可能ではないか。

JICA アフリカ地域支援事務所報告

日時：3月27日（金） 16：00～17：15

場所：JICA アフリカ地域支援事務所

先方：倉科所長、井上無償調査員

当方：西宮団長、金縄団員

1. 調査団より

今回調査の趣旨を以下のとおり説明。

不確定要素が多い紛争終結国の無償資金協力実施に関し、

- ・ 現在の一般無償（ランブサム方式）の中でどのような対応ができるのかの検討
- ・ 無償制度設計に関する中長期的な意味での提言

調査結果について以下のとおり説明。

- ・ 先方負担事項の履行能力の問題。
- ・ 一般無償の制度面への議論及び工事費増に対する追加 E/N の必要性。
- ・ 資材価格の急激な変動等への対応としての予備費の必要性。
- ・ 一般的に無償案件にある問題（通関・免税・先方負担事項等）の程度が1～2段階ぐらいひどい。
- ・ サブコンとして利用できるローカルコントラクターはコンゴ民にはあるが、スーダンにはない。しかしスーダンでは隣国（ケニア、ウガンダ、エチオピア）のコントラクターは技術を有している模様。
- ・ コンゴ民では後出しで基準を適用するよう要求してくる（コミッションを要求されることも）。コンゴ民は何があるのかよくわからない。
- ・ スーダンは建設費は高い（内陸輸送の問題：ケニア、ウガンダが資材価格を握っている）が問題は限定している。
- ・ スーダンでは GTZ は地方工事が多く、隣国のコントラクターが関心を示さないため直営施工（労務、資機材等全てを GTZ が調達）を実施。
- ・ 工期設定に余裕をもたせないと厳しい。
- ・ ある程度の工事規模をもたせないと厳しい。
- ・ 現地事務所の体制強化及び本部（経済基盤開発部と資金協力支援部）の体制強化（両国の状況を統括的に管理する）の必要性。

アフリカ地域支援事務所への依頼事項。

- ・ コンゴ民、スーダンで無償本体事業が実施された場合は手厚い対応を行ってもらいたい。
- ・ 資金協力支援部との調整（無償調査員の TOR 外の業務）が必要だが、コンゴ民、スーダンの実施状況調査を行う際には輸送、関税・免税、ローカルコントラクターの状況等、今回の基礎研究の中で問題点として上げられた項目を追跡調査してもらいたい。

2. アフリカ地域支援事務所より以下のコメント

- ・ スーダンは井上調査員の担当だが、コンゴ民はセネガル駐在の家弓調査員の担当国となる。現在の TOR であれば無償本体が始まればちょっと手厚く実施状況調査を実施する。また井上調査員の補助員（ナショナルスタッフ）を現地に行かせ、先方政府の実施体制をフォローするという手段も考えられる。
- ・ アフリカのインフラ案件はある程度工事規模を大きくして案件形成する方向で考えている。小規模な案件やサイトが地方に点在するような案件とかはコントラクターの関心が低くかなり厳しいと思われる。ただし無償の規模を大きくすると有償との違いを問われる可能性もあり、十分な整理が必要。
- ・ アフリカでは JICA から案件を仕掛けていく必要あり。先方から出てくる要請は他ドナーが実施しないようなババ案件ばかり。プログラム形成等、もう少し踏み込んでいって戦略的に有償・無償案件を作り出すべき。
- ・ スーダンのウガンダからの輸入量は過去4年間1.4倍に増加。ケニアからの輸入量は2倍。昨年、初めてウガンダからの輸入量がケニアを上回った。
- ・ ジュバの建設資材は大部分はカンパラから調達されている。カンパラで購入する価格にはモンバサ港からカンパラまでの輸送費が上乗せされており、更にカンパラからジュバまでの輸送費がかかることからジュバでの資材価格が高騰する。
- ・ ルワンダのキガリからモンバサまで紅茶の運搬実験を行ったところ、22回の警察検問あり。輸送費用の構成は賄賂1%、関税5%、車両重量（過積載）94%という結果。車両重量計が全部で10箇所。
- ・ カンパラ-ジュバ間はウガンダ国内の区間が雨季になると通行不能（ブラックコットン土壌）となる。ウガンダ国内の区間は現在、世銀が支援をしようとしており、JICA ウガンダ事務所が世銀との協調融資案件として検討している。

4月2日（木） 16:30～17:30

下村 小林（福永設計）

システム科学コンサルタント株式会社 西山氏

住所：

TEL：

- ・ ケニア、エチオピアなどの外国企業がはいついて、世銀の案件などを実施しているが、受注金額が非常に高く驚いている。
- ・ 現在のセメント価格 52 スーダンポンド (≒25US\$) /50kg 袋
- ・ 資機材輸送に関する問題として、雨季の道路状態の問題、税関職員のストライキや嫌がらせ、手続きの非効率性などが挙げられる。
- ・ ジュバにはローカルのコンサルタント、建設業者がいない。スキルドワーカーもいない。現地人の雇用を義務付ける動きが南部政府にあるが、技術者が圧倒的に少ないため実現は困難と思われる。
- ・ 現地傭人の人件費は近隣諸国に比べ非常に高い。USAID などが高い金で雇ってしまう。一般作業員で 10US\$/日以上、フォアマンでは 1000US\$/月以上になる。
- ・ 現地業者には A から E までのカテゴリー区分がある。
- ・ 最近ジュバ市内に建機が増えた。ケニア人経営のクレーン専門のリース会社もある。他にもリース会社があるのではないと思われる。
- ・ 土質試験については、インフラ省にラボがあるが、あまり稼動していない。海外企業はプロジェクトでラボを自前で持つこともある。(SPENCON 浄水場建設現場のラボなど)
- ・ 履行保障を担保できる保険会社はないので、銀行保障となる。ケニアからの送金は KCB (Kenya Commercial Bank) の支店がジュバにあり、送金を受けることが可能である。同行はケニアの銀行の Juba 支店と位置づけられており、経済制裁の対象から外されている模様。

4月3日(金) 9:00~10:00

下村 小林 (福永設計)

株式会社 片山エンジニアリング・インターナショナル 向井氏

住所:

TEL :

- ・ 2006 年の緊急開発プロジェクトの栈橋工事 (約 3700 万円) フォローアップを実施中。管理者が州なのか南政府なのか分担がはっきりせずメンテが実施されてこなかった。工事はスーダンに杭の栈橋工事ができる会社がなく日本業者 (アーバン利根) に発注した。建機と杭はタイから輸入したが、その他の建材はケニアで調達。
- ・ 輸送会社はいくつか使って、インタープレートというケニアの会社に落ち着いた。金額が他社より安く、しかも輸送が早い。その前に使った輸送会社のなかには通関などでトラブルがあった分を後請求する会社もあった。輸送による期間はモンバサ〜ジュバ 18 日〜23 日程度 (雨季は一週間増し)
- ・ 輸送に関しては、橋が落ちるなどの道路状態、関税手続き (州、南部政府それぞれに

- 手続き)、治安が安定していない(国境付近で銃撃戦)などの問題多々あり。
- ・ 南部政府と州政府は内戦時代に起因する事で互いによく思っていない。
 - ・ 骨材は現地調達できるが、砂利の質(強度)などは十分でないかもしれない。砂は川砂が入手できる。
 - ・ 設計基準はBS(英国スタンダード)と思われるが、プロジェクトでは日本の基準で設計した。まだ基準などがはっきりしていない模様。
 - ・ スーダン人の熟練工はいない。単純労働ならスーダン人も使えるがケニア人の70%程度の働き。ジュバの労務単価は高く、単純労働者でも10ドル/日以上する。USAIDが非常に高い金額で契約するのでよく比較される。ケニア人のエンジニアに5,000ドル/月払っていると聞いている。その結果、建設費も高くなるのではないか。
 - ・ 建機は現地でリースする会社が増えた。ケニアから来た会社からたいていの建機が手に入る。プロジェクトで作られた生コンプラントやアスファルトプラントもある。(イタリアの会社)
 - ・ ヨーロッパの会社の場合、ポートスーダンを経由、500トンクラスのバージでナイル川を遡って資機材の輸送を実施している。(所要時間 往路:3~10週間 復路:10日間)北に本店をおくヨーロッパの会社なら北政府の承認も取れる。
 - ・ 南部スーダン政府からはポートスーダン経由の免税レターはとれない。南部スーダン政府から取れるのはケニア、ウガンダの陸路のみ。
 - ・ 一般に汚職がなくクリーンな国であるが中央政府の給料未払い、州の交通警察の汚職などの話があり、少しずつ状況が変わってきている様だ。

4月3日(金) 16:00~17:00

下村 小林(福永設計)

株式会社 東京設計事務所 佐藤氏 株式会社アーバン利根 安達氏

住所:

TEL:

- ・ この国ではほとんど全ての資機材を輸入に頼っている。アセチレンなどもない。
- ・ 北から資材を入れようとしても北からの免税レターが取れない。モンバサ経由の方が時間も早い。
- ・ 人々の感覚は、すでに南北、別の国というところでないか。
- ・ 内陸輸送は免税手続きの変更が多く苦勞した。業者側に免税レターの悪用もあったようだ。
- ・ 輸送コストと需給バランスから物価が高くなっている。輸送経路の橋が落ちたというニュースが流れただけで資材の値段がすぐに上がったことがあった。
- ・ スーダンの油田の多くは南北の境あたりにあって、どちらに帰属するかまだはっきりしていない。アメリカなどの援助はそのあたりを見ているのでは。社会基盤のないと

ころにドナーが来過ぎているのではないか。時期尚早との印象がある。

- ・ この国で、一般無償案件を実施するにはケニアやウガンダなどに事務所をおく会社でないと難しいと思われる。情報収集のためや資機材調達拠点が必要。また実施工程に資材の輸送などのための準備期間が長く必用になる。
- ・ ジュバに KCB (ケニア・コマーシャル・バンク) の支店があり、日本からも送金可能。入金、出金にそれぞれ手数料が 1%かかる。
- ・ ジュバは建設資材のみならず、生活物資が全体に高い。一般の人が行く市場でもスーパーの値段とあまり変わらない。一時的に金儲けに来ている人間も多い。すぐに引き上げられるように仮設の設備が多いのではないか。

4月6日(月) 9:30~10:30 南スーダン政府 住宅・計画・環境省

下村 小林 (福永設計)

Mr. Silvas Clark Amozay (Director General of Housing & Urban Development)

住所:

TEL : +256 477-124064

- ・ この国で建設価格が高いのは、建設資材を輸入に頼っているからである。
- ・ 建設現場にケニア人やウガンダ人が多い。スーダン人がなまけ者というのは正しくないが、技術を持っていないのは事実である。技術のトレーニングの必要性を感じている。東アフリカ諸国からの外国人の登録制度を現在は実施していないが、外国人雇用に税金をかけるべきである。
- ・ 無償案件で日本企業がスーダン国内でサブコンと契約する場合、現地登録企業をつかって欲しい。その企業が外国人労働者を使用するのはかまわない。
- ・ 建設業等のカテゴリー区分は現在のところはない。技術訓練に日本企業がひと役買って欲しい。
- ・ 庁舎の改修を実施したが、2つの省でひとつの建物を共同使用している状態。庁舎の不足は深刻である。また省庁の上級官吏の住宅も不足しており、日本の無償援助で建設してもらえないか。
- ・ 設計基準は英国基準を参照するスーダン基準と東アフリカスタンダードを併用している。しかし日本の無償援助の工事の場合、日本の基準を使用しても良い。
- ・ 公共事業のためのオーソライズされた公的な資機材単価、労務単価は現在のところはない。入札などの予算組みには実際の市場単価を使用している。
- ・ 建設許可は住宅・計画・環境省で実施している。ただし、日本の無償援助の工事の場合は国の事業に準じるので建設許可取得の必要はない。
- ・ 通常の公共の建設工事瑕疵担保期間は1年。

4月7日(火) 14:30~15:30 SPENCON (ケニア建設会社 ジュバ現場事務所)

下村 小林 (福永設計)

Mr. Edward (浄水場プロジェクトマネージャー) Mr. Roger (政府機関庁舎改修プロジェクトマネージャー)

住所:

TEL : +256 477-126119 +256 477-136955

- ・ 浄水案件 (浄水場建設、送水管敷設 5 Km、1,900 万 USD)、庁舎改築案件 (Mini. of Labour、Mini. of Finance 他、延べ約 5,000~6,000 m²、1,600 万 USD) の 2 件の MDTF 案件を受注し実施中。
- ・ 現地サブコンを使わず直営で工事を進めている。現在 100 人程度のケニア、ウガンダ人の労務者と 200 人程度のスーダン人を使っている。現地調達する材料は砕石、砂などの他はほとんどない。材料が足りなくなった時の補充程度。ケニア、ウガンダ、ヨーロッパなどから輸入している。ヨーロッパから材料を輸入する場合でもモンバサ経由で入れている。
- ・ エンジニア レベルで US\$ 5,000 / M、カーペンターレベルで US\$ 800~1,000 / M、スーダン人非熟練工で US\$ 20 / D。
- ・ スーダン人労務者のレベルは相当低い。
- ・ 技術者の不足も深刻であり、施設を引き渡した後の維持管理に不安を感じている。
- ・ 免税の手続きが最近変わった。今までは、使用する材料全体で 1 回の承認レターでよかったがロット毎に必要なになった。モンバサージュバ間の輸送期間が 2 週間だったものが、手続きの変更で 1 ヶ月かかったこともある。
- ・ ジュバの建設費が高いのは輸送費が高いため。雨季の道路状態、治安の問題などで材料価格が 3 倍にもなる。ジュバ政府にはこういう問題をコントロールする力がない。プロジェクトが始まってから土地所有権の問題で工事が開始できなかったこともあり GOSS の行政能力にも問題ある。
- ・ 地方での学校工事の場合などは、アクセス道路すらない場合があり、何もないところで工事をする事になり工事費が高くなる。
- ・ 現在建設中の現場では、ケニア、ウガンダから技術者を連れてきており、宿舎、食堂、クリニックなども整備している。
- ・ 建物の契約は BQ。給水は緊急だったのでランプサム契約だった。
- ・ 以前は骨材の採掘場がなくウガンダから輸入したこともある。価格は非常に高かった。今は砕石プラントができていたので、現地調達としている。
- ・ 建機も以前はまったくなく自社ですべて手配していたが、最近は必要な場合、レンタルする会社も増えてきており、レンタル料が安くなりつつある。しかしまだ非常に高い。
- ・ プロジェクトはケニアの基準、BS (英国基準) で設計した。最近スーダン基準ができたが、まだ一般に普及していない。

材料、建機、労務の価格表記入を依頼

4月8日(水) 09:30~10:30 教育省よりヒアリング

下村、小林、中村由輝氏 (JICA テクニカルアドバイザー)

Dr. John Lujang (Deputy Director of MEST)

Mr. James Odick Digwa (Deputy Director of Physical Planning & Construction)

Mr. Angelo Nachom (S/inspector)

Mr. George Ali Steven

Mr. Moses Olaki(EMIS Implementer)

Mr. Alebel Derib (Technical Advisor/ERP)

Mr. George Mogga(Directorate of Planning & Budgeting)

住所:

TEL :

打ち合わせ前に南スーダン政府教育大臣の挨拶あり。

- ・ 米国籍を取得している南スーダン人のボランティア帰国制度あり、3ヶ月間。その後本帰国し GOSS の要職に就くケースが多い。
- ・ 学校建設、計画、設計、発注、施工監理は教育省 Directorate of Planning and Budgeting が所掌、公共事業省ではない。
- ・ 学校建設 標準設計あり、 $8 \times 6 = 48 \text{ m}^2$ US\$ 20,000~35,000 業者が 20%のプロジェクトを要求し入札不調3回のケースあり。
- ・ (世銀アドバイザー) 建設費が高いことが気に入らなければ community driven で実施する方法もある。現地の小コントラクター、現地のマテリアル。UNICEF はこの方法を進めている。
- ・ 職業訓練校において、建設関係コースが不人気なのは場所による。Juba ではホワイトカラー志向が強いかもしれないが、地方では建設以外に仕事が無い。であれば地方では人気コースになるのではないかと。
- ・ 南スーダンにおける学校教室数の不足、教室環境などの問題について、パワーポイントを使用した説明を受ける。
進学者数、進学状況、生徒、教師の数、学校の数、小学校校舎の現状など
- ・ 学校のスタンダードプランがある。教室サイズ $8\text{m} \times 6\text{m}$ 以前は 1500USD/m² したが、建設会社が増えて競争原理が働き現在は 900USD/m²程度である。建設ニーズが非常に大きいことも建設費が高額になる原因である。

4月8日(水) 14:00~15:00 SVD LOGISTICS よりヒアリング

下村 小林 (福永設計)

Mr. Francois Henepin, General Manager, Southern Sudan

Mr. H. Herbert

住所:

TEL : 092-682-7821、+256 477 179 739 +249 126 570 866

- ・ SVD は Bollore の現地法人、Mombassa、Nairobi、Kampala、Khartoum、Port Sudan に事務所を持つ。
- ・ モンバサ～マロワ～ジュバの経路で税関等の問題がなければ 10 から 15 日間で到着する。
- ・ 税関で免税書類不備などの理由で時間がかかり遅れるほか、各種検問で車を止められ、いろいろの名目で金を要求される。
- ・ ケニアからジュバに入るには、カヤロードとニヌレロードの2つの方法がある。雨季はカヤロードは洪水になったり橋が落ちたりして使えない。
- ・ 建機などの重量物を運ぶにはロール・ローダートラック (自社保有) を使用する。
- ・ モンバサ～ジュバの運送価格
40 フィートコンテナで保険抜き価格 9,900USD 税関手続き、輸送後の車の帰還などすべて含む。 保険は輸送品の価格の 1.5~2.0%
- ・ ジュバ方面が比較的運送費が高いのは道路の状態によるもの。
- ・ ポートスーダンから運送する方法もある (北に登録している会社に関与) が免税手続きなどを考えるとモンバサ経由のほうが良い。

From Mombasa to Juba 運賃

Per 20' container up to 12.99Gwt 5,500

Per 20' container From 13 Gwt up to 14.99 6,400

Per 20' container From 15 Gwt up to 16.99 7,100

Per 20' container From 17 Gwt up to 20.99 8,500

Per 20' container From 21 Gwt up to 26 9,700

Per 40' container Up to 27Gwt 9,900

Port clearance、 通関、帰路 (空荷) 料金を含む

保険は CIF の 1.5%~2.0%程度

4月9日(水) 10:00~11:00 USAID よりヒアリング

下村 小林 (福永設計)

Ms. Mary Hobbs, Economic Infrastructure Team Leader

Mr. George O. Wagwa, Infrastructure Programs Engineer

住所:

TEL : 0477-209-126, 0477-127-356, 0122-203-830

- ・ 08年度の対スーダン援助は総額 \$96.3 百万。最大のドナー。このうち\$ 76 百万がインフラ整備に向けられている。インフラ整備は①米コンサルタント Louis Berger 又は②UNOPS の何れかを經由して実施されている。事業の実施をスーダン政府に委ねずに USAID が実施機関に委託するのは通常の方法であり変則的なことではない。政府機関が十分な事業実施能力を持たないスーダンにおいては他の多くのドナーも同様の方法で事業を実施している。
- ・ コントラクターの利益率は 20~50%程度ではないかと思われる。コンサルタントによる事業費積算と入札時の応札額に 30%程度の乖離が生ずることは時々発生しており、この場合には再入札を強いられることになる。
- ・ 建設資材価格は概ねナイロビの 3 倍、labour コストは 5 倍から 10 倍 (engineer レベル) とみている。(ケニア国内の labour コストは\$4 ~5/ day)。
- ・ 最大のインフラ整備案件は Juba-Nimule(ウガンダ国境)間 192Km の改修 (舗装) であり工事には 7 箇所の橋梁の改修を含む。測量、設計、地雷除去、ベイリー橋の改修は昨年 10 月までに終了しており、2009 年 4 月中に新たに入札を行い 2010 年 10 月には完工の予定。総所要資金は\$ 250 百万 (技術協力を含む)。Louis Berger が実施。
- ・ 道路案件ではこの他に UNOPOS 経由で西部エカトリア、ブルーナイルにおいて道路、橋梁整備を進めている。
- ・ USAID の他に、世銀 (MDTF) は、Yambio~Kaya、Juba~Narus の道路整備を行っている。また、EU は Tambura~Wau の道路整備を行っている。
- ・ USAID では、道路の他に地方電化、Juba 衛生改善、住居整備等インフラ整備、農業開発、private sector 育成、雇用機会創出、環境分野において協力を実施中。

4月10日(木) 11:00~12:00 世銀よりヒアリング

下村 小林 (福永設計)

Mr. Negede Lewi, Senior Highway Engineer

住所:

TEL : 0477-129-192

- ・ MDTF、世銀案件ともに世銀ガイドラインに従って実施されており、スーダンにおい

て特例的な措置はなされていない。

- ・ 2005年世銀がGOSSに対する協力を開始した当時、プロジェクトのコストを事前に積算するという作業は非常に困難であった。現在では、当時より遥かに市場化が進んでおり、世銀のみならず関連企業の経験も蓄積され、GOSSの行政レベルも向上しており、事業費積算の精度は格段に向上している。
- ・ しかし、現在でも入札価格が事前の見積額をオーバーするという現象は日常的に生じており驚くには値しない。このような場合は、多くの場合は、予定価格を引き上げることで対応している。これが、困難な場合には、規模縮小、スペックダウン等の措置をとることになる。スーダンのような状況の下で、応札者がどのようにリスクとプロフィットを計上するかコンサルタントが事前に見積もることは非常に困難と考えている。
- ・ GOSSが、労務者のスーダン化を推し進める具体的な政策を導入することはないものと考えているが、仮に、その様な事態が生じたとしても、その経済的な不便益を被るのはGOSS自身である。事業の担当者としてはコストを事業費に計上するのみである。

4月10日(木) 15:00~16:00 INTER FREIGHTよりヒアリング

下村 小林(福永設計)

Mr. Ravi, General Manager, Juba Office

住所:

TEL : 0477-102-908

- ・ INTER FREIGHTは東アフリカにおける最大手の輸送会社であり、南スーダンへの輸送に豊富な経験を有す。
- ・ MombasaからJubaへの輸送については、通常Mombasa港での荷役、通関に7~9日、Jubaまでの輸送に11~13日間を要す。(通関、免税書類が事前に準備されていること)。
- ・ 輸送は道路事情により更に何日かを要する場合もあるが、最近は道路の整備が進み雨季による影響は少なくなっている。USAIDにより、来年10月にJuba~Nimule間190Kmの舗装が完了すれば、Uganda国内の道路事情の悪さは引き続き残されるが、輸送事情は更に改善されるであろう。
- ・ Jubaへの物資の輸送はKenya、Ugandaルートが最も合理的であり、Port Sudan~North Sudan経由は現実的でない。政治的な影響を受けやすくNorth Sudanの許可を得ることが困難である。中国他何件かの前例があるに過ぎない。また、GOSSもNorth Sudan経由を嫌っており免税の承認を与えていない。輸送手段も、鉄道とトラック輸送が混在し荷役の影響を考えれば、コストもより高額となるであろう。

4月12日(日) 11:00~12:00 POWER CONSULT(コンサルタント)よりヒアリング

下村 小林 (福永設計)

Mr. Abdel Latif Ibrahim Mohammed (Bsc.Msc.Miee.Ceng)

Mr. Emmanuel Lokiri Komuri (Engineer)

住所 : P.O.Box1724 Khartoum

TEL:83466739 0912216639 0912980742

- ・ 同社は、独 LAHMEYER INTERNATIONAL 社傘下の電力分野コンサルタント。
- ・ 北スーダンのコンサルタントが南スーダンで仕事をする事を禁じられている訳ではないが、南で活動するドナーなどは自前のコンサルタントを連れてきたり、ケニヤ、ウガンダのコンサルタントを調達する。南政府も同様。北には調達情報もあまり入ってこない。時々軍関連の仕事がわずかだが入ってジュバで仕事をすることがある。
- ・ 南政府が 2005 年~2007 年にかけて発電所関連施設の工事を実施した。その後、ジェネレーターに故障が発生し、北スーダンの会社が修理メンテを実施している。これは少ない例のひとつであり、南での北の企業の活動は始まったばかりという印象である。
- ・ 南の工事でも資機材を北スーダン経由で輸入する事は可能であり、その方が安くなる可能性もある。問題は手続きであるが、南で活動する業者は北から輸入した経験が少なく、必要以上に警戒しすぎているのではないか。
- ・ ジュバの工事価格はハルツームよりも高い。人件費が高いのは外部から技術者等を連れてくるためである程度やむをえないが、工事価格には競争原理が働いてないのではないか。
- ・ 南も営業圏内として考えているが、北にも仕事はあり当面それほどの魅力は感じてない。

4月14日(火) 9:30~10:00 EDS(水理コンサルタント)よりヒアリング

小林 (福永設計)

Mr. Abd Elrazg Mukhtar (General Manager)

住所 :

TEL:0911214736

- ・ 日本の無償がジュバで実施される場合、日本のゼネコンなどのサブコンをすることに問題はない。ただし、南スーダンではジュバ以外には行くつもりはない。
- ・ 昨今の政治状況から、ハルツームの経済状況は下がりぎみと考えている。その意味でジュバの仕事も開拓する必要があると思う。

- ジュバには数年前に行った。ジュバでの建設費が高いのは、建材も宿泊施設も建機もなにもないところでプロジェクトを実施しようとしている当然の結果である。建設資材などはハルツームの2~3倍でないか。
- 北の建設会社が南であまり仕事をしないのは、安全面や南政府の対応など不確定要因が多く参入するのをためらっているからと考える。
- 北から材料を入れるのは容易ではない。輸送に時間がかかる。また間接税は還付されるが、これも時間が非常にかかる事を覚悟しておかなければならない。

国内主要會議議事録

議題:アフリカにおける無償資金協力施設案件の実施環境にかかる基礎研究
第一回打ち合わせ

日時: 2009年2月5日 17:00~18:30

於: JICA 経済基盤開発部 会議室

JICA : 畝、西宮、金縄、菅野、金縄、室岡(順不同、敬称略)

福永設計: 下村、小林、深田

概要については「打合せメモ」参照のこと。

- ・ 本案件で対象とするのは基本的にスーダン、コンゴ民である。ただし調達先としての経由地(ケニア、ウガンダ、南ア)での調査は組み込む予定。
- ・ スーダンではジュバ(メイン)およびハルツームを訪問しているが、官ベース団員の日程との調整を含め今後調整していく予定。なお、当初予定していた中央アフリカは訪問を中止する。官団員は西宮、金縄の二名の予定。
- ・ 紛争終結国においては、実施経験がない、商習慣や適正価格が不明、政府が脆弱で不透明、治安上のリスクもある等の状況にもかかわらず、コンサルタントによる積算が適正でない、という不満が本邦ゼネコンの間で嵩じている。また現在アフリカ案件では 3~4 割が入札で不調になるなどの問題がある。本件調査は、コンゴ(民)及びスーダンでの調査をケーススタディとして、紛争終結国における事業費積算を適切に行うための情報収集をおこない、業務指示書、積算ブリーフィング、中長期的には積算ガイドラインの見直しを目的とするもの。ただし、今回はスーダン、コンゴ(民)に限定した調査研究であるため、提言は、厳密な意味ではこれらの国のみに適用可能なものとなる。ただし、他の国でも適用可能な事項や必要な視点及び考慮事項等も示すことが出来ると考える。
- ・ コンゴ(民)でこれから実施される案件については、3 月の調査着手には間に合わないものの、閣議(最速で7閣、10閣)前の国内作業には何らかのインプットが出来ると考える。
- ・ 両国での調査の前提は同一のものとするのが好ましい。このため、基本的に、道路および浄水場案件を主たる調査対象として想定する。実際の案件については案件ごとに詳細な調査を行うものであるが、本件調査は、その前提となる大枠を把握するもの。
- ・ コンゴ(民)の JICA 事務所長からは、政府の意見は鵜呑みにせず、世銀他、他ドナーの事例を参照し、先方の制度と実態のギャップを把握することが重要であるとの意見が寄せられている。
- ・ 限られた期間での調査となる為、明確な結果を出すのは難しい。完璧を求めるわけではなく、イメージとしては現状が「こういう状態だ」という確認、報告程度であって、将来的に留意点などをガイドラインに盛り込めればよい。

- ・ 成果品は、公開版と JICA 内部用の二種類を想定している。公開版は、建設業者に対する説明の意を持つものであり、JICA 内部版は、業務指示書や積算、制度の改善などに反映されるべきものと考えている。
- ・ 現地調査に先立って行う建設業者へのアンケートは、JICA が主体となって調整を行う。(既にそういった取り組みは行っているためその延長として)。2 月中旬には、海外建設協会(OCAJI)からのヒアリングを行う予定であるが、必ず JICA が同行し趣旨説明を行うとともに、表明されるであろう意見等は JICA がその場で受け取る形をとるようにする。具体的なヒアリングについては、聞き取り事項の準備、聞き取り、結果の取りまとめについてはコンサルタントにお願いする。
- ・ OCAJI からのヒアリングに基づいて、現地への質問票・調査表のドラフトを作成することを想定している。

●今後のスケジュール

2/16-18 の間で OCAJI ヒアリング予定

●手交資料

- ・積算ガイドライン補完編(土木・建築各 1 部)(未決済) 受領済
- ・コンゴ民、スーダンでの案件に関する調査成果品(追って CD-ROM にて送付)

以上

議題：無償資金協力の実施環境基礎研究 外務省及び関係調査団への説明会

1. 日時・場所：2009年2月26日（木）14：30～15：30 JICA 本部経済基盤開発部会議室

2. 主たる出席者（敬称略）

外務省無償技術協力課 吉川事務官

経済基盤開発部 西宮審議役、都市地域開発第2課、菅野課長、室岡（担当）

資金協力支援部 金縄

福永設計：下村、小林、深田（基礎研究調査団）

東京設計：武智（ンガリエマ浄水場調査団）

アンジェロセック：井上、清水、阿部、小野田、アルノーセバスチャン（道路調査団）

3. 内容：別添資料（2009年2月5日の第一回打合せ資料）に即して、基礎研究の概要を説明し質疑応答を行った。

質疑応答/決定事項の内容

- ・ 浄水場調査団（JICA/コンサルタント）は3/1、道路調査団（コンサルタント）は3/9、基礎研究調査団は3/8現地入り予定。DRC事務所からの話では、調査団が政府や他ドナー等行く先々で重複した質問をしないよう、また、相手側の負担を軽減できるよう、合同で訪問のアレンジをする予定（JICA）。
- ・ 現地では調査結果を適宜共有していくとともに、役割分担を相談して決めてほしい。基本的に基礎研究調査団は添付の調査項目を広く網をかけて調べるので詳細なことは個別の調査団にお願いする（JICA/福永設計）。
- ・ 本日、資金協力支援部の積算ブリーフィングに同席したが通常案件と異なる配慮をする準備がある。本基礎研究、個別の調査団で、それら配慮が必要な裏付けの情報を収集することが求められる（JICA）。
- ・ スーダン全国の特典については、Comprehensive Peace Agreement（CPA）の条文によれば、北部政府が所掌していることになっている。南部の特典について調べる場合、北部での調査も必要（外務省）。

→今回は制度と事態の乖離を調べるのが調査の重要な柱の一つ（JICA）。

4. 決定事項及び今後のタスク・スケジュール

- ・ 4月中旬に現地調査より帰国。成果品は公表予定。

以上

アフリカにおける無償資金協力施設案件の実施環境にかかる基礎研究

2009年2月5日

経済基盤開発部

1. 研究目的

近年事業実績がないアフリカの中でも事業環境が厳しい国や地域（紛争終結国等）を対象に調査を行い、協力準備調査等を含む無償資金協力実施に際し、事前に確認すべき相手国の制度、計画・設計・積算に配慮すべき事項、相手国側に確認し、事業成立に必要となる事項、実施を求める事項、新たに配慮すべき事項・課題等を整理すること

2. 成果、活用方針

- ①協力準備調査段階で確認すべき相手国の制度
- ②計画・設計・積算に配慮すべき事項
- ③相手国側に確認し実施を求める事項
- ④無償資金協力実施に当たって新たに配慮すべき事項・課題等

本プロジェクト研究の成果は、業務指示書、積算ブリーフィングの内容、積算ガイドラインの運用のあり方、中期的には積算ガイドラインやその他無償資金協力制度全般の改善に反映されることを想定する。

3. 研究方針

- (1) 現地調査はコンゴ民主共和国、スーダンを想定する。
- (2) 主管及び事務局については、資金協力支援部の協力を得つつ経済基盤開発部が担当することとし、研究の進捗管理及び品質管理を目的として、研究会を開催する。内部関係者（企画部、アフリカ部等）及び外部関係者（コンサルタント企業、施工会社等）に対しては、研究会への協力・参加を求める。
- (3) 外部関係者に対しては、国際建設技術協会、海外コンサルティング企業協会（ECFA）、海外建設協会（OCAJI）を通じ、アンケートへの協力、研究会等への参加を依頼するとともに、外務省及び必要に応じ国内公共事業実施省庁・機関、有識者にも研究会等への参加を依頼し、本研究の品質確保を図る。
- (4) 成果品は、内部資料（業務指示書作成や積算審査業務の参考資料）と公開用の2つのバージョンを作成する。
- (5) 本基礎調査での検討は、今回対象とするような国・地域の事業環境を大枠で把握し、事業方針や調査計画に役立てることが主眼であり、個別の案件

においてはさらに詳細な調査を実施した上で個々の状況・内容に応じた具体的な対応策を検討することになる。

4. 現地調査対象国

コンゴ民主共和国、スーダン、(ケニア、南ア)

5. 現地調査内容

【無償資金協力実施環境調査の担当】

- (7) 無償資金協力を実施する上で関連する法制度（税制、免税、通関手続き、発注/調達方法、設計審査、環境社会配慮等）、運用実態との乖離
- (イ) 相手国のキャパシティ、senpou負担事項の履行能力
- (ウ) 安全対策の方法、費用、工事関係の許認可
- (エ) 計画・設計・積算で配慮すべき事項
- (オ) 最近の類似工事の実績（規模、契約金額、契約履行の実態）
- (カ) 現地での商（ビジネス）慣行、その他邦人企業が事業を行なう上で留意すべき事項
- (キ) 金融インフラ、工事保険制度の有無

【調達事情調査の担当】

- (7) ローカルの資材調達環境（流通品目・状況、品質、価格、価格変動など）
- (イ) ローカルコントラクターの有無、能力（過去の施工実績、工程管理及び品質管理の実績、トラブルの有無、財務状況組織規模、技術者数、保有機材・施設、関連業務実績、契約単価等）、価格、現地労務者の調達事情
- (ウ) 第三国コントラクター/本邦コントラクターが参入するにあたっての法的な障害の有無、問題等（労働者のビザ発給等）
- (エ) 主要資材/機材の調達事情
- (オ) ローカルコンサルタント、その他委託先（測量、地質調査、水質調査など）の有無、能力、価格
- (カ) 骨材・土採掘地、廃土処分地の有無等の一般工事環境に関連する事項

6. スケジュール案

3月7日（土）：現地調査（スーダン、コンゴ民主共和国）

4月下旬：帰国報告

（国内準備 10 日、現地調査 40 日、帰国後整理 20 日）

以上

議題：アフリカにおける無償資金協力施設案件の実施環境にかかる基礎研究意見交換会

1. 日時・場所：2009年2月18日（火）14：00～15：30 OCAJI 会議室

2. 主たる出席者

OCAJI メンバー

山下 高司	(株) 鴻池組 海外事業部営業部長
岩田 文吾	(株) 鴻池組 海外事業部営業部部長
大槻 正明	清水建設(株) 海外土木支店営業部長
山下 純一	清水建設(株) 海外土木支店営業部
三瓶 正二	大日本土木(株) 海外支店営業部長
中村 勝彦	大日本土木(株) 海外支店工事部

OCAJI 事務局

中山 隆	常務理事
油谷 勤	国際企画部長
田下 泰人	国際企画部副部長
鈴木 恵	国際企画部課長
入江 寛子	国際企画部

JICA

中村 明	経済基盤開発部次長	(中途参加)
西宮 宣昭	経済基盤開発部審議役	
金縄 知樹	資金協力支援部設計・積算審査室	
室岡 直道	経済基盤開発部 都市・地域開発グループ	都市・地域開発第二課
下村 則夫	(株) 福永設計コンサルタント部	部長
小林 正明	(株) 福永設計設計部	
深田 裕也	(株) 福永設計設計部	
桑原 準	(財) 国際開発センター	

3. 内容：

西宮：調査にいたるまでの経緯・今日の会議の主旨に関する説明がなされた。

アフリカでの援助を増やすにあたって、援助を停止していた紛争終結国で無償案件を再開・実施することが望まれている。また、入札不調に終わる案件が増えているにあたって、これまで中止していた国での実施は、環境が厳しいものと想像されており、これを改善することも必要である。特にコンゴでは、上水道案件の形成が進んでおり、今後実施していきたいと思っている。今回はコンゴ・スーダン(南)等を主な対象として、現地での調査を行うこととしている。応札をするにあたって、必要となる環境・調査へのアドバイスについて助言を頂ければお願いしたい。

室岡：現地での調査を行ってくる事項を別紙に示している。調査に関しては特にこれに対して意見を頂ければと思う。

中山：今日参加しているゼネコンでも、スーダン・コンゴ民主共和国とも、ここ10年は施工をした実績がない。スーダンでは1991年に鴻池組による実績があるのみである。またコンゴでは清水建設によるものが20年前の80年代にある。スーダンは国建協のミッションで3年前に調査（清水建設と共同）をしており、報告書がある。道路について無償・有償へつなげる提案を行ったものでもある。これについては、後日データを送付するようにする。

清水：今紹介のあったように、80年代にコンゴ民（旧ザイール）で無償を実施している。上水のプロジェクトで、3期に亘る予定で実施されるものであった。2期目に治安の悪化にともない、機材を全て現地に残して撤収をしている。その頃の知見が企業には残っているとは言い難い程風化しているが、今日のために、退職している当時のプロマネに話を聞いてきた。内容は以下のとおり。

- ・ コンサルタントは三祐と東京設計。
- ・ カウンターパート（レジデソ）の中に工事部門があり、そこを下請けとして発注を行った。
- ・ カウンターパートの工事部門の技術力は高く、また自分たちが建設した施設を運用することもあり、オーナーシップも高かった。結果として外務省の評価も高く、コートジボアール（当時）での案件にも同じ形式での実施を求められた程である。
- ・ 悪質と言えるようなコンプライアンスに係るような要求などもなかった。
- ・ 現地には毒蛇が多くおり、血清もないような状況の中での工事となり大変だった。
- ・ 事故の際に、輸血を受け入れない作業員（または家族）がおり、亡くなられたのが残念だった。
- ・ マラリアの薬も継続して飲んでいた為に副作用も強く大変だった。
- ・ 重機のスペアパーツを、ヨーロッパから空輸せざるを得ず、損料のみしか計上されていなかったこともあり、損失もあった。

清水：重機に関しては、損料のみでの操業は厳しいものがある。

また、紛争終結国における事業であれば、不可抗力の事項に関する予算措置が必要であろう。ルワンダで中学校建設した際に、引渡後に紛争になり、重機等を残して撤収したことがある。紛争中はゲリラの拠点として使われ、紛争後は廃墟になっていた。不可抗力に関する条項が契約に含まれていたため、それに沿って請求をすることとしたが、E/Nによる支払は不可能であった。2KRの見返り資金が残っているという話だったので、それでの支払を求めたが、帳簿上は残

っていたものの、実際は使われてしまって、支払を得られなかったことがある。しかしながら、契約に不可抗力条項があり、支払を受ける権利があるということを確認できたとのことの意義はあったと思っている。

新しく、地域・国に再度入って行くという判断を会社で下すのは重大な決断である。1 案件だけでは判断できない事項である。5 年に一度 5 億円程度の案件が出てくる程度なのか、もう少し金額が高く頻度が高く案件が出てくるのか、そのようなマーケットとしての見込みも必要である。

スーダンでは東京設計が緊急開発調査で、アーバン利根さんがされたのは JICA の案件なのでよくご存知かと思う。また、ノンプロ無償も実施している。

大日本土木：ノンプロ無償については、一般無償に比較しても、予算確保や安全確保に対する費用に関する考えも柔軟で、実施しやすい。

鴻池：例えばジュバで建設案件を行うのであれば、資機材がウガンダ・ケニアルートで入ってくるのか、アクセス等も大きな問題であろう。調査段階では、「可能」とされていても、大きな建設資材と小さなものであれば、通関等のシステムも異なっていることもある。調査を行うのであれば、複数ルートの可能性、どのルートを使ったのか、想定するものは何だったのか等の情報も必要である。当然、乾季と雨季では、異なってくる。このような情報を集めてきて欲しい。

清水：案件を実施した際には、そのようなノウハウが各々のゼネコンにあり、それらが技術力の違いであった。残念ながら支援を行っていない国では、このようなノウハウを持っている企業は存在しない。今回このような調査を実施するのであれば、情報を開示して欲しい。知らない地域での案件に入札に応じるのは、中々難しい判断である。無償の案件の公示がされて、入札までの 45 日間に、コンサルタントが作成した積算で実施できるのかを企業が再度確認をしなければならない。支店や事務所がないアフリカの国・地域でこれらを 45 日間（入札期間）で行うのは現実的に不可能である。

鴻池：設計変更を行ってから、半年立っても承認がおりていないものがある。現実的には 3 月までに工事を完成しなければならないので、変更を前提に工事を進めている。もっと柔軟な姿勢で取組んでもらわないと、実施できない。調査期間も限られ、自然条件も詳細に関する調査を行わないで設計をしている案件では、変更があるのは当然であり、それを元請だけのリスクとして、実施していることに問題がある。また、免税については、調査を行っているコンサルタントが全ての流れを理解していない場合がある。支払を行わないで済むものであれば、手続きに要する時間のみが課題である。しかし、支払を行って還付される形式のものについては、還付までの期間が長ければ、回収できない場合がある。免税に関しては、免税方式・手続きにかかる期間・フロー等について、全てを把握してから、価格への転嫁を考えないと、リスクがゼネコンにきてしまう。免税になるものについての負担をするのは不相当だと思う。

大日本土木：法人登録及び建設業登録の有無、要する手続き、期間についても調べて欲しい。調達に関しては、価格だけではなく、流通量に関しても調査が必要である。エリトリアでは、ディーゼルの値段は確かに調査通りだったが、量を確保する為には結局自分たちで海外から調達するしか手段がなかったことがある。シエラレオネではヨーロッパからの航空便での通関だけに一ヶ月半を有したこともある。

現地の試験場に機器があることは調査により示してあったが、スペアパーツがなく、稼働して

いないことがあった。それについても、負担をしなければ、工事が進まなかったことがある。

第3国からエンジニアを呼ぶのについても、当初はE/Nに関する事項であるから、認めていたものの、数が増えてくると応じなくなることもある。

清水：かつてのザイルでは、大使自らにカラーテレビ等を要求されたことがある（時効であるが、応じなかったが）。

鴻池：世銀ではVATを含んで契約している例がある。そちらの方が、合理的である。もしくは、JICA事務所は、プロジェクト後も残っているのだから、支払・還付ともJICA事務所が行う方が確実であろう。

清水：今回のこのような調査の重要性はある。しかしながら、1週間程度では収集できる情報も限られている。調査項目については、それほど技術的な専門性が高くなく、難しくないものも多い。JICA事務所が現地にあるのであれば、そこで継続的に情報を収集するようにしてもらいたい。昨年10月より、国際協力機構の実施体制も変わっていて、権限に関するものも変わってきているのであるから、できることはどんどん実施して行くべきであろう。

大日本：アフガンでは、一般無償とノンプロ無償があるが、安全確保に関する予算の考え方が大きく異なっている。積算形式がランプサムとCost+Feeと異なっていることもあるが、JICSは安全対策費を認めてくれるが、JICAは認めてくれない。

OCAJI：相手政府の主な負担事項として、免税と用地確保があるが、現在は予算の執行を急ぐ側面があり、中々この実施を待ってられない側面がある。これらの実施がされていないまま工事を発注し急ぐよりは、待つという手段もないのか？

OCAJIではアフリカ研究会も実施しており、色々勉強をしている。是非是非今度は参加をして欲しい。

清水：かつては、アフリカに商社の事務所もあったが、現在は無償を扱っている事務所はない。商社はゼネコンにとって、良い側面と悪い側面があるが、現地に関する情報を得られるという面では、プラスの側面があった。現在では、入札の45日間で予算の精査ができることが入札に応じる条件であるが、日本からアフリカへ要員を派遣して、精査をするのは無理である。例えば、45日間で90日間になったとしても、他の要素（地域での今後の案件増加傾向などのマーケットの状況）がないと難しいと思う。

金縄：精度の高い調査を行って、積算を行えば、応札して頂ける環境をつくることができると考えていたが、今回の話を聞いていると、それだけではなさそうな印象を受けるが、どうであろうか？

清水：企業の中には、日本のODAを受注して、貢献して行こうというマインドを持っている人は多い。このような状況は鴻池さん・大日本土木さんも同様だと思う。しかしながら、企業としては、リスクが見えない上に負担が大きい現在の状況では、応じないという決断をせざるを得ない場合が多い。

OCAJI：色々問題点を指摘してきたが、現在の体制では無理なのではないかと思う。機材の調達と違って、特に土木は自然を相手に現地にローカライズしたものを建設するものである。限られた調査・設計で行ったものを、よりよいものにしていくことは、当然でてくるプロセスであり、設計変更を認めないという現状のシステムには問題がある。

清水：コンサルタントの設計にも案件によって質的な差があって、参考図程度のものしか作成していないものあれば、ある程度の精度を保った設計を行っているものもある。しかしながら、限ら

れた期間で行う調査では、まだ条件を確定しきれていない。例えば、構造物を建設する際の土質の条件は、価格や工期を左右する工法や方式を定める重要な事項であるのに係らず、ボーリング等の調査ができていないものがある。コンサルタントの能力というよりは、設計期間や資源による制約が大きいものが大きいと思われる。もう少し調査・設計に時間をかけないと、精度は高くない。

OCAJI：色々要望を言っているが、コンサルタントの業務も競争で、価格競争の要素が高くなっているのなら、調査にかかる時間・費用をかけられない事情も発生するであろう。このあたりは、ECFAも含めて話をしていかないと包括的な解決にはならないであろう。

鴻池：どこかでパイロットケースや特例国と認めて、これまで指摘した事項を適用しながら、実績をつくっていったらよいのではないかと？いずれにせよ、よりダイナミックな方法の変更が求められている。

西宮：先ほどアフガンの話がでたが、アフガンはより政治的な事情があって特別である。JICAもコミュニティ開発無償の導入等、以前に比較すると、柔軟になってきているところもあるが、これらの指摘を受けて、全てを同時に行うのは無理である。このような調査を行いながら修正するとともに、それと同時に事業も同時並行的に進めていかないといけない。

OCAJI：今回の調査の項目を見ると、非常に多くの項目を短期で調べることになっている。行政能力を図るなどの調査は実施が難しいのではないかと？

鴻池：全て工事実施を行うには重要な情報であるが、優先順位をつけて行えばよいのではないかと。例えば、施工業者の能力等は、我々が行った際に分かる情報である。Bond制度、建設業登録、法人登録、行政関係の手続き等については重点をおいて調査をしてきて欲しい。

福永：スーダンでは世銀案件を中国業者が多く落札している。これらの企業と会って情報を収集する必要があるか？つまりは下請として利用する可能性はあるか？

清水：アフリカで下請に利用した実績はあるし、円借款案件では受注をしているものの、無償の仕組みの中での条件でのパフォーマンスは分からない。

鴻池：直感的には下請けで依頼する可能性は少ないと思う。FIDIC準拠で行われる下請け契約だと思うので、リスクを元請けがとらなければならない。中国企業が無償の仕組みでの仕事を引き受けてくれるかは相当疑問である。

福永：南アフリカの製品はコンゴにも多く入っている。この業者を使う可能性についてはどのように考えるか？

清水：コンゴ民では、ベルギーが宗主国であったので、よりフランス語系の企業の可能性が高いのではないかと。単位系などが異なっていると、

鴻池：確かにザンビア・マラウィ・モロッコでは、南アフリカの建設業者と契約をして業務を実施したことがある。いずれもライセンス精算・施工の案件である。材料は確かに南アフリカ産のものを使うことは多くなっている。

金縄：銀行口座についてはどのように考えるか？

鴻池：企業登録を行うことにより、銀行口座が開設できるのであれば、当然それを利用する。銀行口座のない建設事業はありえない。かつては、個人名義の口座で事業を行うこともあったが、昨今のコンプライアンス事情ではそれは許されなくなっている。

大日本：企業登録を行うことにより、ローカルで雇用する人々の社会保険や税務に係ることができる。

一般的には税務登録<企業登録<建設業登録の順にハードルがあるが、これらの税務登録ができるのが最低限に望まれる基準である。現地に訪問してから、この時間も要するし、その間には着工はできないので、本来的には工期に含んで欲しい事項である。調査では企業登録・建設業登録に係る時間と費用等も調べて欲しい。

金縄：建設保険についてはどのように考えるか？また、その他の保険加入の加入状況はどうか？

清水：建設保険に入らないで行う事業はありえない。基本的に保険は事業を行う国毎に管轄があるものである。従って、事業を実施する国で加入する（もしくは再保険を行う）のが基本であるが、現在の契約書には「日本での保険も可能」と、書かれているので、それを元に日本で各社がかりつけの保険会社に依頼して、引き受けてもらっているという状況である。単独で引き受けてくれている保険会社はなく、信用で引き受けてくれているものである。戦争保険・現金保険もそれ程高いものではないので、必要であれば、付与して運営している。

中村：協力準備調査ガイドラインでは積み上げ方式も可能になってきている。

OCAJI：危険に係る費用の積上げはできるのか？

金縄：共通仮設費は比率のもので、積みあげでは行えない。

OCAJI：事業損失防止費等を含めることはできるのか？

金縄：用地と同じなので、先方政府の負担事項であり、項目に含むことはできない。

中山：では時間が来たので閉会としたい。OCAJI ではアフリカ研究会・無償研究会も行っているので、今度は JICA も招待したい。このように意見交換ができることは好ましいことである。

添付：打ち合せ資料

以上

平成 21 年 2 月 18 日

アフリカにおける無償資金協力施設案件の実施環境にかかる
基礎調査について

JICA 経済基盤開発部

昨年 5 月の TICADIV 横浜宣言、同 7 月の洞爺湖サミットにおいて、アフリカ支援強化の方向性が各国首脳により確認され、アフリカを重視した援助方針は今後も継続されることが予想されています。我が国無償資金協力においてもアフリカのシェアは年々増加してきているところですが、今後、他の地域以上に施工・調達状況が厳しい、コンゴ(民)、スーダン、ブルンジ、リベリア、シエラレオネ、中央アフリカ等の紛争終結国についても、支援再開、事業の展開が必要になっています。

このような状況から、JICA は、アフリカにおける紛争終結国及び近年事業実績がない国等において無償資金協力施設案件の協力準備調査を実施するにあたり、事前に当該国における無償資金協力施設案件の事業環境を調査し、事業成立に求められる要件について提言を取りまとめ、協力準備調査を実施するコンサルタントへの業務指示書に反映させることを検討しています。

本件調査につきましては、昨年、海外建設協会加盟各社より指摘された問題点をふまえて実施することが必要と考えており、具体的な調査につきましては、昨年実施されたアンケート調査の結果に基づき、別紙「調査事項」に沿って実施することを予定しています。

つきましては、「調査事項」につき、ご意見、ご要望を頂ければ幸いです。

なお、調査結果につきましては、取りまとめが終了する 6 月頃を目処に改めてご報告申し上げます。

1. 現地調査対象国 コンゴ(民)及びスーダン

2. 調査全体日程 2008 年 2 月中旬～同 5 月中旬

現地調査 3 月 7 日～4 月 15 日

3. 調査団

総括	西宮宣昭 JICA 経済基盤開発部審議役
調査計画	金縄知樹 JICA 資金協力支援部設計・積算審査室
無償実施環境調査	下村則夫 (株)福永設計
調達事情調査	小林正明 (株)福永設計
通訳	平松直子

4. 調査事項 別紙

アフリカにおける無償資金協力施設案件の実施環境にかかわる基礎研究

調査事項

調査項目	調査内容	関連事項	調査相手					
			相手国 省庁担当	他ドナー	現地コン サルタント	現 地 建 設 業 者	現 地 イ ン フ ラ ス トラ ク チ ア ー	そ の 他
(1) 行政関係	1 相手国の行政能力、効率性 2 先方負担事項の履行能力等 3 税制、免税—中央政府、州政府 4 通関—制度、手続き、所要時間等 5 発注/調達方法 6 工事にかかわる許認可制度 7 現地担保制度 8 現地雇用にかかわる社会保障制度 9 環境社会配慮等 10 外国送金等金融制度の実態 11 第三国コントラクター、労働者の労働許可/入国許可 12 会社登録・建設業登録の要否	設計審査 公共建物10年保障等 認証機関 労働基準監督署 公害 立ち退き、希少動植物の有無とその所在地域	●	●	●	●	●	●
(2) 安全対策	1 治安状況 2 問題点 対策 所要経費等 1 計画・設計において準拠すべき法律、法令等 2 事業実施期間 施工期間 3 公的な歩係り 公共事業における材工単価 4 国内(外)輸送状況 輸送手段、ルート、コスト 5 電気、給水調達状況 6 一般工事環境—骨材・土採掘地、廃土処分地等 7 当該国において計画、設計、積算において配慮すべき特殊事情	登録にかかわる時間、費用 地雷・不発弾未処理地域 大使館 JICAからの支援 設計基準 M/M算定	●	●	●	●	●	●
(3) 計画・基本設計・詳細設計	1 能力・信頼性・価格・受注実績 2 見積の信頼性 3 トラブル事例 1 当初設計で予測していない事態への対応 2 各種保険(工事保険) 1 能力、企業規模 信頼性、品質、工程管理、実績 カテゴリー区分 2 見積の信頼性 3 標準的な契約方式 4 熟練工/労働者の調達、技術レベル、賃金 5 ・トラブル事例 1 現地での調達可能性-品目、数量、品質、価格、価格動向 2 第三国調達の必要性、可能性 1 現地での商(ビジネス)慣行、その他本邦企業が事業を行う上で留意すべき事項等 2 日本で受けられる金融/保険サービスの有無、内容 3 現地での銀行口座開設に必要な要件 4 他ドナーのプロジェクトの契約形態	技術者の質、数 保有機材の質、数 設計変更 契約変更 予備費 付保規制の有無、規制の内容、例外 技術者の質、数 保有機材の質、数	●	●	●	●	●	●
(4) 現地コンサルタント 測量・地質・水質検査等			●	●	●	●	●	●
(5) 施工段階			●	●	●	●	●	●
(6) 現地施工業者			●	●	●	●	●	●
(7) 建設資機材等			●	●	●	●	●	●
(8) その他			●	●	●	●	●	●

議題:アフリカにおける無償資金協力施設案件の実施環境にかかる基礎研究
外務省報告会

日時: 2009年6月30日 16:00~17:00

於: JICA 経済基盤開発部 会議室

外務省 J: 無償・技術協力課 吉川事務官

東京設計: 武智、佃、伊計

福永設計: 下村、深田、他1名

JICA : 資金協力支援部 永井副室長、宮田参事役、金縄

経済基盤開発部 西宮審議役、畝審議役、菅野課長、室岡

福永設計: 下村、深田、他1名

1. 報告要旨

添付の報告会資料(報告書の要約案)に基づき、西宮審議役から報告、金縄職員から補足説明を行った。主要な点は以下の通り。

- ・コンゴ民、スーダンともに、相手国に資金を渡して事業を実施しているドナーはない。
- ・両国とも物価が高い。特にスーダンは内陸国で輸送路もモンバサ、ウガンダ経由にほぼ限定されていることもあり事業コストに大きく影響する。
- ・コンゴ民においては不透明なリスク(汚職、治安の悪化による中断等)がある。世銀のレポートでコンゴ民はビジネスのやりにくさ(手続き、許認可に必要なプロセス、日数、費用等)で数年間世界ワースト1にランキングされている。
- ・コンゴ民のゼネコンは比較的しっかりしている(信頼できるかどうかは別)。スーダンではケニア、ウガンダ等のゼネコンが入っている。現地ワーカーの質は、特にスーダンにおいて著しく低い。
- ・両国とも関税は免除で対応可能。内国税は、徴税システムが機能しているものについては免税、そうでないものについては無税とみなして対応することが肝要。
- ・本体に係るコンサルタント、ゼネコンは、先方政府との私契約となるため、関係者に公用旅券を発給できない。一般旅券で出入国及び現地滞在することに伴うリスク(免税申請時の嫌がらせ、現金持込/所持等)が無視できない。
- ・以上を踏まえ、現行の制度内で JICA が出来る対応は行っていく。外務省に対しては、現地における手続き等でスタックした場合に先方への働きかけ等で支援いただくこと、先方負担事項を妥当と認められる場合は日本側工事に含めること、入札以降の設計変更や中断リスクや等を考慮して予備費を認めていただくこと、コンサルタント/ゼネコンで常駐する関係者への公用旅券発給を検討いただくことをお願いしたい。

2. 意見交換

- ・公用旅券はハードルが高そうである。前例があるか確認する必要があるとともに、別の対応も検討する必要がある。
- ・予備費については現在コンゴ民で進捗中の2案件で個別に相談していきたい。

・JICA、在外公館の支援については従来行っているものと理解。今回の提言は、従来以上にとのことだが、システマティックにどのようにやっていくのかについては別途検討が必要(以上、外務省)。

3. 今後のスケジュール

7月8日(水)午後にOCAJI報告予定

配布資料:報告書要約案

以上

議題:アフリカにおける無償資金協力施設案件の実施環境にかかる基礎研究
社団法人海外建設協会(OCAJI) 報告会

日時: 2009年7月8日 14:00~15:40

於:OCAJI 会議室

OCAJI:別添の「JICA 無償関連説明会(OCAJI 作成)」参照

福永設計:下村

JICA :資金協力支援部 永井副室長、宮田参事役、金縄
経済基盤開発部 西宮審議役、川原参事役、室岡

1. 報告要旨

添付の報告会資料(報告書要約及び関連資料)における提言の要旨について西宮審議役から説明を行った。その後、資金協力支援部の永井副室長、宮田参事役から、添付資料の「平和構築・復興支援国における無償資金協力案件事業費積算に係る付加的経費の計上について」に基づき補足説明を行い質疑応答に入った。

2. 質疑応答

・DRGには送金したお金を引き出すのに手数料として10%を取られるとのこと。これは経費で見てもらえないと厳しい。現金持込に対して保険に係るにしても全てを持ち込むわけには行かない。(大日本土木 三瓶)

⇒DRGのコントラクターは国外に複数の口座を持っていることが普通。それらとのやり取りは国外送金で対応可能。しかし、現地で直接支払うことが必要な経費は持ち込まざるを得ない。持ち込み制限はスーダン、DRGともない。また、手数料について事業費で見るとは現段階ではいえない。(下村、永井)

・会社登録が必要な場合、その手続きに要する期間を工期でもらえるのか。登録しないと免税番号をもらえない国もある。現地人の雇用をした場合、withholding tax(源泉徴収税)の免税等はどうなるか。個別案件での対応ではなく全案件共通の方針を示してほしい。(鴻池 岩田)

⇒基本的に両国ともに会社登録の必要はない。免税番号、雇用した現地人への免税等については調査する予定だったが、調査をしていると当局に目を付けられて本件だけでなく他の件/関係者が何かと面倒なことに巻き込まれる可能性もあったので現地関係者から調査をあまりしないでほしいとの要望もあった。(下村)

・コンサルタントに対し、JICAの取り組みはHPで知らせているが、無償本体の個別の案件でどのような制度上の運用を認めているかを直接契約関係にないゼネコン各社にどうやって知らせようか、考えている。施主が相手国政府にもかかわらず、公に現地の状況とそれへの対応のための安全対策費、技術費増等を明記すると心象を悪くする等の意見がある。知恵があればご教示願う。(宮田)

⇒有償資金協力のように、入札図書に条件書をつけることは可能では。(大成建設 浅香)

⇒PQに日本語で書き、入札説明会で補足の説明することは一案。(大日本土木 三瓶)

・国内の仕事でも、当初予期せぬことが発生し設計変更をする場合がある。政治体制が不安定な国では政令、法令が変わる場合がある等不透明なリスクはより大きい。そういった予期せぬことへの対応には予備費は必要。(大成 浅香)

・JICA のコンサルタント積算マニュアルでは類似事項の調査を 10 項目程度義務付けているが DRG やスーダンでは無理ではないか危惧する。予備費あるいは追加 E/N が難しいのであれば、年度を越えて残余金を活用することも考えられないか。また、アフリカ共通に設定している歩掛りを当該国の実情に合う形で反映してほしい。(鹿島 内藤)

・安全対策費については必要数、人数、期間、箇所等十分に考慮してほしい。(大日本土木 三瓶/大成 浅香)

⇒本日説明した内容は、現段階で JICA が出来ること。歩掛りについては検討中。予備費等は従来同様認めていただくように外務省に検討を依頼する。不確定なリスクは積み上げられないので予備費は必要と認識している。(永井)

・2 つお願いがある。このような難しい国では、入札図書の準備期間を現行の 45 日から 3 ヶ月程度に延ばしてほしい。また、入札図書を踏まえてゼネコン各社は数量を拾うことになるが、できれば入札図書に数量を示してほしい。コンサルタントは嫌がるだろうが図書作成期間の短縮につながる。(OCAJI 中山)

⇒検討する。(永井/西宮)

3. 今後のスケジュール

7 月中に報告書の最終化を行う。

添付資料:

- ① プロジェクト研究報告書案
- ② 平和構築・復興支援国における無償資金協力案件事業費積算に係る付加的経費の計上について
- ③ 付加的経費対照表
- ④ 平和構築・復興支援案件に関する安全対策にかかる経費の取扱いについて

以上

社団法人海外建設協会からのプロジェクト研究及び現地調査項目に関する意見

(1) 行政関係

a. 相手国政府の行政組織

b. 税制・免税

どこの国でも担当機関と税務機関の意思疎通が悪く、免税が充分に行われていません。税制・免税については調査でなく、相手側関係機関への強固な「免税」申し入れを行って欲しい。

また、契約書には具体的な免税項目の列挙が肝要（例えば VAT）。

c. 発注、調達方法

相手国契約当事者が時々実施機関（Implement Agency）の公社、局になる事があるが、上位の省レベルにすべきである。

d. 瑕疵担保制度

無償工事では通常 1 年間はメンテナンス期間があり、期間中は Contractor の責任ですが、それ以降の責任はありません。

瑕疵担保制度を調査する目的は。

e. 建設業登録の要否

無償工事で日本の Contractor が工事を実施しますが、現地での建設業登録は要求されていません。なぜこの項目を調査するのですか。

(2) 安全対策

■紛争締結国について、治安状況の十分な見極めがなされた上で、施設案件が形成されているか疑問。

■地雷・不発弾未処理地域の明示。

(3) 計画・基本設計・詳細設計

公的な歩係り 公共事業における材工単価

歩掛り、材工単価は、施工条件、施工場所、気象条件などを詳細に調査することが必要です。

① 単発調査の限界

- ・ 治安面、政治的な動きもさることながら、建設市場が回復しており現地建

設企業の活動が行われているかどうかは現地日本大使館、JICA駐在者が継続して調査報告すべきことと思います。短期間での調査結果ではデータとしても、判断としても往々にして間違えることが弊社の現地調査等でも見受けられます。

② 安全対策費用

- ・ 通常は無償供与国以上にリスクが高い事から、施工会社としては取り組み判断のハードルが高くなる事は当然であり、最低条件として、安全対策費用の予算措置がなされていなければ、取り組みは出来ません。
- ・ 費用を積み上げて予算措置することがひとつの方法であり、積算根拠の算定が困難である場合は、安全対策の実費費用、工事中断時等の追加費用、工期の延長等の費用に対する負担者、査定方法等を契約に明確に織り込むことが必要です。

③ 情報の公開

- ・ 今回調査国の直近の情報は施工会社側でも非常に乏しい状態です。従って通常資格審査、入札公示の手続きが為されても、施工会社としては取り組み判断できずに応札者が現れない可能性が十分にあります。
- ・ 応札の可否判断を民間施工会社自身が独自に事前調査のうえ、彼らの自由な企業判断にゆだねる事は極めて当然なやり方ではありますが、最初からアフリカの紛争集結国に対し興味を持って、リスクが高く情報が限られた案件であるにも拘らず取り組む企業が果たしてあるかどうか疑問です。
- ・ 基礎調査以降の準備調査内容に関しても情報公開していただき、少しでも参加できる環境とすることは重要と思います。

④ 応札期間

- ・ 通常は無償工事の見積期間は約45日間ありますが、これは施工経験のある国においても現実には非常にタイトであり、十分な見積検討が困難です。
- ・ 特に昨今の設計図書の不備、完成度の低さをすべて応札時点で洗い出し、質疑で確認のうえコストに織り込むことは殆ど不可能といえます。
- ・ 紛争終結国においてはサブコン、資機材調達、輸送、通関その他コストに直接影響する情報がないために、45日間の見積期間では応札に耐える見積もりは完成できません。
- ・ 通常は無償工事見積も同様ですが、最低45日の2倍、90日間の見積期間がなければ応札は不可能と考えます。

⑤ 物価上昇

- ・ 過去1～2年の鋼材等の異常な高騰、或いは現在の経済危機による影響等によるコスト面でのしわ寄せについて、なんら契約上の対応は考慮されておらず、すべての費用負担は施工者側が負っております。
- ・ 国際契約約款でもエスカレーション条項のない場合は応札は行いません。無償工事であることから無理やり取り組みをしてまいりましたが、今後は一切エスカレーション条項がない契約に対しては取り組みを行えない状態です。
- ・ 紛争終結国においては、経済活動が正常化するまでには時間がかかるのが普通であり、物価変動に対する事業費積算による予算化、或いは施行中の異常な物価高騰に対する契約による救済は、きちんと対応いただく必要があります。

⑥ 相手国の責任について

- ・ 紛争解決国に限りませんが、E Nで合意された土地収用、移設、撤去等の相手国工事、さらには税金通関等の便宜の供与が実際には実行されていない事例が非常に多く、本工事の工期内完成の為に施工者が費用負担して実施する結果となっております。
- ・ 相手国の混乱が完全に収束していない国においては、そのリスクは通常よりも高いと判断されます。
- ・ 施工側も相手国の責任による土地等の引渡し完了していない場合は、今後はクレームの対象とし、工事着手指示があったとしてもそれに従うことは出来ませんので、工事のスムーズな進捗の為に新JICAの現地責任者の決済と解決の為に判断が非常に重要となります。
- ・ 従いまして今回調査におかれては、どのような具体的な相手国側責任が予測されるか、仮にそれが守られなかった場合の、着工の遅れ、工期の延長、コストの配慮等に対する相手国認識の確認が必要と思われまます。
- ・ さらに協力準備調査期間中にはそれらに対する対策や、場合によっては工法等の変更の可能性まできちんと検討し計画することをお願いします。
- ・ 現状では相手国責任を果たされなければ、事故扱い等の対策しかとられておりませんが、この問題は無償工事で見かけないことは少ないのであって、その対策が検討されていない、或いは相手国に対しやらせられないのは日本政府側にも責任があるといわざるを得ません。
- ・ コンゴの浄水場は予備調査報告書によれば用地の取得が不完了となっております。用地が確保されるまでPQ公示を留保するのも一案かと思えます。

⑦ 資機材調達

- ・ 特に事業費積算の際に良く見受けられますが、単価等調査が表面的な結果となり、実施工数量、調達の確実性、等の検討が表面的であり、採用単価が実際には役にたたないいい加減な資料と情報になっていることがあります。
- ・ 確実性の重み付けが為された資機材調達及び価格調査を実施いただくようお願いいたします。

(4) その他

- 希少動植物の有無とその予想所在地域

JICA 事前調査～入札段階タスクフォースへの意見収集（2008/3/7）

（意見交換のための具体的論点リストより）

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
A 社			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

F/S、B/D、D/D と進むたびに調査が詳細、具体的になり正確性が増すため事業費は増大していくはずですが。例えば、F/S では道路工事の場合 1 キロメートル当たり、浄水場の場合 1 日当たりの処理水の量、また建物ならば 1 平方メートル当たりの平均的な単価から全体を概算しています。これが B/D、D/D では F/S よりも詳細な図面と仕様書が出来上がり、物量が明確になってきます。それに伴い F/S では考慮されなかった間接工事と直接工事が増大してきます。結果として F/S 時よりコストが上昇することになります。

しかしながら、ほとんどのプロジェクトは F/S あるいは予備調査の段階での事業費に拘束されたものになっています。

設計概念の変更がないのに最初の段階で決まった事業費に収めようとするならば、設計、積算の正確性は失われます。入札不調が増えた原因の一つがこのような無理な計画から来ていると考えます。

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄：

上記事項は事前にコントラクターが予測し、コストに反映することが不可能なものです。無理にリスクとして入札価格に織り込めば当然高いものとなります。また、定量化して積算出来る内容ではありません

コントラクター側の責任に拠らない上記事項に関わる費用と工程をコントラクターに押し付ける現行の契約形態は改善されるべきです。

2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案

ご意見欄：

従って、上記事項が発生した場合、予備費として必要に応じて支出出来るシステムが必要です。

物価に関して有償工事では通常 "Price Adjustment Clause" があり、物価上昇を調整しています。長期に渡る無償工事には適用して頂きたい条項です。

<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>3 契約方式について</p>
<p>1) ランプサム方式、BQ方式</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>プロジェクトの種類によりますが、一般的な土木・建築工事はBQ方式が適切です。ランプサム方式は、コントラクターが価格、工期、品質の全てについて責任を負う契約であり、設計・施工に向けた方式です。一般プロジェクト無償の場合、設計変更・数量変更などは当然の如く発生します。</p> <p>設計変更・数量変更で契約金額を修正する場合、BQ方式であれば公正な変更が可能であり、関係者が納得し易いシステムです。</p> <p>設計変更・数量変更があってもランプサム契約であるから、あるいは予算がないからという一方的な理由でコントラクターに負担を押し付ける現行の片務契約は修正されるべきです。</p>
<p>2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任など上記事項に対処する最良の方法は有償工事で実施している、BQ方式とFIDICの採用です。</p>
<p>3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>4 施工段階の設計変更について</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>5 積算に関連する事項について</p>
<p>1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど</p>
<p>ご意見欄：</p>

3) 積算方式に対する問題意識、提案

→積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）

ご意見欄：

6 応札動機に必要な要件・環境

ご意見欄：

・ 1 社入札の原因について

1 社入札案件は率直に言って、魅力がないのが原因です。その主な理由は以下のようなものが考えられます。

1. アフリカ、中南米など日本から遠隔地であり、その国の建設工事に関する情報がない。
2. 遠隔地のプロジェクトでありながら契約金額が小さい。
3. 入札期間が短く、情報を収集することが出来ない。
4. 入札期間が短いのにランプサム契約であり、物量を算出する時間がない。

つまり、入札する案件はまず数量を算出しなければなりません。BQ であればその手間が省けますが、ランプサム契約のため数量をコントラクターが自ら算出する必要があります。物量が確定した後、現地で材料・労務・機械の見積もりを徴集し、コストを算出します。しかし、一連の作業を行い、入札書を作成するには入札期間が短すぎる案件が多く見受けられます。

現地で材料・労務・機械の見積もりを徴集し、さらに現地特有のリスクを判断するためには十分な情報網からの信頼性のある情報がなければなりません。しかしながら当社の場合、多くの同業他社も同様な状況ですが、アフリカ・中南米あるいは太平洋諸島など、営業所や作業所などはないため信頼性のある情報を得ることが困難です。

従って、入札に際して情報を取るためには、現地調査に行かなければなりません。遠隔地へ人を派遣し調査を行うには結構な費用が掛かります。その費用を回収し、利益を出すにはある程度の規模、少なくとも 10 億円以上がなければ難しいでしょう。

以上から遠隔地での小規模な無償工事は、リスクだけが存在する魅力のないプロジェクトです。その結果入札に参加するコントラクターがいなくなり、1 社入札が増えているものと考えます。

7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について

ご意見欄：

8 その他関連する事項

→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など

ご意見欄：

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
B社			

<p>1 F/S、B/D、D/Dなどの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など</p> <p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償事業の B/D 時コンサルタンツへの業務指針で現地での見積り取得が実勢単価を取得する様指示していると複数のコンサルタンツから聞いているが、案件の実施は B/D 調査後早くても 1 年後であり、また国債案件の場合長ければ 4 年後の実施となる。 物価上昇分を見込んだ見積り単価を取得また実勢で見積り取得した場合物価上昇計数を現地単価に盛込む等して頂きたい。 ・現状の BD 現地調査期間が短すぎると思われる。短期間で現地一般事情、建設事情、自然条件、サイト調査(地質調査)を実施し基本設計に盛込むのは無理ではないか。 また設計、積算期間も余裕をもたせて欲しい。 来る協力準備調査導入の際には十分な調査期間を設定して欲しい。 ・自然条件、工事環境の特殊性 雨季、厳冬の時期を BD 時点で把握し、工程に反映して欲しい。
--

<p>2 コントラクターのリスクと対処方法について</p> <p>1) コントラクターとしてのリスクの捉え方 →物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など</p> <p>ご意見欄：</p>
<p>2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案</p> <p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コスト変動：工事施工中に急激な為替の変動や物価上昇がある場合は、積極的に追加資金の手当てを考慮して欲しい。 ・コスト変動に対応出来る予備費の計上を実現して欲しい。
<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p> <p>ご意見欄：</p>

3 契約方式について
1) ランプサム方式、BQ 方式
ご意見欄：
2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など
ご意見欄：
3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性
ご意見欄： ・契約形態：OCAJI の事務局より 1 月 18 日に JICA へ業者契約フォームの OCAJI 改定試案を提示しているが、我々からの意見を前向きに検討して頂き、追加・変更を実施して欲しい。
4 施工段階の設計変更について
ご意見欄：
5 積算に関連する事項について
1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般
ご意見欄： ・諸税や社会保険に関して BD 時十分に調査し、積算で計上するか、もしくは契約書で扱いを明記して欲しい。
2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど
ご意見欄：
3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）
ご意見欄：

6 応札動機に必要な要件・環境

ご意見欄：

- ・魅力がある案件内容であること。(案件の大型化、十分な予算確保、コントラクターのリスクに対応出来る日本政府の制度の確立)

7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について

ご意見欄：

8 その他関連する事項

→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など

ご意見欄：

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
C社			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

- ・F/S 調査で一般的に設計、積算を行う事は困難。設計方針、積算方針までであれば可能。B/D で常に問題となる、事業費積算がトランの不適合（積み上げが必要なケースでも単価見積でせざるを得ない）、施工最適時期と E/N 時期がマッチしない（雨季等を施工準備期間に合わせるような配慮がない）、B/D 中のボーリング調査箇所の設定等、の積算・設計方針に関わる事項は F/S 調査時点で明らかにしておくべきであろう。
- ・更に F/S での要請金額の検証結果がその後の B/D 積算の目標額として大きな足枷になり、無理に予算を減らす事になると案件の実施に支障が生じる。

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄：

- ・海外工事においては上記に例示されたリスクは当然考慮せねばならず、予備費等で見積りに含める、或いは条件で規定されるのが普通である。その他にも、入札図書の不備（コンサルタントの調査不足から図示されていない工事がある）、予算不足(E/N 金額が非現実的であれば応札に値しない)、更に工期の検

<p>証等についても応札可否判断材料であると共に施工時のリスクとしてとらえざるを得ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先方負担事項についてはこれまでの経験上、期限どおり（着工前）に行われたためしがない。客先は客先負担工事の内容すら理解していない場合が多く、着工が遅れ工程に大きく影響する場合がある。工程回復の為のアクションは施工者が持ち出しで行うことになる。
<p>2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案</p> <p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に例示された項目は、工事施工中に十分発生し得る内容であり、通常海外工事の契約には必ず規定されている。にも拘らず無償工事請負契約にはその規定がないことが最大の問題である。単に予備費の問題ではない。それなりの規定さえあれば、施工者としては其れを見積金額に置き換える考え方もできる。 ・図面の不備は施工側の予備費として見積もることができず、競争入札のため、不確定な予備費を多く見れば競争力を失う為、適切な予備費を入札金額に入れることもできない。あくまでも、図面に不備があった場合は規定に則り現地の設計変更で対処する仕組みとすべきである。
<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p> <p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無償工事の場合も B/Q 書は入札図書の一部且つ契約書の一部として採用すべき。設計変更、数量変更等の根拠として必要である。 ・入札図書が不十分で、契約書に規定もなく更に事前資格審査が形骸化している無償工事入札に於いて、従来どおり金額のみで施工者を選定しようとするれば、海外施工能力のない施工会社による施工不具合が発生し得る。入札図書、契約、資格審査の本来の意味に立ち戻り、コスト、工期、要求品質が判断できる入札図書であるべき。 ・その為にも現状の 45 日間の見積期間では不足であり、最低でも 60 日は必要である。 ・無償工事の入札図書に工期が規定されない事、更に単年度工事の場合、施工上意味の無い E N 期間が期限とされる事は納得できない。

<p>3 契約方式について</p> <p>1) ランプサム方式、BQ 方式</p> <p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外経験ある施工会社であればどちらの方式でも対応は可能であるが、施工中の手続きを考えると無償工事の場合はランプサム方式の方がやり易いと思われる。 ・但し、ランプサムであっても条件を明確に規定すべきと考える。現地担当者によって意見が違い、施工者の責任範囲をはるかに超える（設計、調査の不備等）追加工事もランプサムとされ、施工者が持ち出しで工事を行っているのが現状。
--

<p>2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記例示規定の内容は FIDIC 等を参考とすれば良いが、無償契約書に欠落しているのは、コンサルタント及び JICA の役割と責任である。 ・日本側都合で慣習的に行われる、契約認証時の手書き修正等は論外であるが、年度末支払いで要求される工期前の精算金手続き締切期限、E/N期限を過ぎた支払いの禁止等は無償契約書に明記すべきでないか。 ・契約書に発注者の責務は明記されているが、土地収用その他の期限を切る必要がある項目は、期限を明記する必要がある。
<p>3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>当然必要と思う。</p>

<p>4 施工段階の設計変更について</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計変更の内容にもよるが、JICA が D/D には責任を持たず、B/D に立ち戻って変更の是非を判断する事自体、それが JICA ルールであれば構わないが、そうであれば D/D 作業段階で問題点を解決させておくべき。施工者は D/D と入札図書のみで拘束されるのであって、B/D との相違については関知しない。 ・施工段階で変更内容の JICA 審査と称し決定に時間を費やすようであると、工期、コストに大きな影響が出てしまい、現状ではすべて施工会社が工期、コストの責を負う仕組みになっている。

<p>5 積算に関連する事項について</p>
<p>1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>施工会社が行う海外工事の見積では、数量と図面、SPEC、コマーシャル条件をすべて検証し、施工計画を検討し現地サブコンから下見積りを取るという作業を毎回行っている。経験ある国であっても、見積時期によって物価は変動し、競争力のあった値段も変化する。単価見積のデータベースと歩掛ですべて対応できるという単純な物ではなく、案件の内容、場所、規模、時期等で毎回異なってくる。</p>
<p>2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮設工事、現場経費等は工事の内容に応じ個別に積み上げる物であるが、JICA 積算がイレギュラーに従えば非現実的な数字になりかねない。内陸国かどうか、道路事情、工種、施工地域、材料の有無によって経費の積み上げ方は大きく異なるはず。 ・プラントを輸入し内陸輸送をかけ、サトまでのアクセス道路を建設してからでないと施工できない工事の場合

合、これを単価と歩掛で積算する事ができるのだろうか？疑問である。

- ・短期間のB/D調査だけでローカルから徴集した単価見積にどれだけの信憑性があるのか、その単価で施工段階に契約しても良いというローカル業者は恐らくどこにもないと思われる。ローカルの施工業者は入札のための見積もりには真剣に対応しない。ましてやB/D調査時の単価見積が採用できるケースはほとんど無い。
- ・元請けが入札するために下請けから見積もりを取るという考え方はアフリカなどの途上国では浸透していないため、まともな協力は得られない。受注し、下請け契約する時に全くの白紙に戻る結果となり、その後同じ単価で他の会社と契約することは現実的に不可能。

3) 積算方式に対する問題意識、提案

→積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）

ご意見欄：

- ・上記 2)の設問にも材料、労務等すべて「単価」という表現があるが、無償工事が出件される国において施工会社とサブコンとの契約は単価契約の国と工種によってはL/S契約が可能な国があろう。通常単価契約はBQ精算を意味する。サブプライム契約にしておきながら、単価で事業費積算する事自体、実態と異なる結果を招くように思うが。
- ・当該国の個別案件について、どのような積算方式をとることが適切かは、F/S調査時点で積算方針として出すのが良いと思う。更に当該国で実績ある日系施工会社からのヒアリング、建設事情調査を重視する事が必要である。
- ・アフリカ諸国では、ローカルの下請け企業に対してはL/S契約は事実上不可能なため、元請はL/S、下請けはBQ契約となり、しかも入札図書にはBQが無いため施工者がBQを作成した上で下請け契約することになる。その間の設計数量と実施数量の増減リスクは元請が被る構図となっている。

6 応札動機に必要な要件・環境

ご意見欄：

- ・3～5億円程度の無償工事に日本人社員を複数名配員する事は、経費的にも限られた人的資源の社内事情からも困難である。
- ・取り組む為には将来に亘り当該国で工事の継続が期待できる等の要因が必要である。
- ・応札可否判断には治安、政情、衛生面等、社員の安全を第一に優先する。更に調達、言語、現地法令、サブコン、等工事消化の為の建設事情を判断する。日系営利企業として取り組めるかどうかは総合判断であるが、予算不足が明らかな場合は断念せざるを得ない。
- ・調査予算と期間が不足している無償工事の場合、更に工期の検証が不十分（乾季、雨季の配慮がなされておらず、着工準備期間が乾季にあたり、貴重な施工期間が雨季となり、年度末竣工が間に合わない）というような問題も多々あり、案件自体には問題がなくともJICA、コンサル等が日本側手続きに時間を費やし、プロジェクト自体を失敗させてしまう事は非常に残念である。

7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について

ご意見欄：

- ・新 JICA は当事者として、及びコンサルタントは発注者・施工者の間にあつて公正な第 3 者として、夫々の役割は、請負契約書に明記し定義される必要がある。
- ・施工者と JICA は契約関係に無い。にもかかわらず、無償工事施工は JICA からの制約を大きく受けている。

実質的に発注者には設計変更等の権限が無く、コンサルタントは設計変更を行う際に JICA の承認を必要としている。発注者は設計変更柔軟に理解してくれる場合があるが、外務省、財務省等本省に説明できない、技術的な内容が理解できず承認が遅れる、B/D との経緯にこだわり決定できない、等の当事者能力不足から、JICA が実質的に設計変更を不可能にしているということを JICA 側はしっかりと認識して欲しい。

8 その他関連する事項

→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など

ご意見欄：

無償の F/S 調査業務はプロジェクト形成段階に位置付けられているが、要請主義そのものについてまで言及はしていない。要請ありきの F/S であり案件形成である。

案件形成が過去どのように行われてきたか、その中で民間が行ってきた活動が現在何故為されなくなったか、という点は真剣に検討する必要がある。民間の行ってきた本来の案件形成を担当する新 JICA としての組織を強化しないと、ますます無償案件は減少の方向に向かうと思われる。

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
D 社			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

- ① 調査に関して；特に、現場調査を行う場合目視出来ないもの（建築の場合は汚水排水給水、それら処理方法等）に対しては、敷設図のみを信用して設計するのではなく、必ず既設路線を数カ所掘削し、目視確認作業などして頂きたい。
- ② 積算：現地業者からの見積もりの信頼性。現地サプライヤーの金額の信憑性。急激な物価上昇への対応など考慮して頂きたい。

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄：

<p>① 入札時の提出金額はL S金額であり、契約もL S契約となる。一方、数量の変動（設計変更や設計図書と現実との相違などが起因）に対する処理はプロジェクト、コンサルタントによりまちまちであり、基本的な考えが見えてこない。</p> <p>② 意志決定の遅延による工事の中断及び手戻り作業に対する対応は非常に難しい。</p>
<p>2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案</p> <p>ご意見欄：</p> <p>① 現在の契約書の形が、有償工事の場合は FIDIC を踏まえた契約内容になっているが、無償の場合は旧態依然とした契約形態になっている。つまり、請負ではなく、請け「まけ」契約でクレームを行う、権利も保障されていない形であり、予備費用を見て貰うなり、クレームを行う事も可能にして頂きたい。</p> <p>② コーディネーター的立場であるコンサルタントと施工上の問題点を事前の打ち合わせで提起しても、なかなか決定に到らず、材料の発注などが遅れ、その結果突貫工事や工期に間に合わないと言う事が発生する。問題点の迅速な解決システムと工期に対する柔軟な対応が必要。</p>
<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p> <p>ご意見欄：</p> <p>設計図書における目視可能な現場の状況については、これまでの事例上施工開始後問題が起きる事はほとんど無いが、目視不能のモノ、すなわち地質・土質及び地下埋設物などについての調査不足が施工開始後問題になることが往々にしてある。最近の契約書では、「請負業者は現地の調査を行い、設計図書と不整合がある場合は質問すべし」等といった文言が見られるが、業者としてボーリング調査を掛けたり、試掘したりする許認可、期間等を掛けられないのが現実である。ましてや、受注予想金額が少額の案件に関しては、事前の経費を掛けられない。</p>

<p>3 契約方式について</p>
<p>1) ランプサム方式、BQ 方式</p> <p>ご意見欄：</p> <p>これまでの無償の契約方式はランプサム方式であり、いろいろな弊害を認識しつつ施工してきたが、基本的にはB Q方式による契約が妥当であると考え。この方式であれば、数量の変更に対してリーズナブルに対応可能である。また、常用単価なども設定すると Contractor も納得しやすい。</p>
<p>2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任とリスクの分担、支払い方法、紛争解決のルール、など</p> <p>ご意見欄：</p> <p>FIDIC に近づける方向で検討すべきと考える。この問題解決のキーとなるのは、</p> <p>① 設計変更に対応する予備費確保と単年度予算の制限への対処、</p> <p>② 発注者（現地政府）と Contractor との公平なリスクの配分確保、</p> <p>である。こうした問題は日本の制度と実際の運用と深く関係しているので、先ずはその問題解決しなければならない。また、コンサルタントの契約マインドの向上も求められる。</p>

<p>3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性</p> <p>ご意見欄： 競争入札をベースとするならそれを前提に、しかも公平中立に作成されている FIDIC に近づけるべきである。その場合、FIDIC の考え方と無償の特殊性とが衝突することはそんなに多くはないと思う。ただ抵触するのは上記①と②である。これらは大きな、しかも中長期の視点からの解決が必要である。しかし、条件書の改善の余地はあると思われる。</p>

<p>4 施工段階の設計変更について</p> <p>ご意見欄： 入札段階で詳細設計完成と仕様書がより完璧なものであれば、施工段階での設計変更も限定されると思われる。あとはその清算ルールを契約条件書に明記すればよい。</p>
--

<p>5 積算に関連する事項について</p>
<p>1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般</p> <p>ご意見欄： コンサルタントの設計、積算能力の向上が求められる。特に、同じ国で何度も同様のコンサルタント業務経験のあるコンサルタントは、彼ら独自の積算記録の蓄積を生かすべきである。</p>
<p>2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど</p> <p>ご意見欄： 工事の種類にもよるが、現地建設業者ではその品質や工期遵守が不可能な国においては、日本人 SV を付けて、直営方式で施工せざるを得ない。その様な場合でも、日系及び第三国 SV 派遣の人数、期間など限定される為、目的に叶った品質を維持することが困難になる場合がある。</p>
<p>3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）</p> <p>ご意見欄： 積算方式の発注者側と受注者側の違いは往々にしてある。これも BQ 方式による清算方式を取り入れれば、入札時の積算・見積方法が異なってもリーズナブルに解決できるのではないかと。</p>

<p>6 応札動機に必要な要件・環境</p> <p>ご意見欄： 現在までに施工経験のある国を主体にしたい（国内事情など熟知していること。施工時に使用した下請けなどが未だ居ること等が理由）。更に、日本人職員を送ってその管理費が捻出できるだけの請負金額が確保出来る案件も選択の条件に考える。</p>
--

7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について

ご意見欄：

おのおの権利と義務は契約書に明記されて、それを各者が粛々と履行してゆけば、問題は発生しないと思う。よって、今後は無償の契約書も片務契約にならない形で締結し、お互いがその責務を果たして行くべきだと思う。これまでの契約書には「JICA」という組織について、一切謳っていなかったが、請負業者が最終的に相談に行くのはJICAであるので、契約書内にその存在を明記してほしいと思う。

8 その他関連する事項

→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など

ご意見欄：

無償援助工事のアンタイト化をほのめかす話もあるが、この制度を保持する方策をして行くべきだと思う。

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
E社			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

優れた（良い）F/S とは、B/D とは、D/D とは、の定義がないため、業者として評価、問題提起が出来ないが、業者からの立場では、施工途上で設計変更が少なく、適正な利益が得られる積算がなされたものが「良い」と言うことになり、その意味での「良い」調査であることを望む。但し、費用対効果の観点から、調査費用に応じた調査内容とならざるを得ないことは、やむを得ないと考える。

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄：

責任の所在によって、また、リスクの内容によって、企業努力で補うべき事項と、補償してもらわねばならない事項に分けられる。しかし、業者の責任でないものは、すべて補償されなければならないという主張は、必ずしも当然とは考えていない。

2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案

ご意見欄：

予備費的なものは、不可欠と考える。他に適当な言葉を思いつかないが、「予備費」という言葉から、

予算化しづらい項目であることは事実。案件ごとの予備費ではなく、必要費用の一環として、年度ごとに予算化するのも一案か。

**3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償）
→施工者としての確認の程度、確認の必要性など**

ご意見欄：

業者の立場から言うと、応札に対して、設計図書及び現地調査をどの程度まで精査するかであって、それは、応札準備費用に係わることになる。この費用は、受注できなければ損失となり、受注の場合は、工事費の経費の一部となる。発注者側が、これら業者の経費をミニマイズ出来るような仕組みを考えてくれないと、応札者の減少につながると考える。

3 契約方式について

1) ランプサム方式、BQ方式

ご意見欄：

どちらも一長一短があり、一概に言えないのだが、建築工事はランプサム、土木工事は BQ 方式が望ましいと考えている。

2) 契約書、契約条件書のあり方など

→当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など

ご意見欄：

現状の無償資金協力における契約書には、細かく定められていない。国際標準約款等を参考にし、無償資金協力の特殊事情を勘案した、無償資金協力標準約款を定めるべきである。案件ごとの特殊条件は、特記条件とする。また、同じ内容であっても、言語による疑義、解釈の違いを排除するため、例えば、英語で契約書を含むすべての書類の言語を統一すべきと考える。

3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性

ご意見欄：

上記により、ひな形を一步進めた、標準約款が必要と考える。

4 施工段階の設計変更について

ご意見欄：

当然、必要だから変更が生じるわけで、変更については契約書に明記し、契約に基づいて実施されるべきと考える。

5 積算に関連する事項について

1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般

ご意見欄：

積算は、ある意味で机上の空論である。積算には、細部の単価において前提条件が必ずあるわけで、

積算においては、その前提条件を明らかにしておくべきであろう。その前提条件が異なれば、自ずから単価も異なるわけで、その前提条件の妥当性を十分吟味されなければならない。

2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性

→市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど

ご意見欄：

海外工事の特殊性は、海外工事に携わる業者として、ある程度は企業努力で補わねばならないものであろう。しかし、企業努力にも限度があり、業者としての企業努力を超えるものについては、施主側、コンサル側も理解し、対応策を共に講じる姿勢が欲しい。例えば、何らかの理由で、資機材或いは労働者の調達が不可能な状況。

3) 積算方式に対する問題意識、提案

→積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）

ご意見欄：

理由は、上記1) に述べているが、業者の積算もある意味で机上の空論の部分があり、官・民で、より適正、適切な積算システムを構築する必要があると考える。

6 応札動機に必要な要件・環境

ご意見欄：

例えば、最近、無償資金協力案件で傾向が見られる、参加資格要件の軽減は、応札動機に必ずしもつながらない。基本設計報告書の早期公表、公示予定の公表など、業者が十分なる時間を持って、案件の内容を検討できるような処置を望むものである。

7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について

ご意見欄：

無償資金協力においては、現在、相手国政府と業者の契約の形態だが、役割分担とその責任分担から、案件ごとに、相手国政府と J I C A が契約し、その契約に基づき、J I C A とコンサルが施工管理契約を、J I C A と業者が建設契約を交わす方が良いのではないかと考える。

8 その他関連する事項

→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など

ご意見欄：

無償資金協力、有償資金協力は、ODAにより実施されている。その観点から、業者としても、単に企業の利益を追求する一手段と見なすべきではないと考える。但し、政府側も日本のODAであるのだから、日本業者優先のシステムを明確にしてくれることが前提となろう。

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
F社			

1 F/S、B/D、D/Dなどの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

コンサルタントによって実施される FS、BD におけるコスト積算はプロジェクト採択、進捗を促進するために、一般的に低めに積算される傾向にある。一方で、最近の材料や燃料等の物価上昇は急激であり、時間の経過とともに、予算金額と実際の入札金額の差は大きくなる傾向にあり、工事入札金額は予定価格を上回ることもある。不足金額を補う処置としてスコープを減らしたり、予算オーバーで再入札になることもある。運良く工事を受注出来ても、物価の上昇が続けば、固定された契約金額では、工事の完成が覚束ないこともある。物価上昇への適切な対応策を導入することは大切な課題である。

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄：

ODA 案件に限らず全ての入札案件において、カントリーリスク、与信、契約内容、工程、施工方法、ロジ等について事前に可能な限りリスクの確認に努めている。国によっては物価上昇対応策として、コストフラクチュエーション項目が SPEC インされていることもある。

2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案

ご意見欄：

ODA 案件についても物価上昇や設計変更に対処可能な予備費の計上が必要である。

3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償）

→施工者としての確認の程度、確認の必要性など

ご意見欄：

施工者として入札図書の設計確認は行うが、あくまで自分達が安全施工を遂行するために行うものであり、入札図書の補完責任を負うものではない。

施工者は設計図面、技術仕様書を信頼してか限られた時間で入札する。従ってその記載内容の責任は設計コンサルタントが負うものである。

3 契約方式について

1) ランプサム方式、BQ 方式

ご意見欄：

ODA 案件は予算縮小の影響を受けて、設計費用も減少傾向にある。BD 時に土質調査等の自然条件調査が十分に行われず、施工時に設計と異なる条件に遭遇することがある。このような場合は、施工数

量も影響を受けることもあり、ランプサム方式は不適であると考えられる。数量が変更になる可能性のある案件は BQ 方式の方が好ましい。

2) 契約書、契約条件書のあり方など

→当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など

ご意見欄：

当初条件から変更することに対応可能な柔軟性を持った契約書が必要

3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性

ご意見欄：

4 施工段階の設計変更について

ご意見欄：

契約時の想定と異なる条件に対応可能な設計変更は必要である。

5 積算に関連する事項について

1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般

ご意見欄：

協力業者：業者が必要な施工能力、資金力を有しているかどうかの見極め

主要資材：主要資材の具体的な使用期間における物価上昇の影響、安定した供給

2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性

→市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど

ご意見欄：

労働市場の規模が限定された地域では、現地の協力業者は見積提出には協力しても、実際に責任を持って施工を完遂出来ない業者も多く、業者の選択肢も限られている。設計コンサルタントはそのような事情を考慮することなく、現地業者から得られた見積金額から予算を作成しているように思われることもある。

3) 積算方式に対する問題意識、提案

→積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）

ご意見欄：

FS、BD におけるコスト積算はプロジェクトの採択、進捗を促進するために、低めに積算される傾向にある。一方で、最近の材料や燃料等の物価上昇は非常に大きくなっており、時間の経過とともに、予定金額と実際の入札金額の差は大きくなる傾向にある。

6 応札動機に必要な要件・環境
ご意見欄：

7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について
ご意見欄： <p>ODA 予算の縮減の影響で設計コンサルタントも入札時に入札価格を削減するため、要員の資格の低減やマンマンス等を削減してコストプロポーザルを作成していると聞く。そのような条件で受注した場合であっても、設計コンサルタントとして責任範囲・義務が軽減されることはなく、その不十分な部分をコントラクターが責任を負うものではない。JICA は相手国政府、コントラクター、コンサルタントの責任範囲を明確に把握することが必要である。問題が発生した場合に、問題の原因、本質を把握し、解決のために誰が本来負担すべきかを的確に判断することが要求される。</p>

8 その他関連する事項 →現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など
ご意見欄：

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
G 社			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など
ご意見欄： <p>無償援助案件での B/D に関して コンサルタントの基本設計調査は概ね1ヶ月であるが、この期間内に基本設計の自然条件調査に始まり本来の課題専門調査、建設事情調査、コスト調査等を十分に調査できる時間的余裕はないのではと考える。</p>

2 コントラクターのリスクと対処方法について
1) コントラクターとしてのリスクの捉え方 →物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など
ご意見欄： ・2006～2007年に掛けてアフリカで無償工事を実施したが、為替（現地通貨）の急激な変動で為替損をこうむった。一旦、受注してしまうと特に現地通貨の急激な下落には何の対処策もない。

<p>・アフリカでの工事は常に政情不安が付きまとう。無償実施国で非常事態宣言が發布され、現場の技術者を急遽日本に避難させた。宣言が解除されたので暫く様子を見ようとしていた矢先に、担当コンサルから現地が落ち着いたので、建設会社独自の判断で早急に現場に戻って欲しいとの連絡を受けた。戻る事についてはJICA並びに外務省は特に関与しないとの事であった。一貫性がない様に思う。</p>
<p>2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案</p>
<p>ご意見欄： <ul style="list-style-type: none"> ・予備費 予備費は是非考慮して欲しい。予備費の使用は突発的な工事中断費用、予想を超えた急激な為替変動また、相手国の急激な経済変動による資材労務の変動等に使用して欲しい。</p>
<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p>
<p>ご意見欄： 幾つかの入札用図面でも食い違いが見られる。自然条件調査の不足から設計図、仕様書の変更が余儀なくされる場合も見られる。必要に応じて変更ができるシステムを構築して欲しい。</p>

<p>3 契約方式について</p>
<p>1) ランプサム方式、BQ方式</p>
<p>ご意見欄： 最近の事業費予算の厳しい状況を考えると B/Q 精算方式でもいいのかとさえ思える。</p>
<p>2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など</p>
<p>ご意見欄： <ul style="list-style-type: none"> ・ 前途金ボンドは前途金に見合う出来高が完了した時点で解除して欲しい。 ・ あるプロジェクトでは瑕疵期間（完成後1年間）にもボンド提出を要求されたが、一般的には無償案件ではこの種のボンドを入れないので、全ての無償案件では瑕疵期間中のボンド提出はしない様にして欲しい。 </p>
<p>3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性</p>
<p>ご意見欄： <ul style="list-style-type: none"> ・ 特にコメント無し。 </p>

<p>4 施工段階の設計変更について</p>
<p>ご意見欄： 迅速、柔軟に対応できる制度が必要である。現状では施工段階での設計変更は結構難しいのが現状である。また現地に合致しない設計も多少行われている様に思う。</p>

5 積算に関連する事項について
1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般 ご意見欄： 事業費予算算出方法は十分に承知していないが、無償資金協力援助が行われている国々では下請経費が単価にONされる。従い、材料+労務+管理費+下請経費が20～30%も加算されるケースがしばしばである。
2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど ご意見欄： 国によっては熟練建設労働者の数が非常に少ない国もある。この場合には一般的に労働者単価も極端に高くなる。また、熟練労働者の調達も難しくなる。しかし、工期には完成させねばならない。この点、コンサルタントには十分に調査をお願いしたい。
3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど） ご意見欄： ・特にコメント無し。
6 応札動機に必要な要件・環境
ご意見欄： ・過去、経験ある国とその周辺国で建設事情を承知している国々での案件応札。
7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICAの役割、責任分担について
ご意見欄： ・発注者の資金不足により発注者負担工事を実行できないケースがある。
8 その他関連する事項
→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など ご意見欄： ・リスクを施工者がかぶる事のない不満の少ないシステムを造って欲しい。

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
H社			

<p>1 F/S、B/D、D/Dなどの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など</p> <p>ご意見欄：</p>
--

<p>2 コントラクターのリスクと対処方法について</p> <p>1) コントラクターとしてのリスクの捉え方 →物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など</p> <p>ご意見欄： 政情不安・治安悪化について 昨年末からのケニヤ、本年のカメルーン、以前にはコートジボワール、ギニア等、今後も工事に遅延、中断、あるいは契約破棄をさえ引き起こす可能性がある事態も考えられる。その場合、すべてこれらに関する費用はコントラクター負担で片付けてよいものか。</p>
<p>2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案</p> <p>ご意見欄： 上記ケースの場合、新 JICA の弾力的費用運用のひとつとして、査定できるものについては追加費用として出すべきではないか。（暴動による施設機材破損復旧費、一時国外対比等）</p>
<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p> <p>ご意見欄： 発注される図面および仕様が日本式のものが大半である。その上、現地の事情を良く理解したものが少ない。地震の無い国に日本などの地震国の構造設計を試みたり、現地の施工能力および現地での入手可能な材料を使ってメンテナンスのことまで考えた図面・仕様にしてもらいたい。</p>

<p>3 契約方式について</p> <p>1) ランプサム方式、BQ方式</p> <p>ご意見欄：</p>
<p>2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など</p> <p>ご意見欄：</p>

3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性
ご意見欄：
4 施工段階の設計変更について
ご意見欄：
5 積算に関連する事項について
1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般
ご意見欄： ①材料費のインフレ、②人件費 UP、③為替の変動、④原油価格 UP による輸送費値上り、⑤作業能力の低さ、常にこれらの項目がついて廻るのが現実である。 これらは積算時に一番に配慮されるべきかと思う。
2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど
ご意見欄： 上記回答に含まれる。
3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）
ご意見欄： 積み上げ方式、ユニットプライス方式にしる、サブコンの経費およびインフレ等の実態を考えて見積りをしないとリスクは全てゼネコンの負担になる。
6 応札動機に必要な要件・環境
ご意見欄：
7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について
ご意見欄：
8 その他関連する事項 →現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など
ご意見欄：

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
I 社（1／5）			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

B/D で概算工事費が決まるため、D/D から入札までの速やかな実施を望む。当該期間の物価上昇により概算工事費が陳腐化してしまう案件がある。最近では、鉄、油等の高騰があり、1期工事を施工しているが、2期工事（来年度発注予定）は予算に入らないのは確実である。

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄：

エスカレーションを回避するために、工事契約後にまとまった材料の発注を行うが、国債案件は特に前払金の額が小さいため（term1の期間を短いため）、キャッシュフローが悪化する。

従い、国債案件も契約金額の40%を前払金として受領できるよう、支払方法の変更を期待する。

2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案

ご意見欄：

予備費については、2通りの運用をお願いしたい。

- ・入札前に、工事の概算予算を見直し足りない場合は、その補填を行う。
- ・また、工事中、工事終了後には、設計変更、エスカレーション等の精算分として使用いただきたい。その際は、現地政府を介さない方式での支払い方法を考慮していただきたい。

3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償）

→施工者としての確認の程度、確認の必要性など

ご意見欄：

3 契約方式について

1) ランプサム方式、BQ方式

ご意見欄：

2) 契約書、契約条件書のあり方など

→当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など

ご意見欄：

大使館、JICA は発注者の責任については、守られていない場合、強くあいて政府へ働きかけをお願いしたい。

3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性
<p>ご意見欄：</p> <p>必要である。</p> <p>契約の際に文言変更等を要求されることがあるが、入札図書に添付してあるため、この条件で応札したと相手を説得しやすい。</p>
4 施工段階の設計変更について
ご意見欄：
5 積算に関連する事項について
1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般
ご意見欄：
<p>2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性</p> <p>→市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど</p>
ご意見欄：
<p>3) 積算方式に対する問題意識、提案</p> <p>→積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）</p>
ご意見欄：
6 応札動機に必要な要件・環境
<p>ご意見欄：</p> <p>外務省、JICA は門戸を広げようとしているが、広げすぎると、逆に撤退していく海建協加盟業者のほ うが多くなるのではないかと懸念している。新規参入の会社が規模は小さい傾向であり、品質、安全管理等の基準が違うため、同じ土俵で戦う相手ではない。（国内ではまずありえない。）</p>
7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について
ご意見欄：
<p>8 その他関連する事項</p> <p>→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>・地道にプロファイ業務を行う会社と、そうでない会社の不公平感を無くすため、海建協、国建協等プロファイを点数化し加点する、準総合評価方式のような入札制度の導入を期待する。また、JICA において、建設会社、商社等からのプロファイ案件を提案できるように制度化できれば、コンプライアンスを含めて案件形成が行いやすい環境となる。</p>

・コストプラスフィーの導入

緊急な案件、初めて ODA をつける国、治安上問題のある地域では、応札者が少なくなり、リスクをコストに見込むために不落の可能性がある。そのようなリスクを避けるための手段とも考えられる。

オーストラリア (AUSAID) では、このような発注方式が過去にあった。

社名	記入者 (問合せ窓口)	TEL	メールアドレス
I 社 (2/5)			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容 (調査、計画、設計、積算などを含む) に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

- ・(無=無償) B/D 期間、D/D 期間が非常に短期であり、適確に計画が出来ていないため、その歪みが施工時に来ています。一方、B/D から D/D までの間に遊びの期間があり、結果として B/D、D/D 期間全体が長くなっています。B/D と D/D を合体することを考え、B/D 終了時を中間報告とすることも一案だと考えます。
- ・(無) 地盤調査、及び地形調査が十分に行われていません。また、調査のレベルが低く、設計・積算に問題がなくても、施工段階で問題となることがあります。工事中の設計変更を行わないためにも、より適確な調査が望まれます。
- ・(無、有) 機械等損料は日本の損料単価をベースに積算していると思われませんが、日本では特殊機械でない場合でも、海外、特に発展途上国では特殊機械となる場合があります。例えば、場所打ち杭の機械やクレーンなどは現地では日本に比べ相当高いものになります。これら特殊機械の単価については現地の実情に合わせるため、現地の見積り等で単価を算出して頂きたい。
- ・(無) 無償工事対象国において該当工事用資材が全て手配出来ないにも関わらず、近隣国からの第 3 国調達が制限されています。
- ・(無) 無償工事対象国において、常設のコンクリート・アスファルトプラントがないにも関わらず、B/D、D/D において、当該国にあるように計画、積算され、スペックに規定されています。適正な積算がなされているとは思えません。
- ・(有) 調査相手は関係ある中央官庁だけでなく、地方官庁、自治体、地元等に対しても調査を行う必要があります。一般住民のプロジェクトに対する考え方、及び周辺環境に対する考え方が近年変化して来ており、施工時、一般住民への対応 (住民問題) について、企業者、コンサルタント、コントラクターの責任がはっきりしない場合があるため、調査時、これらの責任範囲について明確にする必要性があります。
- ・(有) 設計から積算に移る過程で、行政機関等が、政治的背景の下に追加施設 (たとえば、Interchange) を強引に押し込んでくる Case (予算は変わらず、それなりの Cost 削減の Idea を並行して提出されますが)、又、特別円借款の Case では、日本調達枠の概念が導入されるため、この時点で設計の一部 (Spec、構造) の変更を押し込んで、日本調達枠が確保されている Case があります。土木工事の本来の姿は、現地にある資源を出来るだけ利用して効率のいい設計 (Cost が低く、施工も Smooth) を目指すことにありますが、この精神が損なわれています。特別円借款等の条件については、設計時点でも In -Put されているはずですが、コンサル末端まで通じていない Case が見うけられます。

即ち、企業者、コンサルの理解が、十分になされていない現状があります。Loan、E/N時点での企業者への教宣が重要です。

- ・(無・有) 事前調査に関し、一般的に期間、費用が不足しており、どのような内容を事前調査するのか、JBIC、JICAによる技術面のチェックが不十分であるように見受けられます。新JICAには、これらに対応するために、技術面でのレベルアップが望まれます。

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄：

- ・(無) 材料などは当該国での調達が多いため、現地貨の比率が高くなり、特に為替の影響を受けやすくなっています。
- ・(無) 先方負担事項が実行されないことがあります。特に電力の供給体制等について、僻地で電気が来ていないにも関わらず、契約書に記載されていることがあります。
- ・(無) 先方負担事項の不履行がいつもあります。用地買収・進入道路・架線/埋設管移設・障害物撤去・各種認可・工事許可書取得等、現地乗込みまでに終わっておらず、工程・コストに大きな影響を与えます。
- ・(無) 工事中、企業者より契約外追加工事の依頼があります。こういった場合、コンサルが企業者側へ「無償工事は設計変更が無い。」の説明をせず、コントラクターへ押し付けてくることがあります。
- ・(有) リスクは、不可抗力的リスク、発注者-コントラクター間の関係によるリスク、予測出来ない自然条件によるリスクに分けられます。その中で、物価・為替変動リスクが不可抗力的リスクになってきていることに注視すべきです。
- ・(有) 受注産業という性格上、請負業者は一度受注したあとは工事を完成させなければなりません。利益が出ないからと言って、日本のコントラクターが工事途中で撤退した場合、英断とはみなされません(東芝の次世代DVDのようには行きません)。大型工事においては工期が4、5年近くなるものもあり、目まぐるしく変化する国際情勢の中では、その工事自体がリスクとも言えます。また支払い通貨により、為替変動によりコントラクターの利益が大きく変動しますが、それをラッキー・アンラッキーで片付けてよいものではありません。
- ・(有)
 - ・物価変動：すべての建設資源における調達先市場の物価変動リスク。
 - ・為替変動：資源調達先国、あるいは使用通貨、請負価格と原価の通貨別内訳の差異、資金送金のタイミング等によるリスク。
 - ・先方負担事項不履行：土地収用の遅れ、あるいは失敗による工事進捗への影響。地元自治体・住民に対する、工事の影響評価の説明責任の欠如や対応の拙さが工事妨害に発展するリスク。
 - ・数量変動：契約数量を超過した場合、出来高認定が長期間保留(設計変更対象で処理に時間がかかる)。
 - ・自然条件の相違：基礎地盤の地質が計画時の予想と大きく異なり、設計変更、工事遅延の事由となるリスク。コスト・時間のインパクトに対するエンジニア・企業者の正当な評価、補償が得られないリスク。
 - ・工事中断・手戻り：企業者の契約不履行を理由に請負者は中断権は行使できるが、中断自体がリスク(投資資金を含む資源の損失)。

- ・意思決定の遅延：事象発生に対し、エンジニアの調査・評価、企業者の評価・審査、（さらに政府機関の承認）を経て結論に至るまで相当時間を要する。能力不足、システム上の問題が影響。
- ・(有) **BQ** 内容を含み、入札図書の工事内容が不明確な場合、あるいは入札図書の中に様々な齟齬があり、問題をそのままにして工事が始まった場合、コンサルの意思決定の遅延により工事の進捗が遅れ、コントラクターに不利な影響が生じます。こういった不明確な工事内容を確認することは、限られた入札期間内では非常に難しく、対応策として入札期間をより長くすべきです。
- ・(有) **FIDIC** 契約条件は、少々の問題はあるものの、リスクの分担がかなり公平に出来ています。問題は、契約条件を守らない査定をするエンジニアがいて、発注者がそれを黙認する事です。若しくは、発注者がエンジニアの査定に干渉することです。従って、**FIDIC** 契約条件の最大のリスクは、自然現象でも、社会現象でもなく、契約監理者・発注者のモラルです。
- ・(有) **Risk** は最後は、**Cost** にどういった形で転化するか、という問題になります。又 保険等の問題も最後は **Cost** に転化されます。ただし、企業者の組織に絡む問題等、政府内の多層的な意志決定 **System** については、当該国についての知識が不可欠です。これらに対する **Cost** 算定については、新規参入者には難しいのが実情です。

2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案

ご意見欄：

- ・(無) 現状の契約では、発注者、**JICA**、コントラクターのリスク分担が不明瞭です。コントラクターのリスクの対処方法は、「追加費用の認定」、「工期延伸の認定」、「契約の中断、あるいは解除」に分類されます。現在の契約では、これらのリスクに対し対応方法が考慮されておらず、どのような場合に、コントラクターの追加費用の認定、工期延伸の認定がなされるのかを明確にすべきです。
- ・(無) 無償工事の対象となる国では現地通貨ベースの物価上昇が激しく、工事費への影響が大きくなります。エスカレーション条項を契約書に入れるべきです。
- ・(無) **B/D**、**D/D** 時から入札時までの間の物価上昇は無視出来ないものがあります。**B/D**、**D/D** 時の予算に物価上昇分を、別途予備費として計上が必要です。
- ・(無) 急激な物価の上昇（燃料、鉄鋼製品）などは、リスク対応できないのが実情です。エスカレ項目が必要です。
- ・(無) 現場の施工監理（エンジニア）に、予備費も含め、追加費用についての裁量が必要です。
- ・(無) 先方負担事項の不履行を防ぐため、**B/D** 時に分かっている企業者の負担事項について、入札までの間に現地 **JICA** 事務所で毎月報告させる、あるいは **JICA** 事務所で確認する等、必ず履行させるようなシステムが必要です。
- ・(有) 予備費という言葉ではなく、リスク対策費という言葉が適当です。有償・無償共投資ファンドにお金を融資している訳ではなく、コントラクターもその投資ファンドを購入している訳ではありません。日本政府が国際協力という名目で、適正な融資を行っているはずで、極端な表現をすれば、予備費がなければ、建設工事への入札参加自体が賭けに近いものになって来ます。
- ・(有) 諸リスクに対するコスト評価と予備費の計上は必須です。予備費に上限を設けるケースが多いのですが、上限枠撤廃あるいは変動の余地を残しておくべきです。設計変更手続きや契約（金額）変更手続きの迅速化を義務付け、認定保留や取下げ遅延を回避し、請負者の工事資金収支の悪化を防いで下さい。
- ・(有) リスクに対し予備費での対処方法も一案ですが、リスクを少しでも減らすため、工事仕様書に関しては、他国で使用した仕様書をそのまま持ち込むのではなく、当該国の実情に合わせ、当該国で一般的に採用している工事仕様書を参考にすべきです。また、入札契約書式については統一版を導入す

べきです。

- ・(有) 建設工事契約が、特に競争入札を経て決められた場合には、契約金額どおりに終わる事はあり得ません。予備費が必要とされる原因の一つは、設計図書の完成度です。低ければ低いほど設計変更は多くなります。最低 15%の予備費は必要です。それを、発注者が予算として確保すべきです。予算として確保した証明として予備費を入札業者に公表する方法の一つが、B/Q 入札ならば予備費を B/Q 項目の一つとすることです。然し、全体予算が不十分ならば、それも無意味になります。融資者(新 JICA)が、発注者予算に適切な予備費がある事を確認する必要があります。
- ・(有) 予備費の正当性、妥当性に関し、D/D 後と、入札金額の Concurrence 時に、企業者の予備費について、JBIC が再確認する System を JBIC Guideline の中に織り込んで下さい。
- ・(有) コントラクターリスクを排除する Fair な制度が求められます。以下を要望します。
 1. 物価：基本的に全ての工事にエスカレーション条項を採用する。エスカレーションは、一式工事に機器等全ての BQ 項目を対象とする。
 2. 為替変動：無償工事についても通貨別契約を採用する。
 3. 政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行：Cost 増を設計変更で精算する。工期延伸を認定すると共に、工期延伸に関わる費用増を設計変更により精算する。
 4. 数量変動：無償工事においても基本的に数量精算を採用する。ただし、(経費等) 工期に係する費用については、BQ 精算と別途 BQ 項目 (General Items 等) を作成する。
 5. 自然条件の相違：Cost 増を設計変更で精算する。
 6. 工事中断・手戻り：Cost 増を設計変更で精算する。
 7. 自然災害：Cost 増を設計変更で精算する。
 8. 意思決定の遅延：Cost 増を設計変更で精算する。
 9. 予備費：予備費を確保する。追加円借款などの対応についても簡便にする。
 10. ベトナム等の円借款では、予備費が BQ 計の 10%となっている契約があり、エスカレーション、設計変更増が 10%を越えても、契約金額は 10%で事実上縛られ、Unfair な契約になっています。こういった予備費の上限を廃止すべく、契約書作成時指導下さい。

3) 入札書類(設計図面、技術仕様書など)の施工者の立場から見た時の信頼性・課題(無償、有償)→施工者としての確認の程度、確認の必要性など

ご意見欄：

- ・(無) 地盤調査の信頼性が低いため、場合によっては、再度ボーリング調査を行う必要が出て来ます。再度調査する場合には、全てコントラクターの持ち出しとなります。エンジニアが追加費用について裁量を持ち、エンジニアの判断で再調査が指示出来るようにして下さい。
- ・(無) B/D 時の現地調査資料(気候・降水量・河川水位・地質調査ボーリングデータ・埋設管図・既設構造物図面等)を入札図書に添付を義務付けて下さい。
- ・(無) 仕様書において現地にある材料とスペックの整合性がない場合があり、現地にないものをスペックに規定された場合全て日本調達となり、コスト増となります。
- ・(無・有) 限られた時間内に作成される入札書類は完全なものでありえません。また、入札書類によるばらつきも大きくなります。入札図書の出来・不出来により、工事を円滑に進められるかが大きく左右されます。無償・有償案件に関わらず、コンサルタントが作成する入札書類図書の内容を評価する仕組みを作して下さい。
- ・(有) 入札図書の不備、あるいは現場状況に即した最適設計の観点から、設計変更(図面、仕様)は不可避です。

- ・(有) 入札書類（設計図面、技術仕様書）作成時の設計業務に際し、現地コンサル作成書類については必ず日系コンサルが確認する必要があります。また、技術仕様書において、他国での仕様書をそのまま引用することなく、当該国の実情を十分調査し、現実に沿った仕様書を作成すべきです。
- ・(有) FIDIC 契約条件を契約条件として使う工事では、設計図書の責任は発注者側にあります。但し、エンジニア/発注者が、その責任を設計図書の確認義務を負わずことで、コントラクターに転嫁することが問題です。コントラクターに設計図書の適切性の確認義務を負わずならば、確認能力の低い業者が受注する確率が高くなります。まともな業者は競争に勝てない不条理が発生します。
- ・(有) D/D の後、コンサルは、企業者の In House コンサルにならざるを得ない面があります。設計が、バランスを欠いたものになっていないかの Check を Impartial な立場で、JBIC にアドバイスできる機関が望まれます。

3 契約方式について

1) ランプサム方式、BQ 方式

ご意見欄：

- ・(無) 現状、全ての工事で一式固定価格契約です。この契約方式は、設計がきっちり固まっている場合に適しています。案件によっては、調査時 (F/S、B/D、D/D、) 数量を確定するのが難しい工事もあり、全ての工事を一元的に一式工事とすることには矛盾があります。案件により、上水工事等では設計施工契約方式も考えられます。
- ・(無) 現在の契約では、工期は XX ヶ月でなく、XX 年 3 月 15 日迄となっており、入札時期、契約時期がずれた場合に無理な工程となります。工期は期間で規定すべきです。
- ・(無・有) 工事の内容によって、ランプサムか方式か BQ 方式か、適切な方を採用すべきです。数量が変わる可能性のあるものは BQ 方式で行い、数量を精算する業務を経費に計上して下さい。
- ・(有) ランプサム方式は、言わばどんぶり勘定契約と言えます。工事内容を熟知し、お互い信頼関係のある発注者・コントラクターの間で、手間を省くためには成立する方式であると思います。物価・為替変動がコントロール出来なくなった現在の国際情勢においては、ランプサム方式は、例え無償案件であっても適当ではありません。少なくとも物価変動を考慮してエスカレ条項は入れるべきです。
- ・(有) 原則、BQ 方式が望ましい。ランプサム方式は、物価変動や設計変更のリスクが工事費に影響しない場合の特例です。
- ・(有) 詳細設計、図面、使用スペック、B/Q について、コントラクターが明確に把握出来るのであればランプサム方式は可能ですが、基本的に B/Q 方式を採用すべきです。
- ・(有) 設計図書の完成度によらず、BQ 入札とするならば、業者は入札時に数量拾いをする必要がなくなり入札コストは低くなります。又、各入札業者が数量拾いをするならば、低い方に拾い間違いをした業者が受注する確率が高くなり、公平な入札とは言えません。BQ 方式が良いに決まっています。但し、FIDIC 契約条件に示されたような BQ 精算条項がある事、そしてそれをエンジニア、発注者が遵守する事が前提です。又、リスクを入札段階では適切に評価できない場合には、GMP 契約も一案です。
- ・(有) BQ 方式の契約であっても、ランプサム BQ Item がある場合には、設計責任も絡む場合が多く、常に問題をはらみます。ランプサム BQ Item についての Spec. の記述 (設計責任、Measurement 条項の Criteria) を統一化して下さい。
- ・(無・有) ランプサム方式は、発電所工事などコントラクターにより設計施工を行う場合に適切な契約形態です。入札時、基本設計により数量を計算し、工事受注後、詳細設計を行い、数量を減らすこ

とを目指し、工事中の予想外の支出に備えます。

現状の無償工事で行われているような、設計はコンサル、施工は一式でコントラクターで、設計上のリスクを含め、工事期間中のリスクは全てコントラクターが負うような契約形態は **Unfair** であり、邪道です。余裕のある予算が組め、工事期間中発生されるこれらのリスクがカバーされる場合にのみ成り立つ契約形態です。現在は積算が厳しくなって来ており、それに伴い、工事期間中のリスクは **Fair** にカバーされる契約形態が求められます。

基本的には、BQ 精算が **Fair** だと思います。また、経費等工期に関わる費用については、数量で精算されることなく、別途の **General Items** を設けることが妥当と考えます。

2) 契約書、契約条件書のあり方など

→当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など

ご意見欄：

- ・(無) 設計変更に対応できる契約として下さい。
- ・(無)無償工事の現在の支払条件 (40%・30%・20%・10%) で、中間払いのマイルストーンが規定されている場合、先方負担事項の履行状況によっては工事終了間際まで支払いを受け取れなくなる場合があります。その場合、コントラクターは前渡金 (40%) だけで工事を完成させなければならなくなり、コントラクターの (金利を含め) 工事収支に大きな影響を与えます。マイルストーンの規定を無くし出来高%で統一して下さい。
- ・(無) 単年度・国債案件でも最終年の最終支払で工事完成時期が 3 月 15 日であるにもかかわらず、支払い手続きの関係から、最終支払証明 (完成証明) を 2 月中旬には東京へ送付しなければなりません。実質、工期の 1 ヶ月前に完成させなければならなくなり、年度ごとの完了時期を廃止すべき、また上記支払システムの変更をお願いします。
- ・(有) **FIDIC** に準じた契約条件が基本です。片務契約とならないよう、とくにエンジニア (コンサルタント)、企業者に対して、新 **JICA** からの指導と教育が必要です。
- ・(有) 出来る限り契約書は簡素化すべきです。変更が発生した場合、費用精算を行おう (新単価を作成しよう) とすると、意思決定、及び契約条件の理解の違いから、決定迄に時間のかかる場合が多いため、常備精算での精算を要望します。
- ・(有) **FIDIC** に準じた契約条件が基本です。片務契約とならないよう、とくにエンジニア、企業者に対して、**JICA** からの指導と教育が必要です。契約条件作成に際し、**FIDIC** 契約条件からの逸脱については、適正、かつ厳格なチェックに基づく、新 **JICA** の承認事項とすべきです。
- ・(有) **JBIC** 案件は、**FIDIC** がベースになっていますが、実際は、当該国の標準約款を **Particular Condition** に記載されており、両者間の矛盾、齟齬が、解消されていません。基本的には、当該国ごとに、**FIDIC** と当該国の標準約款をすりあわせた、**JBIC** の **Guidlne** があり、そこに **Project** 特性や、企業者特性を加味した形で、契約条件書が作られる形が望まれます。契約条件書の作成に時間がかけていないことと、どうしても、コンサルは企業者の圧力から逃れられないことに問題があります。
- ・(無・有) **JBIC**、**JICA** による契約書の内容のチェックが不十分であるように見受けられます。
 1. 無償 契約上、企業者と業者は契約書に縛られますが、実態は、**JICA** とコンサルは契約書より **JICA** ガイドラインに重きを置いており、契約と実態運営に乖離があります。
ガイドラインの内容を基本的な原則に絞り、その内容を契約書に反映させ、契約内容の詳細は契約書に記載し、関係者皆が契約書をベースにプロジェクトを運営する体制が必要で

<p>す。</p> <p>2. 有償 企業者とコンサルで契約内容を片務的に修正しており、JBIC による十分なチェック機能が働いていません。</p> <p>新 JICA には、契約面でのチェック能力のレベルアップを強く求めます。</p>
<p>3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要であると思います。ひな型を作成することにより、各々の工事の契約条件書を比較し、チェックする習慣が生まれて来るはずです。JBIC 工事において FIDIC を参照するようなものです。 Guideline があれば、現地での政府出先機関との交渉がスムーズに進みます。

<p>4 施工段階の設計変更について</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> (無) 現状、費用増の場合には契約金額増とはならず、費用減の場合には設計変更減となる傾向が強くなっています。本来一式固定契約では工事スコープ、仕様の変更がない限り、数量増減は契約金額に反映されないものであるにも関わらず、この原則が守られていません。また、本当に設計変更が必要な場合、相手国との協議、JICA との協議に異常な時間がかかります。工事契約に設計変更は当たり前の事であり、設計変更が速やかに行われる体制が臨まれます。 (無) 設計変更がないことが最初から間違っています。 (有) 入札図書作成時に全ての条件を 100%把握し、入札図書におり込むことは不可能です。施工段階での設計変更は工事金額のアップ、ダウンという金額の変動だけに目が行きがちですが、航海であれば航海中の軌道修正必要なように、建設工事契約において施工段階の設計変更は必要不可欠なことです。この設計変更の手続き、決定が、エンジニア/コンサルタント側の能力、姿勢に大きく左右されますが、そのバラつきを小さくする仕組みが必要です。 (有) 設計変更工事が発生した場合、設計変更扱いにすると、最終金額決定まで時間を費やし、工期に影響する場合もあり、また一般的に施工業者の希望価格に合わない場合が多く、常備精算での精算を提案します。 (有) 当初の設計図書通りに工事が終わることはあり得ません。従って、FIDIC 契約条件では変更条項、追加図面発行条項があります。設計者の設計が最適設計であることもあり得ません。従って、FIDIC 契約条件新版では VE 条項があります。 (有) 契約書に VE 条項を盛り込んで下さい。 (有) 設計変更の手順を Simple にして頂きたい。Guideline 的なものが、求められます。

<p>5 積算に関連する事項について</p>
<p>1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> (無) B/D 時の見積りを取っても工事開始迄 1 年以上も有り、入札時には意味を持たない場合があるため、予算作成に際し、物価上昇について予備費の計上が必要です。 (無) 特殊機械等について、日本の積算単価（損料）をベースにして積算しても全く実情と合いません。 (無) B/D 時の見積徴収時、現地・第 3 国の下請業者を使わざるを得ない場合（コンクリート供給・

<p>アスファルト舗装工事・鋼構造物工事・防水工事・建築工事・特殊工事（場所打杭等）等）、工事数量・使用材料の仕様・施工方法等を明確にし、見積依頼することが重要です。コントラクターが乗込んで彼らとネゴする中で、往々にして、図面・数量・仕様無しで見積もりを求められたという話を聞く事があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(有) FS、B/D、D/D の各段階での施工計画、積算精度の向上が課題です。建設資源の調達市場調査結果をデータベース化（更新）し、積算システムの合理化を図る必要があります。日本のゼネコンが受注した場合でも、通常、その国のローカル業者を下請けに使用します。生産性は下請業者の施工能力（機械、労務）やゼネコンのマネージメントに大きく支配されます。品質、安全、工期を厳守するためにも、コスト評価を適切に行い、積算に反映させて下さい。 ・(有) 特に当該国の物価状況、労働者の雇用条件、環境問題と建設市場の状況等、当該国の政情により積算時に考慮する要素の情報収集が必要です。 ・(有) リスクをどのように評価するかに尽きます。 ・(有) それぞれの国情（VAT の取り扱い等の税制他、行政の流れも含めたもの）を考慮して積算出来る方を、コンサルの積算担当に当てる規定が望まれます。
<p>2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(無) 特にクレーンなど特殊機械について、機械が現地にあるというだけで、現地調達可能と判定され、日本の積算基準で積算されてしまい、実際には程度が非常に悪く、全く使い物にならないことがあります。そういった程度の悪い機械を使った場合、能率が悪いだけでなく、大変危険にもなります。 ・(無) コンサルタント（現地駐在施工管理者）に労働法・労働協約について聞いても答えが返って来ません。B/D 時に徴収した労務単価の中に、労働法・労働協約等で定められた支給品（交通費・作業服・安全設備・食堂施設・宿泊施設・慶弔関係費用等）等が反映されているのか疑問です。 ・(有) 新 JICA と OCAJI とが協力し、当該国の物価版を作成し、邦人企業に配布することも一案です。
<p>3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(有) COST PIUS FEE 契約方式も一案であり、また、条件が整えば、設計、施工のランプサム契約も一案です。 ・(有) 設計変更で常に問題になる「経費率」を契約書の Preamble 等で記載するべく、Guideline 等で指導すべきです。
<p>6 応札動機に必要な要件・環境</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(有) 予算枠、予備費の開示が望まれます。

7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について

ご意見欄：

- ・(有) 契約上、エンジニアが企業者で、コンサルタントは単なるアドバイザーにすぎず、コンサルタントの立場に重きが置かれていない案件があります。にも関わらず、実際は契約上と異なり、コンサルタントはエンジニアの番犬だ、JBIC の金庫番だと言うような、コンサルタントの態度、姿勢について指導をお願いします。
- ・(有) ・発注者：当該国の政情により適正な予算作成が難しい。
 - ・コンサル：契約条件書、技術仕様書等は当事国の建設実績に沿って作成し、他国の実績をそのまま持ち込むべきでない。
 - ・新 JICA：当該国の建設関連物価情報収集により物価版を作成し、邦人企業に配布する。
- ・(有) 発注者/コンサルタント/コントラクターの責任分担は、少々の問題はありますが、FIDIC 契約条件にかなり公平に示されています。問題は、その通りに運用されないことにあります。
- ・(有) コンサルの立場を E/N、L/A の中でもっと明確にしてもらいたい。
- ・(有) プロジェクトを進めて行くための非常に大きな要素は、問題が生じた時、誰が Fair に Judge するかということです。特に有償工事では、支払いを行う立場と支払いを受ける立場の違いから、企業者とコントラクターは利害が対立する場合が多く、また、コンサルも企業者との契約関係から、企業者側に付くケースが多く、従って、現場では企業者+コンサル対コントラクターとなる場合が多く、本来 Fair な Judge を行うべきエンジニアの不在が現状です。

新 JICA には、Disbursement に対する関心のみならず、プロジェクトのスムーズな進捗のため、プロジェクト実施主体として、コンサルタント任せでなく、プロジェクトが契約に従って運営されているか、プロジェクト運営について Fair な立場に立ち、管理、指導が必要です。問題解決のため、契約的な判断も必要であり、マネージメント能力、技術的、契約的全てにおいてレベルアップが必要です。

8 その他関連する事項

→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など

ご意見欄：

- ・(無) ○○緊急工事と呼ばれる無償工事において、緊急性があるにもかかわらず、現地政府の要請から入札まで最短で 2 年半、工事实施 1 年半とすれば約 4 年もかかるため、日本の無償工事に対する現地政府の要望度が低下するのではと思われる案件があり、手続きの簡素化、スピードアップが必要です。
- ・(有) 殆どの日本のゼネコンは、海外工事の粗利率は国内工事に比べて低いのが現状です。現時点では日本国内の工事量が少なくなり、ゼネコンは揃って海外工事受注を上げようとし、競争となり、博打に出ます。しかしゼネコンの淘汰・再編が進み、日本国内での競争が現在ほど激化していなければ、日本海外進出企業の海外工場建設工事等は別として、海外工事を無理に受注する必要も無くなっていくと思います。
- ・(有) 日本では競争による低価格だけであったものが、海外では競争による低価格+もろもろのリスクとなってくると、わざわざ海外工事を受注する意味もなくなって来ます。契約書に基づいたリスクの分担がなされているかをきちんとチェックしていく必要があります。設計・ガイドラインの位置づけの中に、リスク WG という組織が記載されていますが、この組織は、工事中に発生したリスク評価を継続して行い、フィードバックしていく仕組みが必要であると思います。

- ・(有) 今回のアンケートの回答を一言でいえば、FIDIC が契約条件のベースであるプロジェクトに限れば、例えば新版におけるエンジニアの中立性等、契約条件そのものに少々の問題があるものの、それ以上に問題なのは、契約条件の運用にあります。その責任の一端は、不適切な運用を徹底的に追及するのをあきらめざるを得ない受注者側にもあり。又、徹底的に追求する社会環境にないことにもあります。
- ・(有) JBIC Guideline の存在を契約書に入れ込み、JBIC の関与する部分を明確にして頂きたい。

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
I 社（3／5）			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄：

1) 先方負担事項の不履行

1-1) 先方負担事項の説明不足、指導・対処不足

積算時等に、JICA 現地事務所やコンサルタント等、関係方面から負担事項について一通り説明がなされているものの、被供与国の法制度および意志決定手順までは踏み込まず、「とにかくこれだけの負担事項につき、対処願う」との履行依頼、それに対する「善処します」との回答が散見される。

いちいち全部を書き出すことは不可能であるが、継続して工事を行っている国であればどのコントラクターも共通で感じている問題点は山積しているはずであり、これらを収集してリストにし、各国毎・案件毎に「履行事項リスト（最小限）」を提示する必要があると思われる。

また、当該コミットについて疑義または不履行が発生した場合、コントラクターだけでなく、関係方面すべてによる調査、指導等を期待する。

例) 「すべての税金は免除」

> 地方税は地方自治体に権限（管轄件）があるような場合、「中央政府管轄の税金は免除するが、地方税は地方自治体の決定になるため、地方自治体と交渉されたし」等と投げられてしまう。

<p>本来の対処法としては、CPとなる相手官庁がEN締結までの間に必要予算措置を大蔵省に申請し、地方自治体に権限がある税金については当該官庁が大蔵省からあらかじめ取得した予算にて、直接コントラクターへ還付するか、または地方自治体に代替支払する形で、コントラクターのリスクを減じる必要がある。実際には相当経験のある官庁で長年無償に従事している担当者が居ない場合、うやむやのうちに還付（または免除）がなされず、コントラクターのコストとなる。</p> <p>> 一つの官庁が長期間継続して無償案件の担当となり、その担当者が長年従事するような案件は殆どなく、道路の次は電気、その次は水道、等、担当が変わるのが普通なため、概念として「免除」がわかっているにもかかわらず具体的な予算措置までは出来ないことも多い。</p> <p>> こうした事実が放置されるとコントラクター側としては「予備費」的にリスクカバーのために費用を積み上げざるを得ず、結果としてODAコストの高止まりに繋がってしまうのも問題。</p>
<p>2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案</p> <p>ご意見欄：</p> <p>1) 対処方法</p> <p>1-1) 主要工事合同調査会議の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界中のODA案件の中からいくつかサンプルを抽出し、当該案件をJICA、コンサルタント、コントラクター、先方政府で実態調査するための「主要工事合同調査会議」を設置する。 ・案件の形成、実施、引き渡し、フォローアップの各段階において、現有の会議体よりさらに密接に一つあるいは複数の案件を注視し、参加者が問題と感じていることを忌憚なく述べ合い、リスクや履行義務の切り分けを行う。
<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p> <p>ご意見欄：</p>

<p>3 契約方式について</p> <p>1) ランプサム方式、BQ方式</p> <p>ご意見欄：</p>
<p>2) 契約書、契約条件書のあり方など</p> <p>→当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など</p> <p>ご意見欄：</p> <p>1) 変化への対処</p> <p>1-1) 先方政府の変更要求</p> <p>EN時点でサインする図面等の契約図書は、その時点で「十分吟味検討され、合意されたもの」ということにはなっているが、実際には現地の人々は「モノが出来て初めて気づく」場合も多く、現地側からの要求として、「AよりBの方が使い勝手が良いので、そうして欲しい」という要求が出ることもある。</p>

現在の無償契約の中では、単価設定や変更手続きの詳細までが決まっていないことが多く、また、意志決定の殆どが東京で行われる体制となっていることもあり、コントラクターから見てもリーズナブルと思われるような指摘、要求事項でも、時として「ランプサム」を理由に却下されている。

こうした要求は、現地の習慣や文化に根ざしていることも多々あるため、メンテナンスがおろそかになったり、その部分はあまり使用されなかったり、といった、小さな問題を引き起こすことがある。

2) 契約変更および支払

2-1) 契約変更手続きの迅速化

現在契約変更については、コントラクターとCPとなる相手官庁が署名した後、JICA東京へ提出し、その後外務省へ回って認証されるが、これに短くても1～2週間はかかっている。コントラクターがその主目的である「出来高支払」を受けようとする場合、この外務省の認証の後に、さらに現地政府のアレンジでAPを変更し、その内容を本邦銀行が確認した後、ようやく請求受付となり、その時点から入金までに2～4週間程度を要している。

場合によっては変更契約署名から認証までに1ヶ月、APの打電ミス等による手戻りで数週間の間が開くこともあり、実際の出来率は100%に到達していながら、認証やAPの手続きの間請求が受付にならないケースが非常に多い。

特に期末は契約書への署名、認証、APの開設（または修正打電）のタイムラグが出納閉鎖にかかってしまい、完了証明は3月初旬に出ているにもかかわらず入金は5～6月になる、等の現象が起きている。

これら一連の「支払のための手続き」について一部を同時並行可にする、等、リスクをヘッジしながら時間を短縮できる方法を、金融専門家等と相談して貰いたい。

3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性

ご意見欄：

4 施工段階の設計変更について

ご意見欄：

5 積算に関連する事項について

1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般

ご意見欄：

- 2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性
→市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど

ご意見欄：

1) 単価設定の前提条件

1-1) QCDS (QCDS E) による最適単価 (標準歩係) の調査

C (コスト) 「単価」と一口にいても、それはQ (品質)、D (工期)、S (安全)、そしてE (環境) と密接に関連しており、「どのような品質のものをどれだけの時間で作るか、安全と環境にどれだけ配慮するか」を全部総合して調査あるいは算出しないと、実態とまったくかけ離れた単価になる。

良いものを作るには時間とお金がかかるし、安全にも環境にも配慮せよ、と言われれば「単価」はさらに高くなる。しかるに現地業者にただ単に「労務単価」の調査をした場合、一般的な7～8時間あたりの単価しか提示できないことが多い。さらにそれが必要な税金・手当、最低賃金の遵守等を行っているか等の面も総合的に勘案しないと、実際にコントラクターが工事を実施する段階になって、当初単価と実勢単価がまったく乖離してしまう可能性が非常に高い。

また工期を限定、または短縮すれば、それだけ人と道具を増やす必要があり、さらにそれだけ短期間にすべての材料が揃わない状況も想定され (生産工場能力超過等)、一般に言う「単価調査」だけを行っても、そこにQCDS Eの視点がなければ実態は反映しないため、こうした歩係情報の蓄積作業が、国毎案件毎に必要なとなってくると思われる。

3) 積算方式に対する問題意識、提案

→積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項 (発注者と受注者の積算方法の違いなど)

ご意見欄：

6 応札動機に必要な要件・環境

ご意見欄：

7 発注者 (相手国政府)、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について

ご意見欄：

1) 合同調査会議の設置

会議の設置については上述したが、発注者、受注者、コンサルタント、JICA等々のステークホルダーが、てんでバラバラに自分の立場だけで発言をしているように思える。これは昨今のコンプライアンス志向のマイナス面ともいえる。

癒着をしてはならないが、お互いの寄って立つ手続きや作業理論、法制度といったことを、お互いが知らないままで議論をしても、なかなか実務に根ざした解決策は出てきにくい。

それよりは世界各地の案件の中からいくつかサンプル工事を抽出し、上記全ステークホルダーによる合同調査会議を設置し、お互いに相手がどのような手続き、作業理論、法制度等に立って案件に関わっているかを、個別担当者レベルではなく、組織レベルであぶり出す作業が必要なのではないか。

コントラクターにとっては相手国政府の予算会議はヒトゴト、コンサルタントにとってはJICA東京の意志決定は不可侵、といった状態では、実際に何が問題で、どのようにすれば解決の道に一步でも近づけるか、という点がなかなか明らかになってこない。

お互いに出せる内情出せない内情はあると思うが、全面的に「対峙」する姿勢では、実務的な解決はほど遠いと思われる。

8 その他関連する事項

→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など

ご意見欄：

1) 案件付随ローン制度の創設

1-1) 案件付随ローン制度

受注者が施工をしている間、施主側あるいは実際の使用者（道路通行者や水道利用者）から、案件のスコップ外となっている部分についての追加施工や設計変更を求められることがある。

これまで取られたことのない措置として、その要求内容が妥当なものであるならば、新JICAで低利融資を実施することはできないか。

無償で貰えるという意識であれば、「とりあえず要求してみる」内容でも、「非常に良いと思うので低利でローンをつけるので検討してみたら」となれば真剣に吟味し、不要なものは放棄方向、必要なものは返済を前提に真剣に検討する方向に、相手国側を誘導することが出来ると思われる。

また、施工中であれば変更対処もしやすく、相談相手も居るので、より有意義な施設となることが期待され、被供与国側のオーナーシップ増も期待される。

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
I社（4/5）			

1 F/S、B/D、D/Dなどの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄：

2 コントラクターのリスクと対処方法について
1) コントラクターとしてのリスクの捉え方 →物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、 工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など
ご意見欄： 入札時の条件が工事着工後変化した場合は、速やかな予算の処置及び設計変更を可能して頂きたい。 また、先方負担事項の不履行または遅延が大きく工事に影響している。 是非とも設計段階において解決した上で入札をして頂きたい。
2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案
ご意見欄：
3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など
ご意見欄： ボーリング調査などが不十分なことが多いため精度の高い入札書類にして頂きたい。

3 契約方式について
1) ランプサム方式、BQ方式
ご意見欄： 設計変更を可能にして頂きたい。
2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の 責任、支払い方法など
ご意見欄： 発注者の責任を明確にし、発注者の責任不履行の場合による増額は発注者の資金によって対応する よう義務付けるような契約内容にして欲しい。
3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性
ご意見欄：

4 施工段階の設計変更について
ご意見欄： 減額の設計変更があるのに数量増加に伴う増額の設計変更が難しいのは納得できない。

5 積算に関連する事項について
1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般

ご意見欄：
2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど
ご意見欄：
3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）
ご意見欄：

6 応札動機に必要な要件・環境
ご意見欄：

7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について
ご意見欄：

8 その他関連する事項 →現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など
ご意見欄：

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
I 社（5 / 5）			

1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など
ご意見欄：

2 コントラクターのリスクと対処方法について
1) コントラクターとしてのリスクの捉え方 →物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

<p>ご意見欄：</p> <p>昨今の様に世界的に、原材料・燃料・二次製品等々日々高騰している状況から、基本設計調査後に予算設定がなされも、現行の手続き上では実際の入札までにはかなりの時間を要しており、予算と実際の工事価格とに大きな開きが生じている。</p> <p>数年前から事業化調査という形で、事業費のみの見直しもなされているが、これも閣議にて予算決定された後も現行の無償資金協力では所定の手続きを踏むことによって入札までには一定期間の時間を要することで、いずれにしても実勢工事価格と予算とに大きな剥離が生じている。</p>
<p>2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>追加措置として入札前・工事実施中も、確実に予備費が見込まれるシステムの導入を強く希求する。</p>
<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>設計コンサルタントと実際に施工するコントラクターの思想の違いは当然ある事から、設計図策定段階で、あくまで透明性を維持した形でのコントラクターの確認・チェック・検討内容の反映などのプロセスを入れることは望ましい。</p>
<p>3 契約方式について</p>
<p>1) ランプサム方式、BQ方式</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>プロジェクト内容によって、ランプサム方式では不可能・リスクが高いものがあり、ケースバイケースでBQ方式の案件も是非取り入れるべきである。</p>
<p>2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>現地事情次第では、どう考えてもコントラクターの責務とは言えない自然災害や、先方政府・実施機関の不手際等々であっても、コントラクターが多大な負担を被るケースが多々ある。</p> <p>一民間企業と現地政府機関との協議ではどうしても、コントラクターが泣きを見るケースが多く、大使館・JICAの積極的な介入・支援が行われる体制にして頂きたい。</p>
<p>3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>先方政府に対する履行義務事項の厳格化、及び不履行の際の措置事項を更に明確にすべきである。</p>

4 施工段階の設計変更について
ご意見欄： 予備費等の仕組みで増額不可な場合は、予算の上限が限られる限り当然設計変更措置が図られる仕組みとすべきである。
5 積算に関連する事項について
1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般
ご意見欄：
2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど
ご意見欄： 高品質且つ工期遵守という観点、更には施工期間中の技術移転の観点、日本と異なる特殊事情等々を十分に考慮に入れ、邦人企業が適正・リーズナブルな価格で施工できる単価設定を第一義に行うべきである。
3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）
ご意見欄：
6 応札動機に必要な要件・環境
ご意見欄：
7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について
ご意見欄：
8 その他関連する事項 →現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など
ご意見欄：

社名	記入者（問合せ窓口）	TEL	メールアドレス
(社) 海外建設協会	中山 隆	03-3553-1631	nakayama@ocaji.or.jp

<p>1 F/S、B/D、D/D などの調査内容（調査、計画、設計、積算などを含む）に関するコントラクターとしての問題意識、要望など</p> <p>ご意見欄： 基本設計について</p> <p>① 基本設計はENの金額を決定する重要なものであり、<u>精度の向上が必要である。</u></p> <p>② コンサルタントのMM、調査期間、地質調査データ等が不足している。→精度が低くなる。</p> <p>③ <u>設計にもっと予算と時間を費やして、設計の精度を向上させる。</u>→コストの振れ幅が縮小する。</p> <p>④ 離島、遠隔地、広域の案件は、<u>労務資材の単価設定、現実的な運搬費の計上、現実的な見積もり単価の採用等で特に配慮願いたい。</u>→JICAの方でコンサルタントにアドバイスされたい。</p> <p>詳細設計について</p> <p>① <u>ゼネコンとの契約は、全て詳細設計に基づいて結ばれており、JICAの関連GLの記述において、設計変更は詳細設計をベースにするよう明記されたい。</u></p>
--

<p>2 コントラクターのリスクと対処方法について</p> <p>1) コントラクターとしてのリスクの捉え方 →物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、 工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など</p> <p>ご意見欄：</p> <p>① 物価変動が著しい案件が昨今急増しているので、国内と同じように<u>スライド条項での対応</u>をお願いしたい。（特にアフリカ諸国、鋼材、瀝青材、石油製品等）</p> <p>② 上記について、<u>スライド率の計算では、開始時点を入札時期とするよう明記されたい。</u></p> <p>③ 先方負担事項の不履行（用地取得、免税等）に対しては、<u>工事中断、工事縮小等の断固たる措置を日本国政府としてお願いしたい。</u>コントラクターとしては、現実的に裁判に持ち込むことは難しい。</p> <p>④ <u>政情不安・治安悪化、自然災害等については、理由が鮮明であり対外的には説明が付きやすいので、新しいENの締結で対応願いたい。</u></p> <p>⑤ 数量変動に伴うコスト増減については、国内の公共工事同様精算願いたい。（財源は、その案件の残余金でも不足する場合は、全体の残余金からの支出を検討願いたい。）</p>
<p>2) 対処方法（予備費など）についての問題意識、提案</p> <p>ご意見欄：</p> <p>① フランスでは、FSの段階で<u>10～15%の誤差を見込んだ事業費設定</u>をしている。（当協会調査）</p> <p>② ドイツでも、FSの段階で誤差（数字は不明）を見込んだ事業費設定をしている。（当協会調査）</p>
<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p> <p>ご意見欄：</p> <p>① コンサルタントは調査時間が不足だと思うが、少なくとも現地で調達出来ないような仕様に基づく設計は避けて頂きたい。→JICAでチェックリストによるチェックが出来ないか。</p>

- ② 地質調査はキリがないが、少なくとも案件の鍵を握る重要構造物の基礎に関するボーリングデータは揃える必要がある。→橋梁の基礎等で不足している案件が散見される。

3 契約方式について

1) ランプサム方式、BQ方式

ご意見欄：

- ① ランプサムで良いと思う。
- ② 但し、ランプサムだから金額増は認めないというのではなく、国内の公共工事のように内訳書を提出させて、金額変更を認める方式に改めるべきである。
- ③ BQ方式については、予備費の計上とも関係するが、コンサルタントの負担も大きいと思われる。現実的ではないと思う。

2) 契約書、契約条件書のあり方など

→当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など

ご意見欄：

- ① 世界有数の国際援助機関となる新JICAが、片務的契約条項が多い現行契約条件書に基づくのは好ましくなく、FIDIC、公共工事標準請負約款等の国際標準に沿った改定が望まれる。
- ② 不可抗力は発注者責任として頂きたい。
- ③ 瑕疵担保責任に関しては、運用が曖昧となっている。
- ④ 瑕疵担保期間を超えるものについては、原則としてコントラクターの責任ではない。
- ⑤ 支払い方法は、JICAの現方式は優れているもので、現在のままで良いと思う。(前払いは、キャッシュフロー面で大きな役割を果たしている。)
- ⑥ 発注者からの追加要望(契約にないもの)については、外務省とJICAできっぱり断って頂きたい。基本的には、ゼネコンの守備範囲外の仕事であり、現場のコンサルタントとゼネコンは対応に苦慮している。

3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性

ご意見欄：

- ① 必要であり、片務的契約条件を改善して頂きたい。(設計変更、工期、不可抗力、物価上昇等)」
- ② しっかりしたひな型があると、ゼネコンのみならずコンサルタントの負担が軽減して JICA、発注者の業務改善にも寄与できると思う。

4 施工段階の設計変更について

ご意見欄：

- ① 予備費の計上と片務的契約条件の改善が大前提である。
- ② コンサルタントの設計に時間と費用をある程度かける(現在の 1.5~2.0 倍)と、設計変更は少なくなると思われるが、土木、建築は設計変更が必ずあると言う前提で事にあたられたい。

5 積算に関連する事項について
1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般 ご意見欄： ① 当協会も作成に協力した「 <u>積算GL</u> 」の遵守が第一である。 ② 仮設関係は、JICAが調査中であるように改定の必要性がある。 <u>施工実態調査結果の中間報告</u> を当協会の会員企業にお願いしたい。(事務局は今後の協力を会員にお願いする立場から。)
2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど ご意見欄： ① わが国企業の施工実績が多いアジア地域と、今後案件増が見込まれるアフリカ地域では事情が違ふと思う。 ② <u>材料単価の高騰は昨今著しいものがあり、スライド条項を新設して頂かないと、わが国企業はアフリカ等の進出には慎重になると危惧している。</u>
3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項(発注者と受注者の積算方法の違いなど) ご意見欄： ① 国内の公共工事でも、災害復旧の場合に発注は <u>標準断面に基づき、原単位(延長あたりの単価)に延長を乗じる方式(ユニットプライスに近い)</u> を採用しているが、精算については従来方式である。 ② 設計変更、精算について透明性を持って説明するには、積み上げ方式しかないと思う。 ③ コスト縮減を念頭に置いて無償プロジェクトを進めるのは、わが国の現在の緊縮財政下で当然のことであるが、同時に <u>無償プロジェクト実施の安全、環境、地元雇用面等への配慮も課題である。最前線で汗をかいている、実施の担い手であるコンサルタントとゼネコンがコスト縮減による重圧でつぶされないように、必要なコストは計上する姿勢は堅持されたい。</u>

6 応札動機に必要な要件・環境
ご意見欄： ① <u>案件の大型化をお願いしたい。(10億円以上に)</u> ② アフリカ等で不安定要素が多いと予想される案件は、当初から予備費を計上されたい。 ③ 予備費計上、片務的契約条項の改正が実現すれば、応札社は確実に増加すると思われる。
7 発注者(相手国政府)、受注者、コンサルタント、JICAの役割、責任分担について
ご意見欄： ① 発注者には、用地の買収、免税、治安の確保等をお願いしたい。 ② 受注者は契約に基づき、発注者に対して日本の顔の見えるインフラを施工する責任を有する。 ③ コンサルタントは、発注者とコントラクターに対してはザエンジニア的な役割を果たす。 ④ JICAは、外務省と一体的に、プロジェクトの進行を円滑にする役割をお願いしたい。

8 その他関連する事項

→現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など

ご意見欄：

- ① 無償については、予算の単年度主義の原則から、今まで工期が制約された。それが、外務省からJICAへの権限委譲に伴い、柔軟性が増すことになり効果が期待できる。評価したい。
- ② 新JICAにおかれては、技術協力、無償、有償と3部門を扱う世界有数の援助機関になるわけだから、従来にもまして部門間の連携をお願いしたい。 今回の上流部における調査は、その意味でも大変評価出来る。
- ③ 今回、JICA、JBICとも組織統合に関連して、我々民間の意見を熱心に聞く機会を多く設けて頂いている。 このことに、感謝申し上げ今後とも対話の充実をお願いしたい。

以上

JICA 事前調査～入札段階タスクフォースへの意見収集 (2008/3/7)

(意見交換のための具体的論点リストより)

社名	記入者 (問合せ窓口)	TEL	メールアドレス
J社			

1 F/S、B/D、D/Dなどの調査内容(調査、計画、設計、積算などを含む)に関するコントラクターとしての問題意識、要望など

ご意見欄:

2 コントラクターのリスクと対処方法について

1) コントラクターとしてのリスクの捉え方

→物価・為替変動、政情不安・治安悪化、先方負担事項の不履行、数量変動、自然条件の相違、工事中断・手戻り、自然災害、意思決定の遅延など

ご意見欄:

- ・ 物価上昇: BD 積算時から実施まで 1 年程度の時間差があり、物価の高騰している現状では、1 年前の予算で予算上限を決定するのは不可能である。
今までは設計変更により物価上昇分の調整をしてきたが、相手国側と協議を重ねてきた設計図書完成後では設計変更にも限度があるので、物価上昇調整に十分な予備費が必要と思う。
物価上昇に関しては供与対象国の物価変動を計る公的資料が乏しく、どこまで上昇したか証明するのが難しい。実施前にコンサルが現地物価調査を再実施する必要がある。
- ・ 為替変動: 為替変動による積算価格調整も設計変更のみで調整されていたが、現状の為替変動を設計変更のみで調整するのは難しく、予備費が必要。
- ・ 先方負担事項の不履行: 過去の工事で契約しても先方負担の敷地造成を開始しないで、着工が半年遅れた事例がある。弊社としては契約後、職員を配置しその間の経費が無駄に費やされているが、それに対する補償はなかった。契約不履行あるいは遅延に対する金銭的なペナルティ条項があってもよいのではないか。
- ・ 数量変動: BD 時の鉄筋数量は構造設計を概算で終わらせるケースが多く、コンクリート数量あたりの概算鉄筋量で積算されているが、JICA 審査室の概算基準が日本の歩掛を目安としており、コンクリート断面が小さくてもすむ国では日本の歩掛では足りず、鉄筋数量が実施設計後は鉄筋数量が増加する。予算が決まった後で増加分を調整するのは難しいのでこれも予備費が必要。

2) 対処方法(予備費など)についての問題意識、提案

ご意見欄:

- 1) に記載

<p>3) 入札書類（設計図面、技術仕様書など）の施工者の立場から見た時の信頼性・課題（無償、有償） →施工者としての確認の程度、確認の必要性など</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 技術仕様書は日本の標準仕様書の和訳が多く、現地材料を出来るだけ利用するという現在の JICA 方針にそぐわない仕様が多々見受けられる。（例：アルミ建具は現地材を利用する計画なのに日本の性能基準が記されていて、試験を受けていない現地材仕様書に準拠できない） ・ 現地コンサルに設計協力させ、本来の日本のコンサルがほとんどチェックしないまま入札にかかる設計図面を見かける。JICA 審査で図面内容も確認する必要があるのではないか。

<p>3 契約方式について</p>
<p>1) ランプサム方式、BQ 方式</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>2) 契約書、契約条件書のあり方など →当初条件からの変化への対処、不可抗力の取り扱い、瑕疵担保責任、受注者・発注者の責任、支払い方法など</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>3) 無償資金協力の契約条件書ひな型の必要性</p>
<p>ご意見欄：</p>

<p>4 施工段階の設計変更について</p>
<p>ご意見欄：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設計事務所に監理を委託しているのに、設計変更は全て事前申請で JICA の許可をとるという仕組みは、工期の限られた援助工事では不可能。設計変更は事後報告に改めてもらいたい。予備費で追加工事が発注できる仕組みに変えれば、もっと柔軟な対応が可能になるのではないか。

<p>5 積算に関連する事項について</p>
<p>1) 海外での建設工事積算に配慮すべき事項全般</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>基本計画調査チームの積算担当者がプロでないケースが多い。 また、海外工事に通じた積算担当者を抱えた事務所も少ないと思う。 そのような担当者が短期間の調査で現地事情もわからないまま、日本の積算基準で 3 社比較を基に、一位代価を積み上げるのは、無駄な作業のような気がする。</p>

<p>2) 材料単価、労務単価、機械損料、材工単価などにおける海外工事での特殊性 →市場単価に幅がある、労務能力に幅がある、邦人企業が契約できる現地企業及びその契約金額に制約があるなど</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>3) 積算方式に対する問題意識、提案 →積み上げ方式、ユニットプライス方式、その他積算の考え方・方法に関連する事項（発注者と受注者の積算方法の違いなど）</p>
<p>ご意見欄：</p> <p>B/D の積算については一意代価積み上げ方式が採用されているが、実際の現地下請け発注では、日本の積算基準で認められた下請け経費率では現地業者利益がまかなえない。日本の高い労務単価をベースにした経費率を現地の実情に応じた経費率に修正できる調整が必要。</p>
<p>6 応札動機に必要な要件・環境</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>7 発注者（相手国政府）、受注者、コンサルタント、JICA の役割、責任分担について</p>
<p>ご意見欄：</p>
<p>8 その他関連する事項 →現行の資金協力の制度・枠組みに対する問題意識、提案など</p>
<p>ご意見欄：</p>

以上

